

第2部 防災・減災計画

第1章 計画の主旨、基本的な考え方

第2章 被害想定と減災目標

第3章 市民・地域、事業者等と行政の役割分担

第4章 防災・減災への取組み

- | | |
|-----|---------------------------|
| 第1節 | 災害に強い都市（まちづくり） |
| 第2節 | 市民・地域の防災力の向上（人づくり） |
| 第3節 | 市民・地域、事業所等との連携・協働（しくみづくり） |
| 第4節 | 危機管理体制の整備 |

第5章 計画の推進のために

第2部 防災・減災計画

第1章 計画の主旨、基本的な考え方

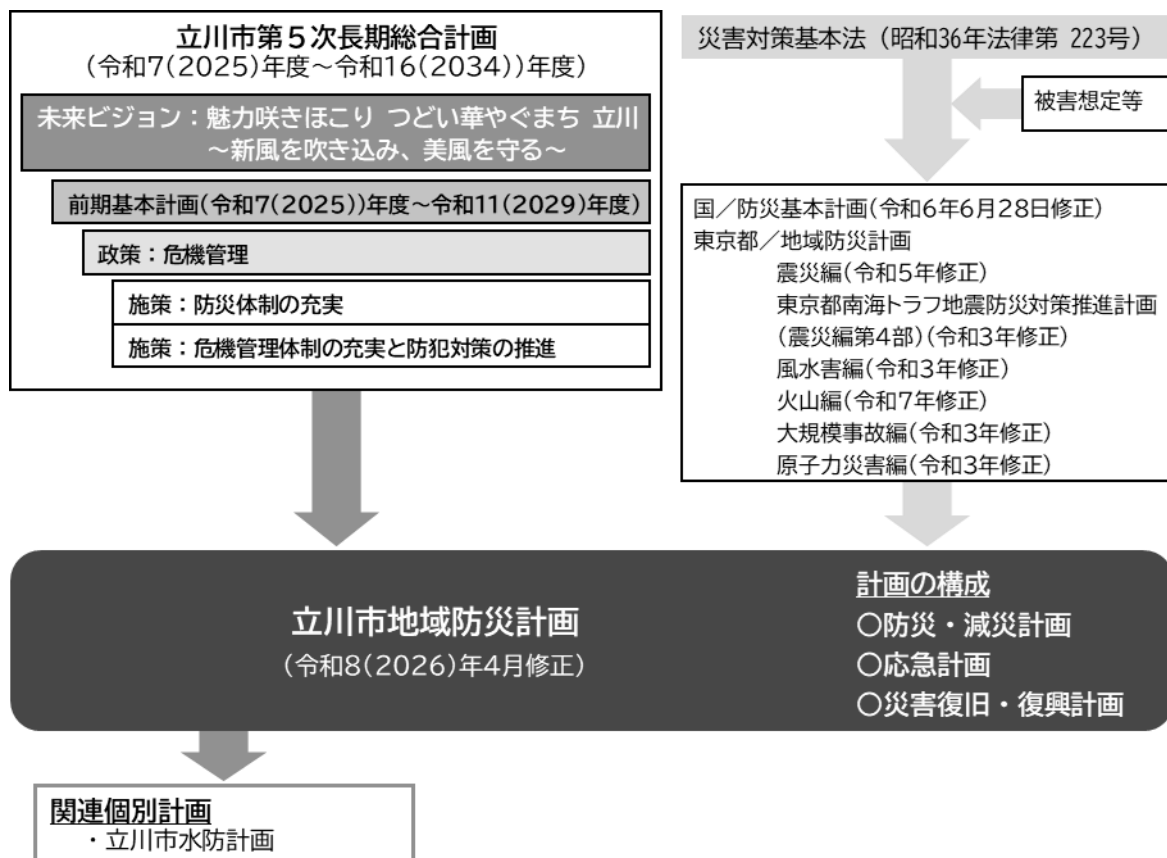
第1節 防災・減災計画の位置付け、主旨

(1) 防災・減災計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法に基づく地域防災計画の「予防計画」にあたるもので、国の防災基本計画、東京都地域防災計画及び防災関係機関が作成する防災業務計画等と整合を図り策定するものである。

また、本計画は、立川市の第5次長期総合計画に掲げる基本方針及び施策の大綱を具体化する分野別個別計画の1つに位置付けられる。

なお、応急計画及び災害復旧・復興計画を別途定める。



(2) 防災・減災計画策定の主旨

本計画は、平成7（1995）年1月の阪神・淡路大震災及び平成23（2011）年3月の東日本大震災、令和6（2024）年1月の令和6年能登半島地震等の大規模な地震災害の教訓を生かし、災害が発生しても被害を最小限に軽減するための、日ごろからの備えと、発災直後の初動時の体制づくりを目的に、市民・地域、事業所、行政が連携・協働して「災害に強いまちづくり」を進める基本的な考え方やそれらを具体化するための各種施策を体系別にまとめた計画である。

第2節 防災・減災計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

現在の科学水準では、地震等大規模な自然災害を事前に察知し、対策を講じることは困難である。しかし、日ごろからの十分な備えや、発災直後の初動体制を確立することで被害を最小限に軽減することができる。

首都直下の地震の切迫性が高まり、さらに、立川断層帯が市域の中心部を縦走する本市にとって、仮に大きな地震が発生しても、「被害を出さない。」「被害を軽減する。」「避難・救助を円滑にする。」など、減災の視点からの取組がきわめて重要となる。さらに、計画全体を通して女性や子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、難病患者、外国人等の要配慮者の視点を取り入れることが重要である。

防災対策を進めていく上で、基盤整備等のハード面については関連計画との整合性を図りながら進めていく必要がある。一方、少子化、高齢化や核家族化、都市化の進展により地域コミュニティが希薄化する中で、市民・地域、事業所、行政が、自助・共助・公助の適切な役割分担に基づき、それぞれが自らできる範囲で災害に強いまちづくりに取り組むとともに、各主体が連携・協働するしくみづくりの強化が課題である。また、今後は防災対策の実効性を高め、加速化するツールとして防災DXを積極的に活用する必要もある。

本計画は、市民・地域、事業所、行政が連携・協働するしくみづくりに取り組むとともに、「防災」をテーマに、地域づくり、地域コミュニティの活性化を図ることを基本理念とする。

(2) 減災計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

第2章 被害想定と減災目標

第1節 東京都防災会議による被害想定

東京都防災会議は、平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、平成24（2012）年4月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」を10年ぶりに見直し、令和4（2022）年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」を公表した。「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」（平成25（2013）年5月14日）が公表されているが、本市においては「首都直下地震等による東京の被害想定」の結果が最大であるため、これに基づくものとする。

（1）被害想定的前提条件

今回の被害想定を作成にあたっては、前回被害想定以降の防災対策の進展や人口構造の変化など、大都市東京の実情を反映するとともに、全国各地で頻発した大規模地震災害を通じて蓄積した最新の知見を踏まえ、科学的・客観的な手法や最新のデータを用られており、可能な限り定量的に被害が評価されている。

なお、現在の科学的知見では、客観的に定量化できる事項に限られるため、今回の被害想定では、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相も参考としつつ、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして新たに示された。また、現状において想定し得る被害量だけではなく、耐震化や初期消火対策等、今後の取組により見込まれる被害縮減の効果等も初めて推計された。

（2）想定地震

本計画では、本市の被害が大きくなる多摩東部直下地震と立川断層帯地震を対象とする。

項目	内容	
種類	多摩東部直下地震 (首都直下地震)	立川断層帯地震 (活断層で発生する地震)
震源	東京都多摩地域	立川断層帯
規模	マグニチュード7.3	マグニチュード7.4
発生確率 (今後30年以内)	約70% (南関東地域で発生するマグニチュード7クラスの地震の発生確率)	0.5～2%

(3) 想定するシーン

地震発生時間帯により東京都内に滞留する人々の活動状況は異なるため、発生時刻が変わると人的被害の様相も変化する。このため、本調査では、想定される被害が異なる3種類の特徴的なシーン（季節・発生時刻）を設定した。

想定するシーン（季節・時刻）

シーン設定		想定される被害の特徴
基本シーン	①冬、朝5時	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
	②冬、昼12時	<ul style="list-style-type: none"> オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 住宅内滞留者は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
	③冬、夕18時	<ul style="list-style-type: none"> 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

(4) 被害想定にかかる人口・建物数

東京都の被害想定では、夜間人口は総務省「令和2（2020）年国勢調査」、昼間人口は総務省「平成27（2015）年国勢調査」、建物棟数は総務省「令和2（2020）年度固定資産価格等の概要調書」をもとに被害想定を算出している。

種類	多摩東部直下地震	立川断層帯地震
夜間人口	183,581 人	
昼間人口	201,294 人	
木造建物数	31,414 棟	
非木造建物数	11,344 棟	

(5) 被害想定の特徴

想定結果の主な特徴を以下に示す。

- 多摩東部直下地震では震度6弱のゆれが、立川断層帯地震では震度6強のゆれが市域全体で発生する。
- ゆれによる建物被害は、多摩東部直下地震で約2,600棟、立川断層帯地震で約6,000棟発生する。
- 火災被害（倒壊建物を含まない場合）は、多摩東部直下地震で出火件数7件、焼失棟数453棟、立川断層帯地震で出火件数26件、焼失棟数4,093棟発生する。
- 人的被害は、多摩東部直下地震では、ゆれ（建物倒壊）による死者（負傷者）は16人（561人）、火災による死者（負傷者）は10人（17人）である。一方、立川断層帯地震では、ゆれ（建物倒壊）による死者（負傷者）は99人（2,163人）、火災による死者（負傷者）は99人（402人）である。死亡については、ゆれを原因とするものが最も多く、次いで火災を原因とするものが多い。負傷については、ゆれを原因とするものが圧倒的に多い。
- ライフラインは、立川断層帯地震で上水道の断水率が28.1%、電気停電率が22.4%となる。
- 避難者は、多摩東部直下地震で約1.7万人（避難所避難者数は約1.1万人）、立川断層帯地震で約5万人（避難所避難者数は約3.3万人）発生する。
- 帰宅困難者は、多摩東部直下地震、立川断層帯地震いずれも約3.6万人発生する。また、立川駅周辺の屋外滞留者数はいずれも約1.1万人発生する。
- エレベーターの閉じ込め台数は、多摩東部直下地震で185台、立川断層帯地震で323台前後発生する。
- 災害廃棄物は、多摩東部直下地震で22万t・25万m³、立川断層帯地震で89万t・91万m³発生する。

(6) 被害想定全体像

多摩東部直下地震（M7.3）、立川断層帯地震（M7.4）が発生した場合の建物の被害や火災の状況、死傷者数、避難者数、帰宅困難者数、ライフラインの復旧見込み等を、発災時の風速や発災時間別に次項に示す。

●多摩東部直下地震での立川市の被害想定

1 震源		多摩東部直下地震（首都直下地震）						
2 地震規模		マグニチュード7.3						
3 震度		6弱～6強(6弱：88.0%／6強：12.0%)						
4 気象条件等		冬風速 8 m/s			冬風速 4 m/s			
		5時	12時	18時	5時	12時	18時	
被害想定								
建物被害	全壊棟数	ゆれ	431棟					
		液状化	1棟					
		急傾斜地崩壊	0棟					
		計	432棟					
	半壊棟数	ゆれ	半壊棟数	2,166棟				
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	440棟				
		液状化	半壊棟数	8棟				
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	3棟				
		急傾斜地崩壊	半壊棟数	0棟				
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	0棟				
計	半壊棟数	2,174棟						
		半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	443棟					
出火による被害	出火件数	3件	4件	7件	3件	4件	7件	
	焼失件数	建物倒壊を含む	226棟	285棟	459棟	218棟	275棟	443棟
建物倒壊を含まない		223棟	281棟	453棟	215棟	272棟	437棟	
人的被害	死者	ゆれ建物被害	23人	12人	16人	23人	12人	16人
		屋内収容物	3人	3人	2人	3人	3人	2人
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		火災	5人	7人	10人	5人	7人	10人
		ブロック塀等	0人	1人	2人	0人	1人	2人
		屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		計	31人	22人	31人	31人	22人	30人
	要配慮者の死者	17人	12人	17人	17人	12人	17人	
	負傷者	ゆれ建物被害	601人	580人	561人	601人	580人	561人
		屋内収容物	60人	65人	58人	60人	65人	58人
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		火災	8人	12人	17人	8人	11人	17人
		ブロック塀等	1人	30人	74人	1人	30人	74人
		屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		計	671人	686人	711人	671人	686人	710人
	負傷者のうち重傷者	ゆれ建物被害	38人	39人	37人	38人	39人	37人
		屋内収容物	13人	14人	13人	13人	14人	13人
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		火災	2人	3人	5人	2人	3人	5人
		ブロック塀等	1人	12人	29人	1人	12人	29人
屋外落下物		0人	0人	0人	0人	0人	0人	
計	54人	68人	83人	54人	68人	83人		
ライフライン支障率	電気停電率	3.0%	3.1%	3.6%	3.0%	3.1%	3.5%	
	上水道	12.4%						
	下水道	2.2%						
	ガス※	0.0%						
	電話(固定)	0.7%	0.8%	1.3%	0.9%	0.8%	1.3%	
避難者	避難者	16,207人	16,450人	17,164人	16,174人	16,409人	17,097人	
	避難所避難者	10,805人	10,967人	11,443人	10,783人	10,939人	11,398人	
	避難所外避難者	5,402人	5,483人	5,721人	5,391人	5,470人	5,699人	
帰宅困難者	立川駅周辺	-	屋内滞留者			50,487人		
	滞留者		屋外滞留者			11,450人		
	帰宅困難者数		35,643人			35,643人		
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		182台	185台	185台	182台	183台	185台	
自力脱出困難者数		194人	200人	188人	194人	200人	188人	
災害廃棄物(重量・体積)		22万t・ 24万㎡	22万t・ 24万㎡	22万t・ 25万㎡	22万t・ 24万㎡	22万t・ 24万㎡	22万t・ 25万㎡	

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※ ガス地震対策検討会報告書（1996年／資源エネルギー庁）によれば、阪神・淡路大震災後、地震発生時にはS I値^{*1}が60kine^{*2}を超えた場合に速やかに低圧ブロック^{*3}のガス供給を停止する即時供給停止判断基準（第1次緊急停止判断基準）の導入が提言され、全国の都市ガス事業者の供給停止判断基準として採用されている。

●多摩東部直下地震での東京都全体の被害想定

1 震源		多摩東部直下地震（首都直下地震）						
2 地震規模		マグニチュード7.3						
3 震度		5強以下：22.9%/6弱：48.2%/6強：28.8%						
4 気象条件等		冬風速 8 m/s			冬風速 4 m/s			
		5時	12時	18時	5時	12時	18時	
被害想定								
建物被害	全壊棟数	ゆれ	68,094 棟					
		液状化	1,546 棟					
		急傾斜地崩壊	469 棟					
		計	70,108 棟					
	半壊棟数	ゆれ	半壊棟数	212,439 棟				
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	47,326 棟				
		液状化	半壊棟数	9,373 棟				
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	3,340 棟				
		急傾斜地崩壊	半壊棟数	1,082 棟				
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	205 棟				
計		半壊棟数	222,894 棟					
		半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	50,871 棟					
出火による被害	出火件数	264件	378件	599件	264件	378件	599件	
	焼失件数	建物倒壊を含む	29,070 棟	36,542 棟	94,425 棟	27,209 棟	34,166 棟	88,518 棟
		建物倒壊を含まない	28,253 棟	35,513 棟	91,408 棟	26,437 棟	33,195 棟	85,663 棟
人的被害	死者	ゆれ建物被害	4,079 人	1,874 人	2,593 人	4,079 人	1,874 人	2,593 人
		屋内収容物	261 人	222 人	216 人	261 人	222 人	216 人
		急傾斜地崩壊	42 人	24 人	32 人	42 人	24 人	32 人
		火災	715 人	762 人	1,918 人	671 人	712 人	1,799 人
		ブロック塀等	7 人	65 人	224 人	7 人	65 人	224 人
		屋外落下物	0 人	1 人	3 人	0 人	1 人	3 人
		計	5,104 人	2,947 人	4,986 人	5,060 人	2,897 人	4,867 人
		要配慮者の死者	3,419 人	1,875 人	3,299 人	3,389 人	1,843 人	3,220 人
	負傷者	ゆれ建物被害	70,872 人	59,066 人	60,608 人	70,872 人	59,066 人	60,608 人
		屋内収容物	6,111 人	6,160 人	5,721 人	6,111 人	6,160 人	5,721 人
		急傾斜地崩壊	52 人	30 人	40 人	52 人	30 人	40 人
		火災	2,062 人	2,303 人	7,269 人	1,924 人	2,131 人	6,771 人
		ブロック塀等	236 人	2,251 人	7,720 人	236 人	2,251 人	7,720 人
		屋外落下物	3 人	54 人	252 人	3 人	54 人	252 人
	計	79,337 人	69,865 人	81,609 人	79,198 人	69,693 人	81,112 人	
	負傷者のうち重傷者	ゆれ建物被害	6,212 人	4,829 人	5,107 人	6,212 人	4,829 人	5,107 人
		屋内収容物	1,352 人	1,342 人	1,246 人	1,352 人	1,342 人	1,246 人
		急傾斜地崩壊	26 人	15 人	20 人	26 人	15 人	20 人
		火災	577 人	645 人	2,031 人	538 人	597 人	1,892 人
		ブロック塀等	92 人	878 人	3,011 人	92 人	878 人	3,011 人
屋外落下物		0 人	6 人	27 人	0 人	6 人	27 人	
計	8,259 人	7,715 人	11,441 人	8,221 人	7,667 人	11,302 人		
ライフライン支障率	電気停電率	7.2%	9.1%	9.3%	7.2%	7.4%	9.1%	
	上水道	25.8%						
	下水道	4.3%						
	ガス※	12.5%						
	電話(固定)	1.1%	1.3%	2.9%	1.1%	1.2%	2.8%	
避難者	避難者	2,475,958 人	2,509,151 人	2,755,568 人	2,467,929 人	2,498,100 人	2,730,086 人	
	避難所避難者	1,650,639 人	1,672,768 人	1,837,045 人	1,645,286 人	1,665,400 人	1,820,057 人	
	避難所外避難者	825,319 人	836,384 人	918,523 人	822,643 人	832,700 人	910,029 人	
帰宅困難者	ターミナル駅	-	屋内滞留者		1,488,943 人			
	周辺滞留者		屋外滞留者		157,206 人			
	帰宅困難者数		4,151,327 人		4,151,327 人			
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	19,220 台	19,821 台	19,808 台	19,201 台	19,276 台	19,751 台		
自力脱出困難者数	28,641 人	23,367 人	24,056 人	28,641 人	23,367 人	24,056 人		
災害廃棄物（重量・体積）	2,542万t・ 2,887万㎡	2,560万t・ 2,920万㎡	2,699万t・ 3,185万㎡	2,538万t・ 2,878万㎡	2,554万t・ 2,910万㎡	2,685万t・ 3,158万㎡		

※1 S I (Spectrum Intensity) 値：地震によって一般的な建物がどれだけ大きく揺れるかを数値化したもの。

※2 カイン (kine)：地震動の最大速度で一秒間にどれだけ変位するかを表す単位。1 カイン=1 cm 毎秒 (1 kine=1 cm/s)

※3 低圧ブロック：東京ガスグループ供給区域内の約 52,000km の低圧ガス導管は、260 以上のブロックに分割されており、被害が大きい地域だけを分離してガスの供給を停止することができる。なお、表中の支障率は被害想定実施当時の 140 ブロックの条件下のもの。

●立川断層帯地震での立川市の被害想定

1 震源		立川断層帯地震（活断層で発生する地震）						
2 地震規模		マグニチュード7.4						
3 震度		6強～7（6強：94.7%/7：5.3%）						
4 気象条件等		冬風速 8 m/s			冬風速 4 m/s			
		5時	12時	18時	5時	12時	18時	
被害想定								
建物被害	全壊棟数	ゆれ	2,471棟					
		液状化	1棟					
		急傾斜地崩壊	0棟					
		計	2,471棟					
	半壊棟数	ゆれ	半壊棟数	3,568棟				
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	762棟				
		液状化	半壊棟数	8棟				
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	3棟				
		急傾斜地崩壊	半壊棟数	0棟				
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	0棟				
計	半壊棟数	3,576棟						
		半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	765棟					
出火による被害	出火件数	12件	15件	26件	12件	15件	26件	
	焼失件数	建物倒壊を含む 1,149棟	2,050棟	4,348棟	1,117棟	1,999棟	4,226棟	
		建物倒壊を含まない 1,081棟	1,930棟	4,093棟	1,052棟	1,882棟	3,978棟	
人的被害	死者	ゆれ建物被害	142人	77人	99人	142人	77人	99人
		屋内収容物	6人	5人	5人	6人	5人	5人
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		火災	25人	51人	99人	24人	50人	96人
		ブロック塀等	0人	2人	5人	0人	2人	5人
		屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		計	172人	136人	209人	172人	135人	206人
	要配慮者の死者	96人	75人	116人	95人	75人	114人	
	負傷者	ゆれ建物被害	2,084人	2,408人	2,163人	2,084人	2,408人	2,163人
		屋内収容物	123人	131人	118人	123人	131人	118人
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		火災	73人	185人	402人	70人	179人	389人
		ブロック塀等	4人	74人	181人	4人	74人	181人
		屋外落下物	0人	1人	2人	0人	1人	2人
		計	2,283人	2,798人	2,865人	2,280人	2,793人	2,853人
	負傷者のうち重傷者	ゆれ建物被害	279人	301人	279人	279人	301人	279人
		屋内収容物	27人	28人	26人	27人	28人	26人
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		火災	20人	52人	112人	20人	50人	109人
		ブロック塀等	1人	29人	71人	1人	29人	71人
屋外落下物		0人	0人	0人	0人	0人	0人	
計	328人	411人	487人	327人	409人	484人		
ライフライン支障率	電気停電率	15.5%	17.4%	22.4%	15.4%	17.2%	22.1%	
	上水道	28.1%						
	下水道	4.4%						
	ガス※	83.5%						
	電話(固定)	3.3%	5.5%	11.3%	3.6%	5.4%	11.0%	
避難者	避難者	37,647人	41,181人	50,191人	37,523人	40,979人	49,711人	
	避難所避難者	25,098人	27,454人	33,460人	25,015人	27,319人	33,141人	
	避難所外避難者	12,549人	13,727人	16,730人	12,508人	13,660人	16,570人	
帰宅困難者	立川駅周辺	-	屋内滞留者	50,487人			50,487人	
	滞留者		屋外滞留者	11,450人			11,450人	
	帰宅困難者数		35,643人			35,643人		
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	296台	304台	323台	296台	304台	322台		
自力脱出困難者数	1,159人	1,249人	1,152人	1,159人	1,249人	1,152人		
災害廃棄物（重量・体積）	82万t・ 78万㎡	84万t・ 82万㎡	89万t・ 91万㎡	82万t・ 78万㎡	84万t・ 82万㎡	89万t・ 91万㎡		

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※ ガス地震対策検討会報告書（1996年/資源エネルギー庁）によれば、阪神・淡路大震災後、地震発生時にはSⅠ値※¹が60kine※²を超えた場合に速やかに低圧ブロック※³のガス供給を停止する即時供給停止判断基準（第1次緊急停止判断基準）の導入が提言され、全国の都市ガス事業者の供給停止判断基準として採用されている。

●立川断層帯地震での東京都全体の被害想定

1 震源		立川断層帯地震（活断層で発生する地震）						
2 地震規模		マグニチュード7.4						
3 震度		5強以下：65.7%/6弱：22.0%/6強：11.8%/7：0.5%						
4 気象条件等		冬風速 8 m/s			冬風速 4 m/s			
		5時	12時	18時	5時	12時	18時	
被害想定								
建物被害	全壊棟数	ゆれ	15,643 棟					
		液状化	90 棟					
		急傾斜地崩壊	332 棟					
		計	16,066 棟					
	半壊棟数	ゆれ	半壊棟数	48,640 棟				
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	9,495 棟				
		液状化	半壊棟数	715 棟				
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	255 棟				
		急傾斜地崩壊	半壊棟数	764 棟				
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	144 棟				
計	半壊棟数	50,119 棟						
半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	9,894 棟							
出火による被害	出火件数	96件	141件	226件	96件	141件	226件	
	焼失件数	建物倒壊を含む 11,375 棟	17,554 棟	36,941 棟	10,440 棟	16,107 棟	33,951 棟	
		建物倒壊を含まない 11,078 棟	17,068 棟	35,862 棟	10,165 棟	15,657 棟	32,950 棟	
人的被害	死者	ゆれ建物被害	872人	414人	593人	872人	414人	593人
		屋内収容物	71人	51人	54人	71人	51人	54人
		急傾斜地崩壊	30人	16人	22人	30人	16人	22人
		火災	270人	380人	775人	248人	349人	713人
		ブロック塀等	2人	15人	47人	2人	15人	47人
		屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		計	1,245人	875人	1,490人	1,223人	844人	1,429人
	要配慮者の死者	766人	538人	924人	753人	519人	886人	
	負傷者	ゆれ建物被害	15,766人	13,447人	13,559人	15,766人	13,447人	13,559人
		屋内収容物	1,851人	1,503人	1,465人	1,851人	1,503人	1,465人
		急傾斜地崩壊	37人	20人	27人	37人	20人	27人
		火災	512人	971人	2,556人	451人	866人	2,300人
		ブロック塀等	68人	503人	1,617人	68人	503人	1,617人
		屋外落下物	0人	1人	4人	0人	1人	4人
	計	18,235人	16,445人	19,229人	18,174人	16,340人	18,973人	
	負傷者のうち重傷者	ゆれ建物被害	1,477人	1,306人	1,300人	1,477人	1,306人	1,300人
		屋内収容物	296人	241人	239人	296人	241人	239人
		急傾斜地崩壊	18人	10人	14人	18人	10人	14人
		火災	143人	272人	714人	126人	242人	643人
		ブロック塀等	27人	196人	631人	27人	196人	631人
屋外落下物		0人	0人	0人	0人	0人	0人	
計	1,961人	2,025人	2,898人	1,944人	1,995人	2,827人		
ライフライン支障率	電気停電率	1.5%	1.7%	2.2%	1.5%	1.6%	2.1%	
	上水道	4.7%						
	下水道	2.0%						
	ガス※	2.8%						
	電話(固定)	0.3%	0.5%	0.9%	0.3%	0.4%	0.8%	
避難者	避難者	495,012人	518,095人	590,149人	491,428人	512,550人	578,780人	
	避難所避難者数	330,008人	345,397人	393,433人	327,619人	341,700人	385,853人	
	避難所外避難者数	165,004人	172,698人	196,716人	163,809人	170,850人	192,927人	
帰宅困難者	ターミナル駅	-	屋内滞留者			1,488,943人		
	周辺滞留者		屋外滞留者			157,206人		
	帰宅困難者数		4,151,327人					
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		5,184台	5,216台	5,309台	5,179台	5,210台	5,296台	
自力脱出困難者数		6,712人	5,858人	5,829人	6,712人	5,858人	5,829人	
災害廃棄物（重量・体積）		577万t・	591万t・	636万t・	575万t・	588万t・	629万t・	
		659万㎡	687万㎡	773万㎡	655万㎡	680万㎡	759万㎡	

※1 S I（Spectrum Intensity）値：地震によって一般的な建物がどれだけ大きく揺れるかを数値化したもの。

※2 カイン（kine）：地震動の最大速度で一秒間にどれだけ変位するかを表す単位。1カイン=1cm毎秒（1kine=1cm/s）

※3 低圧ブロック：東京ガスグループ供給区域内の約52,000kmの低圧ガス導管は、260以上のブロックに分割されており、被害が大きい地域だけを分離してガスの供給を停止することができる。なお、表中の支障率は被害想定実施当時の140ブロックの条件下のもの。

(7) 身の回りで起こり得る被害の様相

今回の被害想定では、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相等も参考としつつ、東京の地勢や地域特性による特有の状況等を踏まえ、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして示している。

なお、本被害の様相は、あくまで一つの想定として作成したものであり、実際には首都直下地震等が発生した場合に、記載した被害の様相どおりの事象が発生するものではないことに留意が必要である。

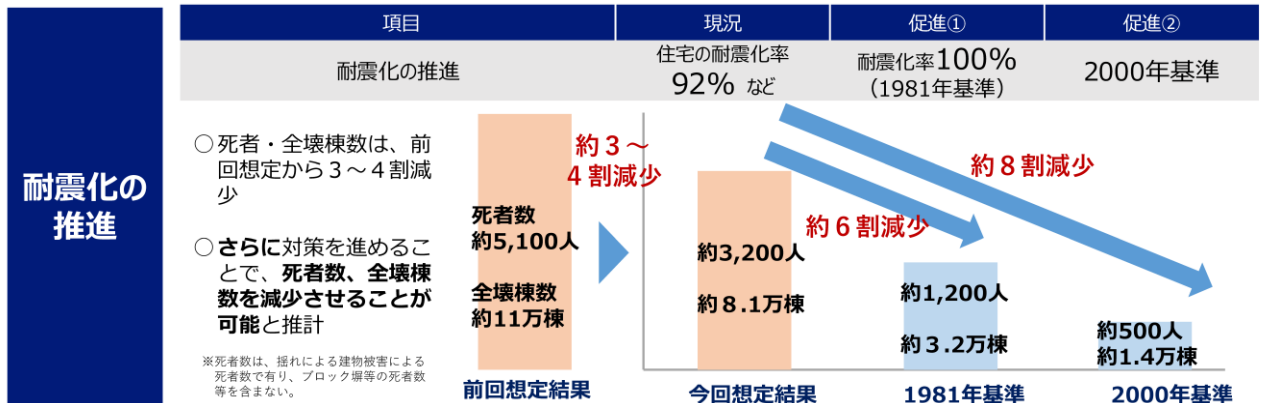
- インフラ・ライフラインの復旧に向けた動き
発災後当面の間は、ライフラインの途絶や公共交通機関の寸断など、身の回りの生活環境に大きな支障が生じるとともに、被害が甚大な場合は、その復旧が長期化するおそれがある。
- 救出救助機関等による応急対策活動の展開
建物倒壊などにより至るところで道路が閉塞し、救出救助部隊や、被災者が必要とする物資の円滑な移動が困難をきわめ、消火・救助活動や被災地支援が遅滞し、長期化するおそれがある。また、隣接県でも甚大な被害が発生し、東京都外からの応援が十分得られない可能性がある。
- 避難所での避難
発災直後から多くの被災者が殺到し、避難所運営が混乱するだけでなく、物資の不足やトイレの衛生環境の悪化、プライバシーの確保や避難者間のトラブルなど様々な課題が発生する可能性がある。
- 住み慣れた自宅等での避難生活
建物に大きな被害がなくても、家具や家電製品等が転倒・移動し、下敷きになったり、人に衝突したりする可能性がある。また、排水管など建物内の設備の損傷等により、トイレやエレベーターが長期間にわたり使用できなくなる可能性がある。ただし、家具転倒防止や携帯トイレの備蓄など必要な備えを行えば、プライバシーが確保され、住み慣れた自宅に留まることは有効である。
- 帰宅困難者を取り巻く状況
携帯電話の不通などにより、家族の安全が確認できず、多くの人が自宅などに帰ろうとするが、道路の閉塞や延焼火災、余震による看板の落下などが至るところで発生し、帰宅困難者自身の安全確保にも重大な支障が生じる可能性がある。

(8) 被害軽減効果の推計

今回の被害想定では、以下の項目等について、防災・減災対策が強化された場合の被害低減効果が推計された。※以下の推計は東京都全域を対象としたものである。

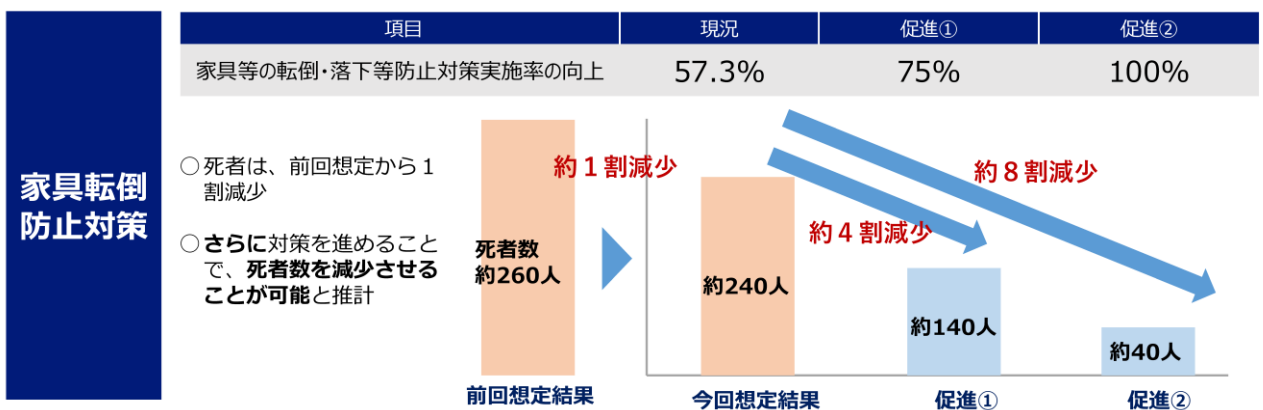
- 耐震化率の向上による、ゆれによる建物被害や人的被害の軽減効果

今後の対策の進展により、被害が6～8割程度減少。



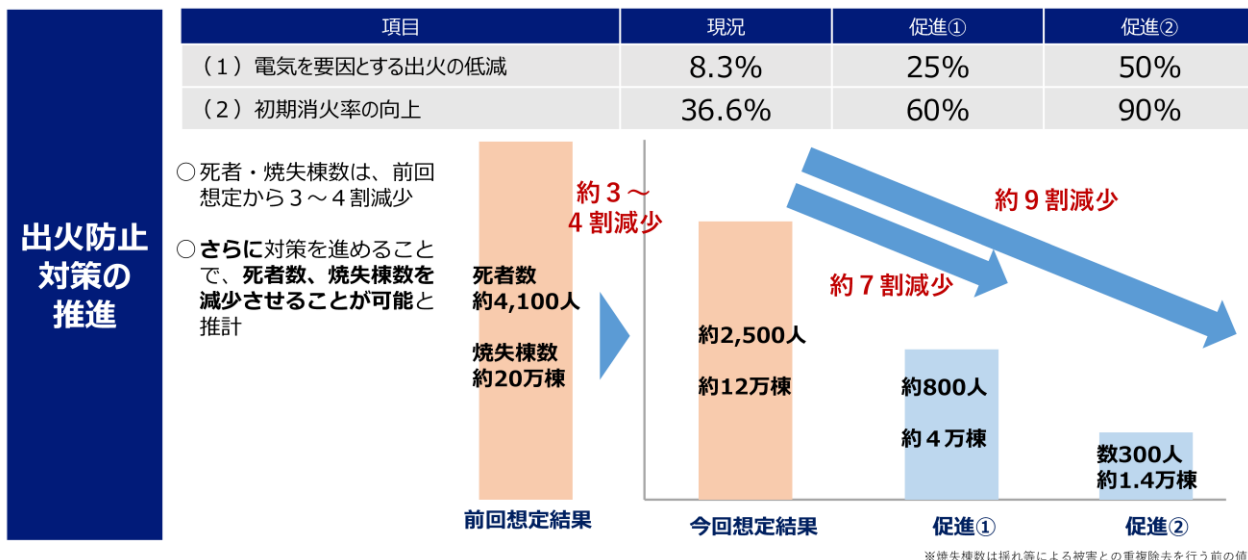
- 家具等の転倒・落下防止対策実施率の向上による、屋内収容物の移動・転倒による人的被害の軽減効果

今後の対策の進展により、被害が4～8割程度減少



- 感震ブレーカー設置などの出火防止対策や消火器設置、消火訓練実施などの初期消火対策による、火災被害の軽減効果

今後の対策の進展により、被害が7～9割程度減少



第2節 減災目標と対策

東京都が想定した4つの地震のうち立川断層帯地震が発生した場合、立川市の94.7%の地域で震度6強、5.3%の地域が震度7に見舞われ、被害が最大となる。今後30年以内に立川断層帯地震が起こる発生確率は0.5～2%、多摩東部直下地震などの首都直下地震は30年以内に70%の確率で発生するといわれており、これらに対処するためにも減災目標の指数として採用することとした。

東京都地域防災計画と整合を図り、以下のように減災目標を定め、市民・地域、事業所等と協力して対策を推進する。

減災目標 1 死傷者の6割減

(1) 住宅の倒壊による死傷者の6割減

立川断層帯地震M7.4、朝5時・風速8m/sの場合、ゆれによる建物被害を原因とする死者想定数は142人、負傷者想定数は2,084人となっているが、次の対策を講じて、これをそれぞれ4割程度にする。

【減災対策】

- ① 建築物等の耐震化の推進
 - ・住宅の耐震化率を、平成25(2013)年度末の70.7%から90%に引き上げる。
 - ・特定緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震化率を100%にする。
- ② 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進
 - ・家具類の転倒・落下・移動防止対策を、さらに推進する。
- ③ 工法・装置の普及促進
 - ・安価で信頼できる耐震化工法・装置を普及促進する。
- ④ 救出・救助体制の強化
 - ア 地域防災力の向上
 - ・市民防災組織数を、平成31(2019)年度末の139団体から145団体程度に増やすとともに、各組織に2人以上の防災リーダー*の育成を進める。
※ 防災リーダーとは、地域で防災対策の推進や知識・スキルを広めるリーダーをいう。
 - ・退職消防団員組織との連携を促進する。
 - ・市民消防隊を、全ての自治会支部ごとに配置する。
 - ・自衛消防隊の活動能力の充実・強化を図る。
 - ・市民が早期に避難、消火活動ができるように情報伝達の迅速化を図る。

- ・防災訓練や救命講習により市民の救出・救護能力の向上を図る。
 - ・地域と事業所の連携強化を図る。
- イ 救出・救助体制の整備
- ・負傷者等の医療、搬送体制を強化する。
 - ・地域の救出・救助体制を整備する。
 - ・要配慮者の安否確認、避難誘導等地域での支援体制を構築する。

(2) 火災による死傷者の6割減

立川断層帯地震M7.4、冬18時、風速8m/sの場合、火災を原因とする死者想定数は99人、負傷者想定数は402人となっているが、次の対策を講じて、これをそれぞれ想定数の4割程度にする。

【減災対策】

- ① 建物の不燃化の推進と消防活動時に特に注意が必要となる区域の解消
 - ア 住宅・建築物の不燃化
 - ・住宅・建築物の不燃化を進める。特に、木造住宅が密集している消防活動時に特に注意が必要となる区域の解消を目指す。
 - イ 緑のネットワークの形成
 - ・延焼遮断帯となる都市計画道路や防災拠点となる公園を整備し、街路樹や生垣などによる緑のネットワークを形成する。
- ② 消防力の充実・強化
 - ・消防団員の確保、活動の強化を図る。
 - ・消防水利不足地域を解消するとともに、消防団詰所の整備や消防車両などの装備を充実する。
- ③ 市民や事業所の火災対応力の強化
 - ア 出火防止対策の推進
 - ・建物倒壊による出火や電気器具等からの出火を防止する。
 - ・火気使用設備、器具の安全化及び停電復旧に伴う出火を防止する。
 - イ 初期消火力の強化
 - ・市民防災組織、市民消火隊、事業所自衛消防隊と連携し、地域の初期消火力を強化する。
 - ・総合防災訓練、地域の防災訓練の参加者数を約12,000人以上に増やす。
 - ・住宅用火災警報器を、全ての住宅に設置する。
- ④ 救出・救助体制の強化
 - ・前記(1)、④の再掲

減災目標 2 避難者の4割減

(1) 住宅の倒壊や火災による避難者の大幅減

立川断層帯地震M7.4、冬18時、風速8m/sの場合、建物被害やライフライン被害に伴う避難人口は50,191*人（避難所避難者数33,460*人、避難所外避難者数16,730*人）となっているが、次の対策を講じて、避難者想定数の6割程度にする。

※ 合計は四捨五入の関係上、一致しない。

【減災対策】

- ① 建築物等の耐震化の推進
 - ・減災目標1（1）、①の再掲

- ② 建物の不燃化の推進と消防活動時に特に注意が必要となる区域の解消
 - ・減災目標1（2）、①の再掲

- ③ 消防力の充実・強化
 - ・減災目標1（2）、②の再掲

- ④ 市民や事業所の火災対応力の強化
 - ・減災目標1（2）、③の再掲

- ⑤ 被災住宅に対する応急危険度判定
 - ・被災住宅に対する応急危険度判定を7日以内に完了させる。

- ⑥ ライフラインの復旧
 - ・各ライフライン事業者は、耐震化を進めるとともに、被災後の復旧体制を整備し、早期の機能回復に努めるものとする。

- ⑦ エレベーターの復旧
 - ・エレベーターの管理業者は、マンション等のエレベーターの早期復旧に努める。

減災目標 3 帰宅困難者の安全確保

(1) 帰宅困難者の安全確保

立川断層帯地震M7.4、冬18時の場合、立川駅周辺における屋外滞留者数は11,450人となっているが、「むやみに移動を開始しない。」ということの基本原則として次の4つの対策を実施し、帰宅困難者の安全の確保を図る。

※ 屋外滞留者＝所属場所（職場、学校など）以外で被災して、身近に留まる場所を持たない人

【減災対策】

- ① 一斉徒歩帰宅者の発生抑制と備蓄
 - ・災害伝言ダイヤルや災害用伝言板等の複数の安否確認手段の周知をする。
 - ・「むやみに移動を開始しない。」という基本原則の周知をする。
 - ・東京都帰宅困難者対策条例（平成25（2013）年4月1日施行）の周知を図り企業や学校等に、従業員や児童・生徒等の一時待機を促進する。
 - ・一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、食料等の提供を行う。その際は、女性総合センター、子ども未来センター、東京都多摩広域防災倉庫及び立川競輪場の備蓄品（食料、毛布等）を活用する。
 - ・協定を締結した民間事業者は事業所が備蓄している備蓄品等を帰宅困難者に提供する。
- ② 一時滞在施設等の確保
 - ・国営昭和記念公園など駅周辺の公共施設9か所と都施設6か所、民間施設12か所を一時滞在施設として指定している。また、一晚の受入を想定した、一晚滞在施設も5か所指定している。
 - ・上記公共施設以外の民間施設についても一時滞在施設等の指定及び協定を締結し、帰宅困難者の安全確保を図る。
- ③ 必要な情報の提供と避難誘導
 - ・防災行政無線、防災情報メール（見守りメール）、SNS（X、LINE）、立川駅前大型ビジョン、各携帯電話会社の緊急速報メール、文字表示盤などを活用し必要な情報提供を行う。
 - ・立川駅南北デッキ上に設置した防災カメラにより、駅周辺の状況を把握し、避難誘導を行う。
- ④ 徒歩帰宅者への支援・帰宅困難者の搬送
 - ・災害時帰宅支援ステーション（九都縣市と帰宅困難者支援協定を結んでいるコンビニエンスストア、ファストフード店、ファミリーレストラン等）、災害時サポー

トステーション（東京都石油業組合加入のガソリンスタンド）や日本赤十字社東京都支部が設置する赤十字エイドステーションの周知をする。

- ・帰宅支援マップの作成を検討する。

第3章 市民・地域、事業所等と行政の役割分担

平成7（1995）年に発生した阪神・淡路大震災では、6,400人ももの尊い生命が奪われ、負傷者は43,800人を超える状況であった。また、全壊、半壊建物は約25万棟をかぞえ、出火件数は285件、火災で焼失した床面積は80万㎡以上に及んだ。平成23（2011）年に発生した東日本大震災では、死者が15,900人に上り、行方不明者が約2,500人（令和5（2023）年11月時点）という未曾有の大災害となった。平成28（2016）年に発生した熊本地震では、最大震度7の地震が約28時間の間に2回発生するなど、観測史上例のない事態に見舞われ200人以上の死者が発生し、一部の市町村では防災拠点となる庁舎が損壊するなど、甚大な被害が発生した。令和6（2024）年に発生した能登半島地震では、最大震度7の地震が発生し、能登半島で約2mの変動や最大4mの隆起、石川県、富山県、新潟県の広い範囲で液状化、日本海側の多くの地域で津波が観測され、死者が245人、全壊、半壊建物が27,551棟となる被害が発生した。

こうした災害を目のあたりにして、大規模な災害が発生しても被害を最小限にするための事前の備えと、同時多発する被害に的確に対応するしくみづくりが必要であり、自助・共助・公助の適切な役割分担による日ごろからの取組がきわめて重要となることがわかった。

市民・地域、事業所、行政は、日ごろからの備えや発災時の対応、復旧・復興時の対応に、以下のような役割に基づき、取り組むこととする。

第1節 建築物の耐震化や市街地等の整備

災害による被害で最も重要視しなくてはならないことは人的被害であり、人的被害が発生する要因としては、地震動による建築物・構造物の倒壊、市街地の火災などが挙げられる。こうした建築物等の倒壊や火災延焼などにより多数の死傷者や避難者が発生した場合、応急対策を円滑に行うことは困難が予想される。

このため、「建築物等が倒壊しない。」「火災が延焼しない。」など災害に強いまちづくりを行うことが根本的な対応となるが、関係者の合意形成には長い年月を要し、また、膨大な費用が必要となる。

したがって、災害による被害を出さないための事前の備えとして、市民、事業所、行政が、できることから着実に取り組むことが求められる。

市民、事業所は、建築物等の耐震化・不燃化や家具・備品等の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止などに、それぞれの所有者・管理者が取り組む一方、市は、民間建築物の耐震化やブロック塀等の撤去や耐震補強などを要請する。

消防署は、各事業所に対しては、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導し、事業所・市民に対しては、立入検査及び防火診断を通じた火気対策や防火防災対策を推進するとともに、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図り、初期消火体制の強化を図る。

また、消防用設備の適正な維持管理や、災害時の活動体制の確立及び施設内外における火気取扱の規制等所要の指導を行う。

市は、木造建築物が密集している消防活動時に特に注意が必要となる区域の解消に向け、市街地整備や道路・公園などの面的な整備の具現化を図る一方、それが実現するまでの間は、出火防止措置徹底の周知や初期消火体制の整備などを、市民・地域の協力を得て計画的に推進する。

また、公共施設の維持管理を適切に行うため、天井等の耐震性の向上や定期的な点検及び修繕を図っていく。

なお、集中豪雨等による浸水対策については、市民、事業所が地下空間への浸水防止対策を講じる一方、市は、公共下水道（雨水排水）等の整備及び土砂災害警戒区域等への対策を推進していく。

第2節 被害を軽減するための取組

（1）救助・救護活動

災害による被害を軽減するためには、災害発生時の早期の救助活動が最も有効といわれており、阪神・淡路大震災では、救助された方の多くが地域住民の活動によるものであったと言われている。

反面、被災者の家族等が消火活動に出動した消防隊員を引き止めて救助にあたらせ、延焼が拡大し、多くの犠牲者の発生にもつながったとの報道もされており、市民防災組織など地域住民ができる救助は協力して行い、消防隊は消火活動に専念できるようにすることが重要となる。

大規模災害では、被害が同時多発し、消防隊や救急隊の速やかな到着を見込むことは困難であり、自分自身にけががなく無事であったときは、可能な限り地域住民が協力し、近隣住民の安否の確認を行うとともに、倒れた家具や家屋の下敷きとなり負傷した人がいるときには、救助活動や応急手当などを行うことで人的被害を軽減することができる。

また、市民防災組織等により地域内の要配慮者の存在を日ごろから把握し、同時に、救助・救護の体制を整備しておくことにより、災害時には迅速な活動が期待できる。

したがって、市民・地域、事業所等には、災害時における救助・救護活動に役立つ救命講習を受講するなど応急手当の方法を身に付けるとともに、避難等を希望する要配慮者の

把握や避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画等を活用した避難支援体制の構築に取り組んでおく必要がある。

市民等が自ら円滑な救助・救護活動ができるように、市民防災組織等が活用する救助資器材の配備を行うとともに、それを用いた救助訓練や応急手当訓練を実施する。

また、迅速かつ効果的な初動体制を確立するほか、災害情報の収集・分析システムの構築や情報連絡体制の整備、消防関係機関と連携した救助のしくみづくり、医療救護体制の強化を図る必要がある。

さらに、被災建築物の倒壊の危険性等を調査し、被災建築物の使用の可否を判定する「被災建築物応急危険度判定員」の育成・登録制度の整備のほか、要配慮者の把握と救助体制の整備に取り組むとともに、他の自治体や民間団体等との応援・協力体制の整備、災害ボランティアセンターの開設と要員の確保、専門ボランティアの登録制度の整備などに取り組むとともにしくみにおいても周知を行う必要がある。

(2) 消火活動

大規模地震発生直後の火災は同時多発し、同時に交通渋滞や断水による消火栓の使用不能等が重なり、消防隊による消火能力は著しく不足し、延焼の拡大が予想される。このため、市民・地域による初期消火体制の整備が重要な課題となる。

市民は、まず身の安全を確保し、ゆれが収まってから火の元の安全確認を行い、万一火災が発生した場合には、消火器や風呂水等で初期消火に努めることを心がけるようにする。

なお、阪神・淡路大震災では、停電後の通電による火災の発生が多かったことから、避難する場合には、必ず電気のブレーカーを切るように徹底する必要がある。あわせて感震ブレーカーの設置を促進する。

近所で火災が発生している場合、近隣の人々と協力し、消火器、バケツリレー等により地域ぐるみの消火活動にあたるよう、日ごろから訓練を行っておくことも必要となる。

このような活動を行うためには、市民等は、家庭用消火器の整備や風呂水を溜め置くようにするほか、市民消火隊は可搬ポンプを使用した訓練を行い、スタンドパイプを所有する市民防災組織は、近隣組織と協力し訓練を行う。また、事業所の自衛消防隊との応援協定を締結しておくことも検討する必要がある。

市は、消防団員の確保や消防ポンプ車の整備などにより消防力の強化を図るほか、消防水利の確保、消防署との連携強化、市民消火隊の結成促進、市民防災組織による消火訓練への助言・指導、事業所の自衛消防隊や民間団体等との連携促進など具体化に取り組む。

第3節 避難・誘導

大規模災害により自宅が全半壊または倒壊が見込まれる場合、市民は公共施設などの避難所へ避難する。開設の順番としては、一次避難所である小中学校等及び特定避難所を開設し、被害の状況により市は学習館や福祉会館などの二次避難所、保育園や福祉作業所などの福祉避難所を開設する。さらに不足する場合にはオープンスペースである市内公園や広域避難場所等を使用する。

こうした避難行動に移る前には、火災がどこまで延焼しているか、避難所までの道路や橋りょうは通行可能か、避難場所の安全は確保できているかなどの被害情報を正確に把握することが重要となる。避難するにあたっては、近隣の人に声をかけ、まず、地域で事前に定めた集合場所に集まり、要配慮者を含めた安否の確認を行い、道路等の安全確保を行った上で、集団で避難所に避難することが適切である。

市民は、情報入手手段となる携帯ラジオ等を事前に準備しておくとともに、避難場所や避難路、その周辺の状況等を日ごろから防災マップ等を活用して確認しておくことが必要となる。風水害は気象情報等から災害発生を予見できることもあり、被害が大きくなる前に避難を開始することが命を守ることに繋がる。気象の状況にあわせて適切な避難行動をとることができるよう防災行動計画（マイ・タイムライン）を作成することが有用である。また、市民防災組織等で避難誘導訓練を行う、避難の手助けを希望する要配慮者を把握するなど、地域の組織づくり、しくみづくりを進め、同時に、こうした活動を率先する地域の防災リーダーの養成に取り組む必要がある。さらに、要配慮者の適切な避難の手助けを行うために、事前に個別避難計画を作成するなど体制を整える必要がある。

なお、学校等に避難できなかった場合を想定し、市民防災組織等と事業所等との間で避難場所として使用する応援協定を締結し、協力体制の整備を行っておくことも重要である。また、個人の対応としては、家族等との緊急時の連絡方法等について確認しておくことが必要となる。

市は災害時に必要となる様々な情報を、迅速かつ正確に市民に伝える受発信の方法や体制の整備を行うとともに、平成29（2017）年度に東京都災害情報システム（DIS）の端末に導入された「東京消防庁延焼シミュレーションシステム」の効果的な活用に配慮する。また、安全な避難場所や避難路を確保するために、いつでも誰にでもわかりやすい避難誘導標識の整備、被害を受けて通行できなくなった避難路等の応急復旧のための体制整備、夜間における安全な避難の検討を行う。さらに、防災マップ等による市民の防災意識の啓発や市民防災組織等が行う避難誘導訓練に対する支援、要配慮者への支援のしくみづくりに取り組む。

さらに、帰宅困難者対策として、立川駅周辺事業者等との連携により、適切な一時滞在施設等への避難誘導を行う。

第4節 避難所の運営

市民は、倒壊や火災による焼失等により自宅が使用できなくなった場合、応急仮設住宅等に入居するまでの間、避難所での生活を余儀なくされる。避難所の開設は、勤務時間中は避難所班が、夜間や休日においては市職員である緊急初動参集職員が行うことになっているが、阪神・淡路大震災の場合には、甚大な被害によって市の職員も学校の教職員も開設にかかわることができなかった。これらの教訓を踏まえ、市民防災組織等が中心になって避難所の開設・運営を行うことができるように、各学校に避難所運営組織（以下「運営委員会」）の設置と避難所運営訓練の実施が重要となる。

運営委員会の整備にあたっては、事前に、各避難所に市民防災組織等の関係者や施設管理者、市の三者で準備を進め、市が作成した避難活動ガイドライン集に基づき、各避難所の避難所運営マニュアルを整備した。

発災直後に行政が関わることは非常に困難なため、避難者が避難所に到着した場合、地域住民の安否確認、避難者名簿の作成、食料や毛布等の生活必需品の提供など運営委員会による自主的な運営ができるようにしておくことが重要となる。発災直後でもスムーズに避難所運営ができるよう、あらかじめ避難所内の配置図などの施設の利用計画を作成するよう努める。さらに、全国各地からの支援も期待できることから、避難所における支援の受入についても検討しておく必要がある。

要配慮者に対しては、避難所において、生活空間の配慮や、必要に応じた支援（介護や相談対応等）に留意する必要がある。また、必要に応じて、備蓄している簡易ベッドや、災害時協定に基づき供給される段ボール製の簡易ベッド等を使用し、環境整備・改善を図る。

市民は、在宅避難を心掛け、災害発生に備え、概ね7日分の食料、飲料水、衣類等の非常持ち出し品の準備を各家庭で行い、特に、乳児や高齢者、病人がいる家庭では、ミルク、哺乳びん、常備薬、お薬手帳や保険証のコピーなどを非常持ち出し品に加えておくことが必要である。

ペットを飼っている市民は、避難先において適切な飼育ができるよう、事前対策を行うことが必要である。

市は、避難活動ガイドライン集により各避難所の運営マニュアルの修正を支援するほか、災害ボランティアへのニーズの伝達、食料や毛布等の生活必需品の備蓄と調達体制の整備に取り組む。また、全国各地から援助物資を円滑に避難所に届けられるよう、援助物資の集配拠点の整備や緊急輸送道路の確保を関係機関と連携して取り組む。

飲料水の確保については、各学校の給水タンク等で提供するほか、被災2日目からは応急給水ができる体制を整備するとともに、広域応援体制を築いておく。また、生活用水については、耐震性防火貯水槽や学校のプール、農業用の井戸等により提供できる体制を整

備する。

なお、これらの活用は近隣の火災状況等を踏まえて活用を図るものとする。

このほか、クリーンセンター「たちむにい」等の被害を想定し、他の自治体に要請してごみ処理等ができる覚書きを結ぶとともに、感染症の蔓延を防止するための防疫体制の整備、被災者の心身の健康保持のための保健師等による相談体制の整備を図る。

第5節 復旧・復興活動時の対応

(1) ライフラインの復旧

自宅に大きな被害がなく、居住可能な状態であったとしても、水道・下水道・電気・ガス・電話・各通信事業者等のライフラインが回復していなければ自宅で元の生活を送ることに支障をきたす。

ライフラインの早期復旧が必要となるが、復旧にあたり、その地域の復旧作業にライフライン事業者が連携して取り組むことにより市民生活の早期回復に寄与することになる。

市は、ライフライン事業者が連携して復旧活動に取り組むことができるように、連絡調整体制を整備する。

(2) 応急仮設住宅等の設置

自宅等を失った被災者が、避難所での生活を早期に解消できるようにするため、応急仮設住宅等の確保が課題となる。

災害救助法によると建設型応急住宅の設置者は都道府県知事となっているが、市としても、事前に建設型応急住宅の設置場所を選定しておく必要がある。また、設置場所は、地域のコミュニティを重視し、現在住んでいる地域からあまり遠くに離れないように適地を選定する必要がある。

市街地のオープンスペースには限りがあること、避難所となる小中学校等は早期に平常時の活動に供する必要があることを踏まえ、民間賃貸住宅や公営住宅を活用することにより避難所の早期閉鎖を目標とする。

(3) 生活の支援

避難所の安全化や生活物資の供給など発災直後の被害から当面の暮らしを守る対策や、り災証明書発行手続及び応急仮設住宅等への入居を迅速化するなど被災者の生活再建のための対策を進める必要がある。

市は、被災者が早期に平常生活へ移行できるよう、租税等の減免や公的融資の申請に必要なり災証明書を円滑に発行できる体制を整備する。そのために、消防署と事前に協議し、り災証明書発行にかかる連携体制を確立する。また、平成30(2018)年度に導入された「被災者生活再建支援システム」を効果的に運用するため、住家被害認定調査やり災証明書発

行手続に関する職員研修を実施する。

また、災害救助法等に基づいた被災者の生活または生業の維持・回復のための施策を速やかに講じる。

市民は、こうした措置が円滑に受けられるように、事前の備えとして、現金のほか、預金通帳（写し）、印鑑、権利証明書（写し）・保険証（写し）等を非常持ち出しできるように準備しておく必要がある。

（４）被災地域の復旧・復興

市は、被災した公共施設の早期復旧に努めるとともに、被災地域の復旧・復興の基本方針を定め、必要に応じて復興計画を策定し、復興事業を実施する。

被災地域の復旧・復興にあたっては、地域住民の意向を尊重し、協働により計画的に取り組むこととする。

市民・地域、事業所等と行政の役割分担

	区分	内容
建築物等の対応	市民・地域、事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所有・管理する建築物の耐震診断、耐震改修、不燃化の推進 ○ 地下空間への浸水防止 ○ 家具・備品等の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止 ○ 屋外広告物・窓ガラス・瓦等の落下防止 ○ ブロック塀・門柱・自動販売機等の転倒防止 ○ 危険地域における建築物の安全確保
	立川市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市有建築物・構造物の耐震診断、耐震改修、不燃化の推進 ○ 地下空間への浸水対策 ○ 民間建築物の耐震化に対する助成・指導等 ○ 市有建築物の備品の転倒・落下・移動防止 ○ 市有建築物の窓ガラス等の飛散防止 ○ ブロック塀、門柱等の転倒防止等の助言・要請 ○ 家具転倒防止対策の普及促進 ○ 危険地域における建築物の規制等
市街地等の整備	市民・地域、事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に強いまちづくりへの協力
	立川市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 木造家屋が密集している地域の市街地整備等の対応 ○ 道路、公園等の整備 ○ 防火地域、準防火地域の指定 ○ 公共下水道（雨水排水）等の整備 ○ まちづくり指導要綱による指導・助言等 ○ 集配拠点の整備 ○ 緊急輸送道路の整備、要請

市民・地域、事業所等と行政の役割分担

	区分	内容
資器材等の整備	市民・地域、事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料、飲料水、衣類等の非常持ち出しの準備 ○ 現金・預金通帳・印鑑・権利証明書・保険証の非常持ち出しの準備 ○ 応急セット（包帯、三角巾、消毒薬等）の整備 ○ 消火器の整備 ○ バケツ・スタンドパイプ等消火資器材の整備 ○ 市民消防隊の編成、資器材の整備 ○ 事業所自衛消防隊の編成、資器材の整備 ○ 簡易トイレ、携帯ラジオ、懐中電灯等の整備
	立川市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救助用資器材の配備と備蓄倉庫の整備 ○ 医療・救護体制の整備 ○ 消防団員の確保、消防ポンプ車の整備など消防力の強化 ○ 消防水利の確保 ○ 消防署との連携強化 ○ 地域配備の消火器の整備 ○ 食料、生活必需品の備蓄及び調達体制の整備（民間事業者との協定含む。） ○ 給水タンク、耐震性防火貯水槽の整備 ○ 応急給水体制の整備 ○ 農業井戸、民間井戸の確保 ○ ごみ処理体制、し尿処理体制の整備 ○ 防疫体制の整備 ○ 被災者の相談体制の整備
訓練等の実施	市民・地域、事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救命講習への参加 ○ 救助用資器材を用いた救助訓練の実施 ○ 応急手当訓練の実施 ○ 消火器・バケツリレー等による消火訓練の実施 ○ 市民消防隊の消火訓練の実施 ○ 事業所自衛消防隊の消火訓練の実施 ○ 集合場所の指定 ○ 避難誘導訓練の実施 ○ 避難場所・避難所・避難経路等の確認 ○ 避難所運営訓練の実施 ○ 可搬ポンプ・スタンドパイプを活用した消火訓練等の実施
	立川市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救命講習の開催 ○ 救助訓練、応急手当訓練の助言・指導等の支援 ○ 消火訓練等に対する助言・指導等 ○ 避難誘導訓練に対する助言・指導等 ○ 避難所運営訓練の支援

市民・地域、事業所等と行政の役割分担

	区分	内容
協 力 体 制 の 整 備	市民・地域、 事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者の把握と救助体制の整備 ○ 個別避難計画の作成 ○ 市民防災組織と事業所との応援協定の締結とその具体化 ○ 避難誘導組織、体制の整備 ○ 避難所運営委員会の設置・運営 ○ 避難所運営マニュアルの修正・検証 ○ 災害ボランティア活動への参加 ○ 帰宅困難者の安全な避難誘導等支援体制の整備
	立川市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者に対する支援のしくみづくり ○ 他の自治体との応援協定の締結と内容の具体化 ○ 民間団体等との協力協定の締結と内容の具体化 ○ 事業所の自衛消防隊や民間団体等との応援体制の強化 ○ 市民防災組織等と事業所等が締結する協定の支援 ○ 避難誘導組織、体制整備の支援 ○ 避難所運営委員会設置の支援 ○ 避難所運営マニュアル作成の助言・指導等の支援 ○ 災害ボランティアセンターの開設 ○ 帰宅困難者の安全確保
そ の 他	市民・地域、 事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家族との緊急時連絡方法の確認 ○ 避難路沿いの建築物の耐震化やブロック塀の生垣化、自動販売機の転倒防止 ○ 地域の防災マップづくり ○ 被災地域の復旧・復興事業への協力 ○ 被災建築物等の再建
	立川市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報の収集・分析システムの構築 ○ 災害時の情報収集、連絡体制の整備 ○ 被災者台帳の整備 ○ 建築物応急危険度判定員の育成・登録制度の整備 ○ 災害ボランティアセンター要員の確保 ○ 専門ボランティアの確保 ○ 避難場所・避難経路の整備 ○ 避難誘導標識の整備 ○ 避難路沿いの建築物の耐震化やブロック塀の生垣化、自動販売機の転倒防止の要請 ○ 市民の防災意識の啓発 ○ ライフライン復旧体制の整備 ○ 建設型応急住宅の設置場所の適地選定 ○ り災証明書の発行体制の整備 ○ 災害救助法に基づく施策の実施 ○ 被災した公共施設の早期復旧 ○ 被災地の復旧・復興計画の策定と事業の実施

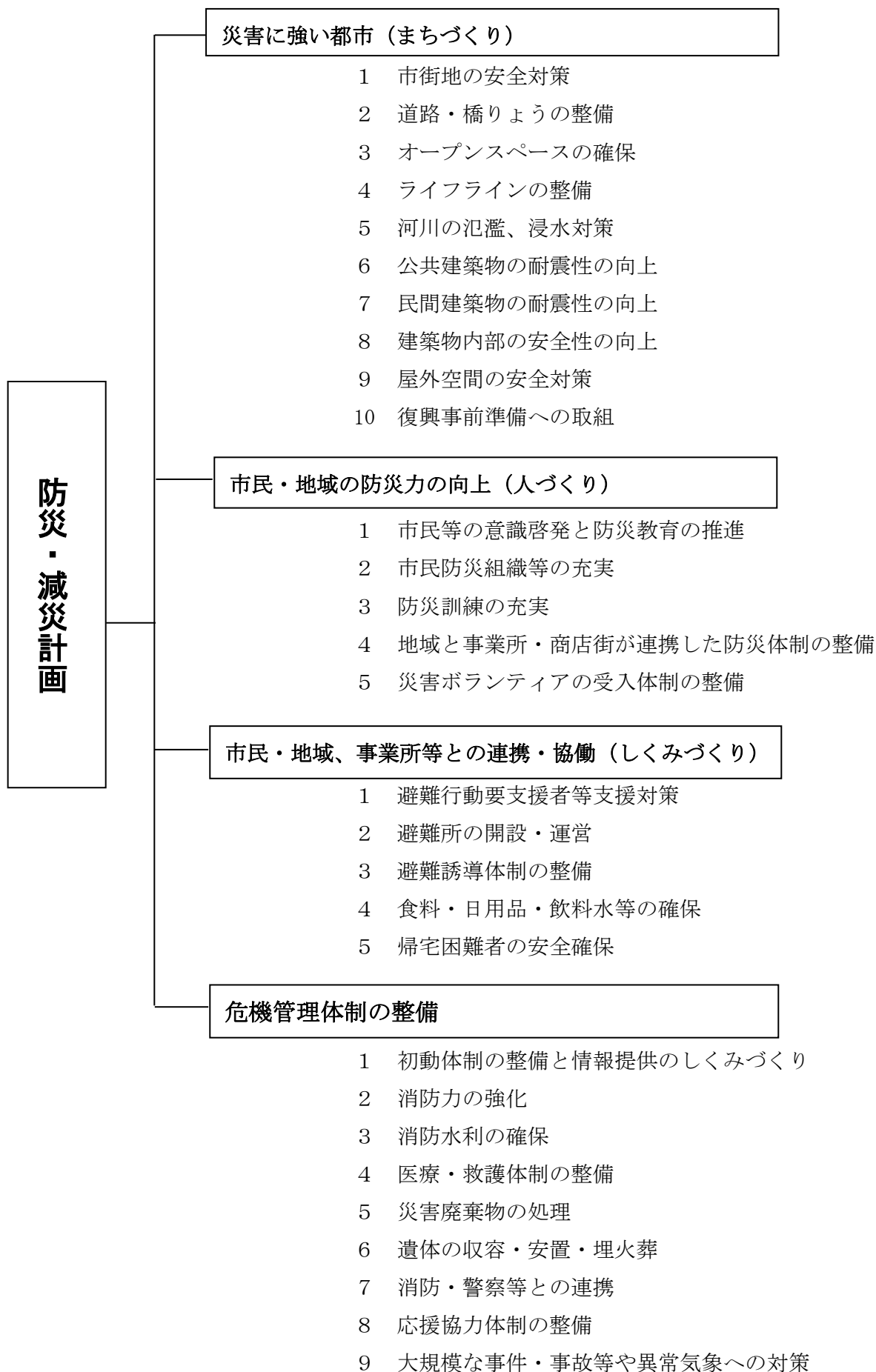
第4章 防災・減災への取組

平成25(2013)年10月に実施した「立川市市民防災意識調査アンケート」では、首都直下地震への関心は8割以上と高い一方、旧耐震設計の家屋に居住している場合に耐震診断を受けた人は2割強であり、家具の固定についても、全く行っていない人が4割を超えている。また、居住する地域の市民防災組織の有無については、結成されていることを把握している人は2割強で、結成されているかどうか分からないと回答した人は6割以上となっている。

市民の防災に対する意識は、自然災害を取り巻く状況により変容するが、令和6(2024)年に発生した能登半島地震により意識が高まっている現状においては、過去の災害経験によって培われた知見や分析結果を参考としながら、次から次へ顕在化する防災課題に取り組み、来たるべき災害に市民が一体となって備えるための契機ともなっている。

首都直下地震の切迫性が指摘され、立川市周辺でも大きな被害が発生する危険性がある中で、大規模な地震をはじめ、様々な自然災害による被害を最小限に抑えるためには、「減災」の視点から、市民一人ひとりの意識の啓発とともに、市民・地域、事業所等、行政の連携・協働のしくみづくりが重要となる。

地域防災計画の見直しにあたり設置した「立川市地域防災計画策定市民会議」からの「～その日のために！～サバイバル立川30の提言」を参考に、「災害に強い都市(まちづくり)」「市民・地域の防災力の向上(人づくり)」「市民・地域、事業所等との連携・協働(しくみづくり)」に取り組むとともに、「危機管理体制の整備」に取り組む。



第1節 災害に強い都市（まちづくり）

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災では、震源から遠く離れた東京においても、液状化や大量の帰宅困難者の発生などの被害が生じた。このため、東京都防災会議では、平成24（2012）年4月に、客観的なデータや最新の科学的知見に基づいた被害想定の見直しを行い「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表している。その結果も踏まえて、立川市では、木造建物の密集した地域の解消、避難路・延焼遮断帯の整備や沿道等の建物の不燃化など、様々な防災対策に取り組んできている。防災対策の進展や人口構造等を反映して、10年ぶりに見直された「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4（2022）年5月25日公表）では、そうした取組の成果の現れとして、立川市としての被害が軽減される結果となった。ただし、依然として、立川市では、多摩東部直下地震で約2,600棟、立川断層帯地震で約6,000棟の建物被害が想定され、引き続き対策に取り組む必要がある。

立川駅北口駅前や南口駅周辺の市街地の整備がほぼ終了し、木造建物の密集した地域の解消と建物の不燃化が進んだ。しかし、市内の一部には依然として老朽化した木造建物が密集している地域も存在している。

また、土砂災害警戒区域等が存在する地域もあることから、発災時の被害を軽減するためには早急な対応が求められる。

一方、道路・橋りょうは、平常時には市民の生活や経済活動に大きな役割を果たすと同時に、災害時には、応急・救助活動や物資の輸送、避難路、延焼遮断帯として機能する。そのため都市計画道路をはじめとした道路網の整備を進めるとともに、沿道の建築物の耐震化、橋りょうの補修・補強による計画的な維持管理に取り組む。

このほか、発災直後の地域の集合場所や救助拠点、避難場所としての公園や農地などのオープンスペースの確保に関する取組を推進する。

地震災害では、住宅をはじめ事務所等の建築物の倒壊や家具等の転倒が、市民の生命・身体・財産に危害をもたらすとともに、倒壊した建築物が道路を閉塞することにより消火・救急活動や物資搬送等の応急活動の障害にもなる。

建築物の耐震化を進めることにより、建築物の倒壊が原因となる火災の発生を防止し、救援・救助活動も円滑にできるなど被害を軽減することにつながる。また、住宅を失うことによる避難生活を回避することもできる。

「自らの生命・身体・財産は自らが守る。」という考え方に基づき、建築物の耐震化・不燃化や屋内外の安全対策への取組を推進する。

さらに、これらの取組を行っても、大規模な自然災害が発生した場合、被害を完全に防ぐことは不可能であることから、迅速な復興を進めるための手順や進め方を決め、復興における将来目標像を検討・共有するなどの事前準備が必要である。

第1項 市街地の安全対策

【現状と課題】

(1) 木造建物が密集するなど危険とされる地域

市内の木造建物が密集している地域は、国が示す「緊急に改善すべき密集市街地」の基準には該当しないものの、震災時には火災・延焼危険度が高い地域となっている。

東京都が令和4(2022)年に公表した「地震に関する地域危険度測定調査(第9回)」は、各地域における地震に関する危険性を、建物倒壊危険度、火災危険度、総合危険度で示している。結果の表示は、地域危険度のランクを5段階の相対評価とし、各ランクの存在比率を過去の危険度測定調査の値と同じに定め、危険量の大きい町丁目から順に高いランクを一定数割り当てたものとなっている。危険度のランクは相対評価であるため、安全性が向上していても、他の町丁目の安全性がより一層向上している場合には、危険な方向にランクが変化している場合がある。

立川市の結果は、以下の表のとおりであり、建物倒壊危険度、火災危険度、総合危険度ではランク「4」より上の地域はないものの、火災危険度・総合危険度が「3」または「2」の地域は、いわゆる木造の建物が密集している地域で、道路も狭く、建物の倒壊対策、不燃化対策が必要となっている。

こうした地域の解消を図ることは、市街地を整備するなど抜本的な対応が求められるが、関係者の合意形成に多くの時間を要し、また、多大な財源の確保も課題となることから、都市計画と連携した取組を視野に入れつつ、対策を検討する必要がある。

また、街の初期消火活動や避難誘導のしくみづくりなどを進める観点から、市民に周知する必要がある。

消防署は、道路が狭あいなどで消火活動時に特に注意が必要となる区域を市内に17か所指定している。

立川市内危険度等別ランク別町丁目数

「地震に関する地域危険度測定調査(第9回)」(令和4(2022)年 東京都)より

種別 \ ランク	1	2	3	4	5
建物倒壊危険度	65	13	0	0	0
火災危険度	54	21	3	0	0
総合危険度	57	19	2	0	0

※東京都震災対策条例に基づき、東京都都市整備局が5年ごとに行っている。東京都内の市街化区域5,192町丁目について、各地域における地震に関する危険性を示している。

(2) 土砂災害警戒区域等

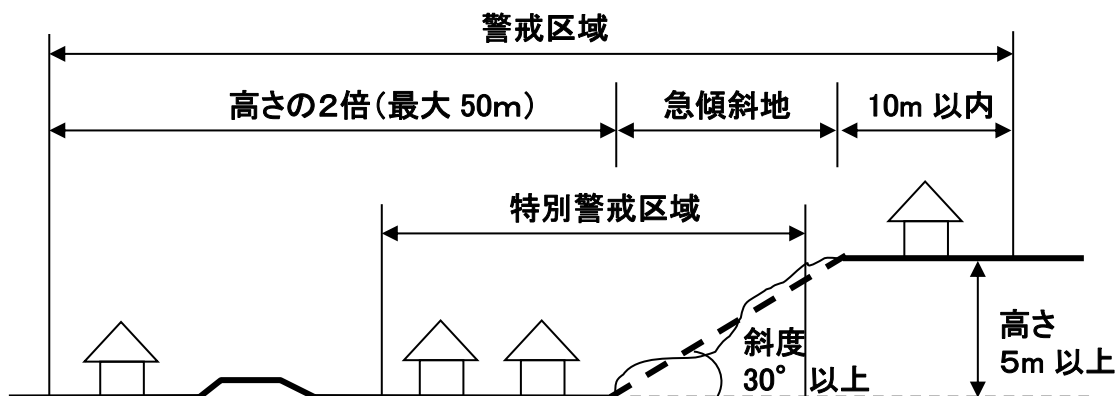
土砂災害防止法に基づく東京都の調査により、市内の26か所が、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）のおそれがある区域として土砂災害警戒区域に指定され、そのうち22か所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。これらの区域は、東京都のホームページ及び市のハザードマップにより公開している。

なお、土砂災害警戒区域内には要配慮者利用施設が7対象存在しており、当該施設管理者等には、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、「避難確保計画の作成」及び「避難訓練の実施」が義務付けられている。

また、崖線の強度調査や周辺住民組織による避難誘導のしくみづくりに取り組む必要がある。

このほか、市内には小規模ながけや擁壁などがあり、市民への周知や緊急時の安全対策について、周辺の市民と連携し、対応を検討する必要がある。

- 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）
高さ5m以上かつ斜度30度以上のがけで居室を有する建築物が建つ可能性がある場所であり、土砂災害のおそれがある区域
- 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）
土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域



※特別警戒区域は、高さ・斜度・土質等から計算で決定

【施策の方向性と事業計画】

(1) 木造建物が密集するなど危険とされる地域への対応

木造建物が密集するなど危険とされる地域については、災害時の危険性を低減するため、ハード面、ソフト面のバランスを取りながら対策を図っていく。

耐震化については、木造住宅耐震改修等助成制度（現行制度）を柱とした老朽木造建築物の改修支援による対策を進める。また、市内の建築物に対しては、耐震化率を向上させるための指導及び助言を行う。さらに倒壊における道路閉塞被害を最小限にするため、ブロック塀の撤去等を推進する。

火災の延焼拡大防止には、細街路の拡幅や建物の不燃化が効果的であるが、道路の整備や建替えには時間を要するため、地域配備消火器やスタンドパイプを優先的・重点的に配備し対応を図る。また、これらの防災資器材を活用し、市民が消火できるようにするためのまちかど防災訓練（発災対応型訓練）等を実施する。

なお、甚大な被害をもたらす災害に対して的確に対応できる様々な防災都市づくりに向けた長期的かつ計画的な取り組みとして、木造住宅密集地域等において、地区計画や用途地域による敷地面積の最低限度の設定や、新たな防火規制区域の指定などを促進し、敷地の細分化防止や建築物の耐火性能の強化により、木造住宅密集地域の改善を図っていく。

【取組事項】	所管
木造住宅耐震改修等助成制度による耐震化の促進	市民部
ブロック塀の撤去等の推進	危機管理対策室・都市整備部
地域配備消火器・スタンドパイプの優先的・重点的設置	危機管理対策室
市民向けの出前講座やまちかど防災訓練の実施	危機管理対策室
木造住宅密集地域の改善策の推進	都市整備部

(2) 土砂災害警戒区域等への対策

地域住民に土砂災害警戒区域等の指定について周知するとともに、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が迅速に行えるよう警戒避難体制の整備を進める。また、区域内の要配慮者利用施設の管理者に対し、「避難確保計画の作成」及び「避難訓練の実施」を働きかける。

消防関係機関と連携して、豪雨・台風時に危険箇所を巡視し、警戒にあたる体制の整備や市民防災組織など地域と連携した避難誘導體制のしくみづくりを進める。

なお、土砂災害特別警戒区域では、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造規制が義務付けられる。

【取組事項】	所管
土砂災害警戒区域等の周知及び警戒避難体制の整備	危機管理対策室
警戒体制や避難誘導體制のしくみづくり	危機管理対策室

第2項 道路・橋りょうの整備

【現状と課題】

(1) 災害対応の側面からみた優先啓開路線網

災害発生後の初動期においては、人命救助・救出に必要な消防・警察等の緊急車両だけでなく、市の災害対応車両（道路啓開、情報収集、物資輸送等）の道路利用も必須となるため、通行する必要性が高い路線については、優先的に通行可能な状態を確保する必要がある。

また、支援物資が市内に届けられる時期（発災3日目以降）においては、拠点施設等から各避難所へのアクセス路線が啓開されていないと十分な支援物資の供給が困難となる。そのため、災害対応の側面からみた優先的に啓開すべき路線網をあらかじめ設定するなど、事前の道路ネットワークの整備や応急対応方針を位置付けていく必要がある。

(2) 緊急輸送道路と避難路

東京都の定めている緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化が急務である。

立川市の定めている緊急輸送道路や避難路については、東京都の定めている緊急輸送道路から一次避難所に通じる道路を指定している。また、警察、消防、自衛隊等の車両を最優先で走行させるため警視庁が定めた交通規制の行われる緊急自動車専用路と緊急交通路がある。

これらは、幅員が十分でないものもあり、また、沿道の建築物の耐震化、ブロック塀等の倒壊対策が課題となっている。

東京都が定める緊急輸送道路ネットワークの考え方

- 第一次 緊急輸送道路ネットワーク
応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、重要港湾、空港等を連絡する路線
- 第二次 緊急輸送道路ネットワーク
一次路線と区市町村役場、主要な防災拠点（警察、消防、医療等の初動対応機関）を連絡する路線
- 第三次 緊急輸送道路ネットワーク
その他の防災拠点（広域輸送拠点、備蓄倉庫等）を連絡する路線

警視庁が定める緊急自動車専用路と緊急交通路

- 緊急自動車専用路＝国道20号・中央自動車道 等
- 緊急交通路＝上記に加え中央南北線・五日市街道・芋窪街道・新奥多摩街道・八王子武蔵村山線、都道256号（甲州街道）等

（3）橋りょうと歩道橋

立川市が管理する橋長2m以上の橋りょうは43橋、横断歩道橋は8橋あり、高度経済成長期に建設が集中していることから、老朽化への対応が喫緊の課題となっており、補修・補強を進めていく必要がある。

市内緊急輸送道路上の橋りょうは15橋（うち1橋は跨道橋）あり、令和7（2025）年3月の調査において健全度区分Ⅰ（健全）が6橋、健全度区分Ⅱ（予防保全段階）が9橋、また、市内緊急輸送道路を跨ぐ横断歩道橋は4橋あり、健全度区分Ⅰ（健全）が2橋、健全度区分Ⅱ（予防保全段階）が2橋となっている。

また、都道上の東京都が管理する橋りょう及び横断歩道橋については、東京都で定めた予防保全計画、個別施設計画に基づき維持管理を行っている。

（4）道路冠水の防止

大雨によるアンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する必要がある。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する必要がある。

【施策の方向性と事業計画】

(1) 災害対応の側面からみた優先啓開路線網の設定

発災から初動活動期にかけて、市や関係機関が災害対応等でより多く使用する道路網（防災拠点へのアクセス道路網）を抽出し、東京都の定める緊急輸送道路、立川市の定める緊急輸送道路と避難路、及び警視庁の定める緊急自動車専用路と緊急交通路を中心に、災害時の優先啓開路線として位置付ける。

優先啓開路線のバックアップとしての迂回路を確保するため、隣接市における橋りょう耐震化状況、沿道建物の危険性等の把握と情報の共有を行う。

また、災害時には、東京都や鉄道事業者に対して、優先啓開路線の早期通行可能に向けた対応を働きかける。

【取組事項】	所管
優先啓開路線の位置付け	危機管理対策室・都市整備部
近隣市における道路状況の把握と情報の共有	危機管理対策室・都市整備部
優先啓開路線の早期通行可能対応を要請	危機管理対策室

(2) 緊急輸送道路と避難路への対策

東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業において、東京都が指定した特定緊急輸送道路並びに立川駅を起点として特定緊急輸送道路に接続する一般緊急輸送道路である立川市道1級21号線、立川市道1級5号線及び都道149号立川・日野線（立川市道1級23号線含む。）の沿道建築物の耐震化を促進する。

また、立川市が定めている緊急輸送道路や優先啓開路線等については、避難所への避難誘導を円滑に行うため、計画的に道路の維持管理を行う。

さらに、立川市無電柱化推進計画に基づき道路上の電線類を地中化することによって、災害時の救助活動の円滑化や避難路機能の充実を図る。

【取組事項】	所管
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化	市民部
緊急輸送道路や優先啓開路線等の維持管理	都市整備部
立川市無電柱化推進計画に基づく事業	都市整備部

(3) 橋りょうと歩道橋の対策

立川市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、優先度の高い橋りょう及び横断歩道橋の補修・補強を優先的に進めるとともに、定期的に点検を行うことにより、適宜、計画を見直し、適正な維持管理を行う。

【取組事項】	所管
橋りょう・横断歩道橋の補修工事	都市整備部
橋りょう・横断歩道橋の定期点検	都市整備部
立川市橋りょう長寿命化修繕計画に基づく事業の推進	都市整備部

(4) 道路冠水への対策

国、東京都、市等は、管理区分に応じて、豪雨時に冠水のおそれのあるアンダーパス等の冠水対策及び河川の洗堀防止や橋りょうの架け替え等の対策を行う。

第3項 オープンスペースの確保

【現状と課題】

(1) 市内のオープンスペース

災害時には、住宅等の倒壊により、相当の災害廃棄物が発生することが見込まれる。救援・救助活動や復旧活動を円滑に行うためには、災害廃棄物等の適切な管理が不可欠であり、最終分別・収集を経て再利用に至るまでの間の一時的な仮置場が必要となる。

また、東京都の被害想定では、全壊・焼失棟数は約7,000棟と推計されている。住宅を失った被災者に建設型応急住宅を提供するために必要なスペースのほか、救出・救助活動の拠点、ボランティア活動拠点、ライフライン復旧活動拠点などのオープンスペースが必要となる。

市内のオープンスペースの状況についてみると、公園については、都市公園101か所(約58.7万㎡)のほか、都市公園以外の公園156か所(約5.7万㎡)を整備している。

市は、市内の公園16か所^{*}(約28.4万㎡)を、避難場所、災害廃棄物の仮置場、建設型応急住宅建設の用地等として活用できるオープンスペースとして指定しているが、公園内の施設等に支障があることから活用可能な面積は約7.5万㎡にとどまっており、災害時に必要となるオープンスペースの計画(約42.4万㎡)に対して、利用可能な確保量は約17.7%の水準にある。

農地については、約220万㎡あり、多摩26市のうち八王子市、町田市に次ぐ3番目(東京都総務局統計部「2020年農林業センサス東京都結果報告：経営耕地面積」)の規模である。

農地は延焼火災等から身を守るための有効な避難場所となるため、市民等が生命の危機から逃れ、緊急的かつ一時的な避難場所として市内農地を使用することの協定を立川農業振興会議と平成23（2011）年度に締結した。

また、平成29（2017）年度には、財務省と災害時支援協定を締結し、同省が管理する「利用可能な未利用国有地の無償提供」が明記されたことにより、新たなオープンスペースの確保が実現した。

災害時に必要なオープンスペースは、可能な限り市有地で確保することが望ましいが、事前の用地取得については課題が大きいため、国・東京都・市の所有している未利用地などの利用可能なオープンスペースの実態を把握するとともに、関係機関との協議により確保していく必要がある。

※ 関連資料「災害時に活用するオープンスペース一覧」参照

【施策の方向性と事業計画】

（1）オープンスペースの整備

市内の公園等を、災害時における避難の際の集合場所と定め、安否確認や救援・救助活動などを行う地域の防災拠点として位置付け、防災面に配慮した整備を進めるとともに、災害廃棄物等の仮置場、建設型応急住宅の建設場所等としての活用を検討する。

また、復旧・復興時におけるオープンスペースの利用計画についても検討し、策定する。

【取組事項】	所管
防災面に配慮したオープンスペースの整備	危機管理対策室・都市整備部
災害廃棄物仮置場の検討	危機管理対策室・環境資源循環部・都市整備部・産業まちづくり部
建設型応急住宅建設用地の検討	危機管理対策室・都市整備部・産業まちづくり部 市民部・
復旧復興時のオープンスペース利用計画の策定	危機管理対策室・政策財務部・環境資源循環部・都市整備部・産業まちづくり部

（2）オープンスペースの把握

市内の一定規模以上の空地・未利用地などのオープンスペースの実態把握に努める。

民間・個人の空地所有者に対しては、災害時における建設型応急住宅設置用地としての借用に関する協定を創設、締結に向けた検討を行う。

都営住宅等に設置された市が管理していない公園・広場については、災害時のオープンスペースとして利用可能となるよう活用を検討するとともに、東京都へ要請していく。

また、市内での対応だけでなく、広域的な被災の可能性を考慮し、関東近郊の他自治体

と災害時における市営住宅等の優先利用に関する協定を創設、締結に向けた検討を行う。

【取組事項】	所管
市内の空地・未利用地等オープンスペースの実態把握	危機管理対策室・環境資源循環部・都市整備部・産業まちづくり部
災害時利用協定の締結	政策財務部・危機管理対策室・産業まちづくり部
民間空地所有者と、建設型応急住宅設置用地借用に関する協定の創設、締結に向けた検討	市民部
他自治体との災害時における市営住宅優先利用協定の創設、締結に向けた検討	市民部

（3）農地・緑地の活用

緊急的かつ一時的な避難場所として使用することができることを市民に周知するための看板を農地に設置するなど、農地・緑地の防災上の役割について周知啓発に取り組む。また、市内に残る農地や緑地を、火災延焼防止の機能等、防災上重要な役割を担うオープンスペースとして活用できるよう検討する。

【取組事項】	所管
農地・緑地の活用検討	危機管理対策室・産業まちづくり部
農地・緑地の防災上の役割について周知・啓発	危機管理対策室・産業まちづくり部

第4項 ライフラインの整備

【現状と課題】

(1) 水道

東京都では、浄水所などについては耐震補強工事や自家発電設備の整備、配水管等については、耐震性の優れた継手構造を有するダクタイル鋳鉄管等への取替、また、送配水管については、ネットワークの構築等、水道システム全体の耐震性の向上のための事業を進めている。

発災時の応急給水については、一次避難所の給水タンクを使用するとともに、東京都と調整を図り、市が給水拠点での応急給水や、必要に応じ浄水所から各避難所へ飲料水の運搬給水を行い、給水タンクから住民へ応急給水を行う。さらに、避難所については、東京都水道局から貸与されたスタンドパイプを活用した応急給水栓や消火栓の活用による水の確保を図るための事業を進めている。

なお、車両輸送を必要とする後方医療機関となる医療施設等への応急給水については、東京都へ運搬給水について要請する。

(2) 下水道

平成9（1997）年度に下水道施設の耐震指針が改定されたが、市内の下水道施設のほとんどはそれ以前に整備され、大規模地震に対応した耐震性能の不足が懸念されるが、全ての施設の耐震化を実施するためには、多くの時間と多額の費用を要する。そのため、重要かつ緊急性の高い下水道管を優先して対策すること、避難所のトイレ機能を確保することなどを目的として、平成21（2009）年度に「下水道総合地震対策計画」を策定した。その後、平成23（2011）年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、平成23（2011）年度に計画の見直しを行った。

これにより、一次避難所等のトイレ機能を確保するための下水道管の耐震化については、平成30（2018）年度末に全て完了した。鉄道横断部における緊急性の高い下水道管は、平成25（2013）年度に耐震化が完了し、柏町汚水中継ポンプ場の流入下水道管は、平成22（2010）年度に耐震化が完了した。マンホールトイレは、計画に基づき順調に整備が進み、平成28（2016）年度に市内全小中学校等（30施設）に、合計258基の設置が完了した。重要な下水道管の耐震化については、老朽化対策として緑川幹線の改築を平成28（2016）年度より実施している。令和6（2024）年度末の改築率は50.1%である。

また、災害時においても下水道業務を継続して行うため、令和6（2024）年3月に改定した「立川市下水道事業業務継続計画」に関連する「震災下水道応急対応計画行動マニュアル」、「災害時応急給水マニュアル」、「ポンプ場地震対策マニュアル」等に基づき、訓練を毎年実施している。

さらに、令和6（2024）年に発生した能登半島地震の経験を踏まえ、上下水道一体で耐

震化を推進するために、令和6（2024）年度に策定した「立川市上下水道耐震化計画」に基づく事業の実施を進める。

（3）電気

東京電力パワーグリッドは、電力の安定供給を図るため、電力システムのネットワーク化を行い、一つの系統に障害が生じても、別のルートにより送電を可能としている。

立川市では、震災に強いといわれる無電柱化について、国や東京都の制定する『無電柱化推進計画』に参画し、「都市防災の機能の強化」「安全で快適な歩行者空間の確保」、及び「良好な都市景観の創出」を基本方針として、令和2（2020）年4月に「立川市無電柱化推進計画」を策定した。

市内における無電柱化の現状については、平成16（2004）年「立川市無電柱化整備計画」、平成21（2009）年「第2次立川市無電柱化整備計画」及び令和2（2020）年「立川市無電柱化推進計画」等に則り、事業に取り組んでおり、令和8（2026）年3月末時点の市道の無電柱化整備については、約10kmが完了している。

現在進めている「立川市無電柱化推進計画」においては、計画延長が約14.7kmであり、そのうち約0.16kmが完了している。

さらに、災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協定に関する覚書に基づき、東京電力パワーグリッドと連携して、電力の復旧に支障となる障害物等の除去及び応急措置を実施する。

（4）ガス

東京ガスグループでは、ガス製造設備、高圧ガス導管・ガスホルダー等の主要設備について、ガス事業法等の諸基準に従い阪神・淡路大震災及び東日本大震災クラスの地震にも耐え得るように設計している。また、それ以外のガス導管についても、溶接接合導管やポリエチレン管の導入などにより耐震性の向上を図っている。

供給施設については、二次災害の発生を防止するため、地区ガバナ（整圧器）にS I値を計測するセンサーを設置し、必要に応じ遠隔遮断の可能な防災システムを整備している。

（5）電話

NTT東日本では、通信ネットワークを確保するため、通信伝送路の複数化ネットワークを進めるとともに常時監視体制を整備している。また、通信施設設備の耐震化や不燃化、防水化を推進しているほか、通信伝送路の地中化を進めている。

発災後は、重要通信を確保するため、全国から集中する電話を制御するとともに、避難所には臨時公衆電話を設置するほか、家族の安否確認に活用する災害用伝言ダイヤルシステムを迅速に提供する体制を整えている。

(6) 各通信事業者

携帯電話会社等の各通信事業者は、基幹伝送路の多ルート化及び経路分散、通信局舎や電気通信設備の耐震性の強化、及びシステムのバックアップ体制の確立を推進している。

発災後は、災害時優先電話を電気通信事業法で規定された指定重要機関に限定して提供し、重要通信を確保している。また、自治体へ携帯電話・衛星電話の貸し出しを行っている。

【施策の方向性と事業計画】

(1) 水道

東京都へ水道管路の耐震継手化事業や、広域的な送配水管のネットワーク化等の耐震性の向上や水道施設全体のバックアップ機能の強化を要請する。

災害時の応急給水活動の円滑化を図るため、応急給水マニュアルの見直しを行うとともに、東京都とも連携し訓練を実施する。

【取組事項】	所管
送配水管等の耐震化等の要請	危機管理対策室・環境資源循環部
応急給水マニュアルの作成	環境資源循環部

(2) 下水道

令和6（2024）年度に策定した「立川市上下水道耐震化計画」に基づき、重要施設下流の下水道施設の耐震化を進める。

錦町ポンプ場では、震災時に送水機能やポンプ機能を確保するための減災対策を進める。雨天時対応ポンプ施設については、耐震性がなく老朽化しているため、更新を含め検討する。

また、下水道施設は、市民生活にとって重要なライフラインであり、災害時にもその機能を維持または早期回復を図ることが必要なため、「立川市下水道事業業務継続計画」に定められている点検項目の確認や、各マニュアルに基づく訓練等の実施を行う。

【取組事項】	所管
下水道BCPや各マニュアルに基づく訓練等の実施	環境資源循環部
緊急性の高い下水道管の耐震化	環境資源循環部

(3) 電気・ガス・電話

立川市無電柱化推進計画に基づき、計画的に電線類等の地中化に取り組む。

電気については、災害時にも電力が安定供給され、市民生活に支障を来さないよう、電力施設の耐震化や地中化、電力システムのネットワーク化、応急復旧体制の整備など、災害対応能力の向上について要請する。

また、自動車メーカーとの災害時支援協定の締結に基づき、給電車両等を使用した電源の確保を図るとともに、一次避難所やクリーンセンター「たちむにい」に備蓄しているポータブル蓄電池の有効活用を図る。

ガスについては、迅速な復旧体制の確立や、二次災害の発生を抑止するため市民等へのガス機器の使用上の注意事項、供給状況、復旧見通しの周知について要請する。また、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置し、建物内での二次災害を防止し、速やかな復旧につなげる。

電話・携帯電話会社等の各通信事業者については、災害時の情報収集と提供体制を確保するため、通信施設・設備の耐震性の向上と応急復旧の体制の整備を要請する。

避難所などへの臨時公衆電話や災害時に貸し出し可能な携帯電話・衛星電話の配置計画について具体化するとともに、災害対策本部や各避難所に災害時優先電話の整備を要請する。

【取組事項】	所管
立川市無電柱化推進計画に基づく事業の推進	都市整備部
電気事業者への関連施設の耐震化、応急復旧体制等の整備要請	危機管理対策室
電話・各通信事業者への関連施設の耐震化、応急復旧体制等の整備要請	危機管理対策室
市民等へのガス機器の使用上の注意事項、供給状況、復旧見通しの周知要請	危機管理対策室
臨時公衆電話・災害時貸し出し可能な携帯電話・衛星電話の配置計画の策定	危機管理対策室
災害時優先電話の整備の要請	危機管理対策室

第5項 河川の氾濫、浸水対策

【現状と課題】

(1) 河川・水路の状況

近年、立川市内でも短時間に数10mmの雨量をもたらす局地的大雨が発生し、東京都内でも時間降雨量が100mmを超えるような集中豪雨が発生している。市街化が進んだ市街地では内水氾濫や河川浸水等の被害が多く発生するようになっている。

多摩川（一級河川、国管理）では、概ね200年に1回程度の確率で発生する大雨による氾濫に対応した堤防等の改築が進められ、市内の多摩川の堤防はほぼ整備が済んでいるが、一部、堤防高不足の箇所があり、平成26（2014）年度に工事を行い解消した。

国土交通省では、河口から日野橋までを区域とする高規格堤防事業を平成元（1989）年度に着手し、計画距離両岸80kmに対し下流域の6.0kmが平成23（2011）年3月までに整備された。また、根川と多摩川の合流点において、平成30（2018）年7月に排水樋門ひもんが新設され、令和3（2021）年3月に堤防が完成し、洪水に対する安全性の向上が図られた。

なお、残堀川では、時間雨量50mm対応の整備が概成している。一方で、近年の時間50mmを越える豪雨が増加している現状から、東京都では、豪雨対策基本方針を令和5年に策定し、多摩部においては、「流域対策による河川への流出抑制効果を含め、気候変動を踏まえた年超過確率1/20の規模相当の降雨に対し、溢水を防止していく。」としている。豪雨対策基本方針における「気候変動を踏まえた年超過確率1/20相当の降雨」とは、多摩部では1時間当たり75mmになる。それに対して、河川だけで75mm相当を流せるよう整備するのではなく、河川・下水道・流域対策等を組み合わせて溢水を防止していく計画である。

また、水路である砂川用水・立川分水・昭和用水等では、浚渫しゅんせつ・清掃・除草・修繕を定期的に行い、溢水防止対策を実施している。

(2) 浸水の状況

近年、豪雨、台風等による局地的な大雨等が頻発し、全国各地で浸水被害が多発している。大雨による浸水被害は、住民生活・社会経済活動に直結し大きな影響を及ぼしている。また、局地的な大雨以外にも、都市化の進展に伴い土地がアスファルトやコンクリート等で覆われたことにより、いつときに集中して雨水が流出することが浸水被害の発生する要因の一つとなっている。

本市では、1時間あたり50mmの計画降雨強度（約4年に1回の降雨頻度）を対象とした雨水管の整備を進め、合流区域については概ね整備が完了している。なお、分流区域である多摩川上流処理区の雨水整備率は、計画面積に対して令和5（2023）年度末で約32.1%となっている。

（3）水害に関する避難情報の提供

残堀川が氾濫した場合の浸水する範囲や深さを事前に把握するため、東京都が「残堀川流域洪水浸水想定区域図」を作成・公表している。また、多摩川が氾濫した場合の浸水する範囲や深さを事前に把握するため、国土交通省京浜河川事務所が「多摩川洪水浸水想定区域図」を作成・公表している。

市内の内水氾濫に関しては、立川市に大雨が降り、下水道その他の排水施設の能力不足や河川の水位上昇に伴い雨水を排水できない場合に、浸水が予想される区域と水深を立川市が「立川市内水浸水想定区域図」として作成・公表している。

市は、これらの浸水想定区域や地域の特性を踏まえて、ハザードマップ（洪水避難地図）を作成し、市のホームページで公開している。浸水想定区域図等が見直された場合は、ハザードマップを更新し、改めて市民に周知する必要がある。

なお、令和3（2021）年の水防法の一部改正により、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に加え、要配慮者利用施設の管理者等に市への避難訓練結果の報告を義務付けるとともに、これらの報告を受けた市は、福祉部門が中心となって避難確保計画及び避難訓練の内容について助言・勧告するものとする。

（4）市民自らの防災行動計画作成の促進

水害時の人的被害を減少させるため、市民が適切な避難行動をとることができるよう、市民自らの防災行動計画（マイ・タイムライン）の作成を促進することが必要である。

【施策の方向性と事業計画】

（1）河川・水路の状況への対応

降雨強度 50mm/h を超える降雨への対策として、調節池等の河川の整備について河川管理者に要請する。

（2）浸水の対策

空堀川上流域南部地域において、東京都による広域的な雨水幹線が整備予定である。市では多摩川上流処理区空堀川流域の雨水管の整備のほか、既設浸透施設の清掃や改良等、地域の浸透能力を確保する雨水対策を推進する。

また、多摩川上流処理区残堀川流域では、浸水被害のあった箇所を優先に公共下水道（雨水管）を整備する。

雨水の流出を抑制させるため、民間開発や住宅等の新築、建て替えの際に、道路や宅地内等に雨水貯留浸透施設の設置を促進する。また、既存の宅地内等について、雨水浸透施設を設置する費用を助成し、雨水浸透施設の設置を促進する。また、立川市宅地開発等まちづくり指導要綱に基づき、開発事業を行う事業者に対しては、総合治水対策として雨水貯留施設の設置を求めるとともに公共施設への雨水貯留浸透施設の設置を促進する。

さらに、近年では、浸水リスクを評価し、雨水整備の優先度の高い地域を中心に浸水対策を実施することが求められている。これを踏まえて本市では、当面・中期・長期の施設整備の方針等の基本的な事項を定める立川市雨水管理総合計画を策定し、浸水対策を計画的に進める。

(3) 水害に関する避難情報の提供

河川の氾濫や集中豪雨等の災害情報を速やかに提供し、市民自ら被害を軽減できるような情報収集、提供のしくみづくりを進める。なお、国土交通省京浜河川事務所が平成28(2016)年5月に「多摩川水系多摩川、浅川、大栗川洪水浸水想定区域図」を告示し、また、東京都が令和6(2024)年2月に「残堀川流域洪水浸水想定区域図」を指定し、立川市が令和6(2024)年11月に「立川市 内水浸水想定区域図」を作成したことから、令和6(2024)年12月にハザードマップを更新し、市のホームページで公開している。

浸水想定区域等の範囲内にある要配慮者利用施設に対し、「避難確保計画の作成」及び「避難訓練の実施」の必要性を十分に説明し、確実な取組を働きかける。

毎年実施している立川市・昭島市・国立市・立川消防署・昭島消防署と連携した水防訓練を継続していく。また、水害に対する避難情報の判断基準(具体的な考え方)及び伝達の方法を明確にした「水害に対する避難情報の判断・伝達マニュアル」の習熟を図る。

(4) 市民自らの防災行動計画作成の促進

水害時に市民が適切な避難行動をとることができるよう「東京マイ・タイムライン」等の普及拡大により、市民自らの防災行動計画(マイ・タイムライン)作成を促進する。

【取組事項】	所管
河川管理者に対し調節池等整備の要請	都市整備部
残堀川及び空堀川流域の雨水管の整備	環境資源循環部・都市整備部
雨水浸透施設の設置促進	環境資源循環部
立川市雨水管理総合計画の策定	環境資源循環部
情報収集、提供のしくみづくり	危機管理対策室
要配慮者利用施設への働きかけ	危機管理対策室・子ども家庭部・保健医療部・福祉部
ハザードマップの更新	危機管理対策室
マニュアルの習熟	危機管理対策室・関係各部
防災行動計画(マイ・タイムライン)作成の推進	危機管理対策室

第6項 公共建築物の耐震性の向上

【現状と課題】

(1) 公共建築物の耐震性

公共施設は、平常時から多くの市民が利用する一方、災害時には避難、食料等備蓄品の提供及び救援救護活動の拠点となることから、耐震性を確保する必要がある。

東京都防災会議が令和4（2022）年5月に公表した新たな被害想定では、立川断層帯地震の想定規模は、マグニチュード7.4クラス、発生確率は今後30年以内に0.5～2.0%であり、多摩地域に大きな影響を及ぼすおそれのある断層型地震として位置付けられている。地震が発生した場合の市内における想定避難者数は約5万人で多くの避難者が発生すると予測されている。

そのため、一次避難所となる小中学校等を補完する他の公共施設の耐震化が急務となっている。

なお、一次避難所となる全ての小中学校等は耐震化が完了している。

市有施設で耐震基準を満たしていない（確認できていない）公共施設は、錦町ポンプ場であり、これらの建物の耐震化等について対応を検討する必要がある。

(2) 公共施設のエレベーター

東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4（2022）年5月）によれば、立川断層帯地震発生時の閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数は市内で約320台と想定している。

そのため、市が管理する公共施設のエレベーターについて、地震時管制運転装置（P波感知型）による停電時自動着床装置（閉じ込め防止）、ロープのはずれ止め対策強化等が未設置のものについては、改修を検討する必要がある。

【施策の方向性と事業計画】

(1) 公共建築物の耐震化への対応

耐震化が未整備の公共施設については、「耐震改修促進計画」に基づき耐震化を推進する。

【取組事項】	所管
耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進	行政管理部

(2) 公共施設のエレベーターの閉じ込め防止機能の向上

公共施設の全てのエレベーターに閉じ込め防止装置の設置を進め、安全性の向上を図る。

国は、建築物耐震改修促進法（第4条第1項）に基づき、公共建築物について各施設における耐震診断を速やかに行い、耐震性にかかるリストの作成と公表、整備目標及び整備プログラムの策定により計画的かつ重点的に耐震化の促進に取り組むべきとの方針を示している。特に、災害時に重要な役割を果たす避難所等については、耐震改修促進計画への位置付けを前提に、1,000 m²以上の建物について国庫補助事業の対象施設とする旨を規定している。

第7項 民間建築物の耐震性の向上

【現状と課題】

（1）民間建築物の耐震性

国は、昭和56（1981）年6月に建築基準法を改正し、新耐震基準が適用された。それ以前に建築した建物については、遡及することなく現在に至っており新耐震基準を満たしていない場合がある。

市内の建物棟数は現在約40,900棟で、このうち昭和56（1981）年以前の建築物は約10,300棟（約25%）となっている。

市は、このうち昭和56（1981）年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断、耐震改修工事等の助成を行っている。

民間住宅や事務所等の建築物は、個人・法人の財産であるものの、倒壊することにより火災発生の原因になるほか、緊急輸送道路や避難路を閉塞して消火・救援活動等の支障となり、さらには、災害廃棄物の撤去などが必要となることから、耐震化の促進が重要な課題となっている。

（2）民間建築物のエレベーター

民間建築物のエレベーターについても、停電時自動着床装置、地震時管制運転装置が未整備のものや老朽化しているものがあると推測される。

【施策の方向性と事業計画】

（1）民間建築物の耐震化への対応

耐震化の施策を着実に推進するため、耐震改修促進計画に基づき、昭和56（1981）年5月31日以前に建築した木造の住宅に対し、簡易にできる耐震診断の方法について普及・啓発を行うとともに、信頼できる建築士等に関する情報提供などの耐震相談を行う。

耐震診断や耐震改修工事等にかかる費用の助成を行い、耐震化を進める。

病院、映画館、百貨店、社会福祉施設、事務所など多数の者が利用する建築物の耐震診断については、耐震改修促進法に基づき、指導・助言等を行う。

【取組事項】	所管
市民への適切な情報提供、耐震診断等助成制度の普及・啓発	市民部
簡易耐震診断の実施	市民部
耐震診断や耐震改修等助成の実施	市民部
建物所有者への指導及び助言	都市整備部

(2) 民間建築物のエレベーター対策

一般社団法人日本エレベーター協会は、民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導するとともに、エレベーター閉じ込め救出体制、早期復旧体制の構築に向けた普及啓発活動や働きかけを行う。

① 「1ビル1台復旧ルール」の徹底

地震発生時に、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図るため、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧させることを原則とする。

② 自動診断仮復旧システムの活用

エレベーター会社では、地震で停止したエレベーターについて、保守要員による点検をしなくても、仮復旧できる自動診断仮復旧システムの開発を行っている。

(3) 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

平成23(2011)年4月に、東京都は「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を施行し、緊急輸送道路のうち特に沿道建築物の耐震化を推進する必要がある重要道路を、「特定緊急輸送道路」に指定し、耐震診断の義務化を定め、耐震改修工事等に関する助成制度を拡充している。

市では、特定緊急輸送道路とあわせて、立川駅を起点として特定緊急輸送道路に接続する立川市道1級5号線、都道149号(立川・日野線)及び立川市道1級21号線の一般緊急輸送道路についても特定緊急輸送道路と同様の重要路線と位置付け、耐震改修等の助成を行っている。

【取組事項】	所管
緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断、補強設計及び耐震改修等の助成	市民部

第8項 建築物内部の安全性の向上

【現状と課題】

（1）公共建築物等の天井落下防止、ガラスの飛散防止、備品の転倒・落下・移動防止

東日本大震災では、民間施設や公共施設において建築非構造部材（外壁、扉、ガラス、天井、間仕切り等）に破損等の被害が生じた。市内ではガラスが破損し、首都圏でも建築物の天井が落下するなどの被害が発生した。このことについて、市内公共施設の非構造部材の耐震化として小中学校体育館の照明器具及びバスケットゴールの落下防止対策を実施した。

また、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井（特定天井）の脱落防止対策を立川競輪場等で実施した。

強化ガラスの設置が義務付けられていない旧耐震基準の建物を中心に、中高層の建物へのガラス等の飛散防止対策に取り組む必要がある。

たましんR I S U R Uホール（市民会館）では、テレビ、ビデオを移動式低床ラックに固定するほか、窓ガラスに強化ガラスを使用するとともに、舞台照明設備の二重構造化などを実施している。しかし、他の公共施設では、天井の落下防止やガラスの飛散防止、備品の転倒・落下・移動防止等の対策の明確な基準がないため、ほとんどの公共施設で未対応となっている。

地震時における施設内部及び施設周辺の安全性を向上するために、天井の落下防止、ガラスの飛散防止、備品の転倒・落下・移動防止等を推進する必要がある。

（2）家具等の転倒・落下・移動防止

阪神・淡路大震災では、死者の約1割が家具の下敷きによるものとされている。また、東日本大震災では長周期地震動により、超高層建築物の上部が大きく揺れ、家具類の転倒・落下・移動が発生している。

立川市では、平成21（2009）年度から、東京都市長会の補助金制度を活用し、市内世帯（高齢者単身世帯や障害者がいる世帯を含む。）を対象に、家具転倒防止器具助成事業を実施し、平成23（2011）年度までの3年間に約9,200世帯に助成を行った。

現在、要配慮者がいる世帯等を対象とした家具転倒防止器具取付事業として引き続き家具転倒防止器具の取付を推進している。

【施策の方向性と事業計画】

(1) 公共建築物等の天井落下防止、ガラスの飛散防止、備品の転倒・落下・移動防止

全公共施設について点検を実施し、優先順位を定めて対策を推進する。

なお、家具類の転倒、落下、移動防止にかかることについては、東京消防庁の「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックー室内の地震対策ー」を参考に取り組む。

【取組事項】	所管
公共施設の実態調査及び対策の実施	行政管理部・関係各部

(2) 家具転倒防止器具の取付

総合防災訓練等での展示や広報、ホームページ、パンフレットなど様々な機会を捉え、家具転倒防止器具取付の普及啓発を行う。

高齢者のみの世帯や障害者がいる世帯等を対象とした「家具転倒防止器具取付事業」を促進する。また、対象としていない世帯においても、さらに周知・啓発活動を行っていく。

【取組事項】	所管
家具転倒防止器具取付についての普及・啓発	危機管理対策室
高齢者世帯等への家具転倒防止器具取付事業の促進、周知・啓発	保健医療部・福祉部

第9項 屋外空間の安全対策

【現状と課題】

(1) ブロック塀等の安全対策

昭和53(1978)年宮城県沖地震では、死者28人のうち18人がブロック塀や自動販売機の倒壊によるものであった。

「立川市ブロック塀等の安全度実態調査」(昭和61(1986)年度調査)によれば、市内約7,000か所のうち、「倒壊の危険がある」とされたのは約1,600か所(約20%)となっている。

このため、昭和63(1988)年度から「生垣設置助成事業」を実施し、既存ブロック塀等の撤去と民間緑化の推進を図ってきたが、実績は、73件、延長1,049m(昭和63(1988)～平成13(2001)年度)であった。

その後、平成13(2001)年7月には、防災の観点から「既存ブロック塀等の撤去を条件」とする制度に改正したが、問い合わせはあるものの、平成13(2001)年度より16(2004)年度まで実績は無く、制度の見直しに至っている。

また、平成30(2018)年度より、市内の道路等に面している危険なブロック塀等の撤去工事などでの費用の一部を助成する「立川市ブロック塀等撤去工事等助成金制度」を開始し、倒壊のおそれのあるブロック塀等の減少に向けて取り組んでいる。

市内に設置されている自動販売機は、立川駅等を中心とした商業地域周辺には相当の規模で設置されているものと想定される。また、公共施設や不特定多数の人が集まる施設にも多くの販売機が設置されている。

地震に伴うブロック塀等の倒壊により、人身への被害とともに、避難路や消防車等の緊急車両の通行に障害が発生することが予想される。市内ブロック塀等の現状把握に努めるとともに、避難路や緊急輸送路等の沿道等の対策を講じる必要がある。

(2) 屋外広告物の安全対策

高さ4mを超える看板等については工作物として建築物と同様に建築確認手続きが必要で、完了検査後の工作物自体は定期報告の対象となっていないが、東京都屋外広告物条例では2年ごとに更新の手続きがあり、更新の際には屋外広告物管理者が看板等の安全確認を行い、自己点検報告書を提出することとなっている。

【施策の方向性と事業計画】

(1) ブロック塀等の安全対策

建築基準法に定める技術基準を満たさないブロック塀等は、地震の際に倒壊しやすい。このため、避難路及び緊急輸送路沿道のブロック塀等の倒壊防止の重要性について、より一層の啓発を行う。

自動販売機の安全対策について、関係企業への働きかけを行う。

【取組事項】	所管
ブロック塀等の倒壊防止の啓発	危機管理対策室
ブロック塀等撤去工事の助成及び指導	危機管理対策室・都市整備部
自動販売機の安全対策の要請	危機管理対策室・産業まちづくり部

(2) 屋外広告物の管理

屋外広告物の安全対策について東京都と協力して周知する。

【取組事項】	所管
屋外広告物の適正な管理	都市整備部

第10項 復興事前準備への取組

【現状と課題】

東日本大震災以前は主に「地震等の災害発生時に被害を出さないようにする。」という考えの下で、建物の耐震化や防潮堤の整備等を行う「防災対策」が進められてきた。

しかし、「防災対策」が進められる中でも、東日本大震災では、甚大な被害が生じた。また、対策を進めるには多大な予算と時間を要し、これだけに頼ることは現実的ではなく、むしろ、一定の被害を前提としつつも、限られた時間と予算の中で、災害時にその被害を最小化するという「減災」の考え方も取り入れ、総合的に「防災・減災対策」を事前の対応として進められてきた。また、被災後は、早期の復興まちづくりを考えながら準備しておく「復興事前準備」の取組を進めておくことも重要である。

過去の大規模災害において、被災市町村では、被災状況、国の支援内容及び住民意向等を踏まえて復興まちづくりが進められてきた。被災地での課題・教訓として、基礎データの整備、大規模災害時の復興まちづくりに対応できる職員の育成、地域課題に対応した復興まちづくりを進めるための既存計画の理解や整備、復興体制の整備、復興手順の検討、市街地特性と被害想定をもとにした復興まちづくりの目標等を事前に検討すること等が挙げられる。

本計画第6部に災害復興計画を定めているが、現状では、災害復旧・復興に向けた大枠を示すまでに留まっており、早期かつ的確に復興に着手できるよう、復興事前準備を推進する必要がある。

なお、復興事前準備に取り組むことで、以下の効果が見込まれる。

① 被災後の職員の負担軽減

被災後は、応急措置や救援活動、被災証明書の発行、被災者情報の収集、整理等の応急復旧対応のみならず、その後の復興計画・市街地復興計画の策定から事業完了に至るまで、平時を大幅に超えた事務作業が継続的に発生する。東日本大震災では、応急復旧対応のため、住民の意向把握や、復興まちづくりの検討に時間が割けなかった市町村が多く見られた。平時から基礎データの整理、分析、復興体制、復興手順の事前検討等、準備できることに取り組むことで、被災後の職員の負担を軽減することができる。

② 復興まちづくりに対応可能な人材育成

過去の災害の課題・教訓として人材不足が指摘されており、大規模災害からの復興まちづくりに対応できる職員の育成が必要である。

平時から、職員を対象とした復興まちづくりに必要な実務能力の習熟に向けた訓練を実施することで、職員の復興まちづくりに関する知識や住民対応等の能力を向上することができる。また、職員のみでなく、住民の復興まちづくりに対する意識啓発に有効である。

③ 復興体制等の整備による復興までの時間短縮

平時に復興体制を整備し、復興まちづくりに向けた取組項目、手順・手続き（実施時期）を決めておくことで、被災後、応急復旧対応と平行して復興まちづくりに取り掛かることができる。また、基礎データを事前に整理、分析及び更新しておくことで、被災後直ちに復興計画・市街地復興計画の検討を進めることができる。その結果、被災から復興までの時間を短縮することができる。

④ より良い復興の実現

大規模災害は、地域が被災前に持っていた人口減少や若者の流出、高齢化、産業の衰退等の課題を一層顕在化させる。

平時から基礎データと被害想定をもとに被災後の復興まちづくりの課題を分析し、被災前よりも災害に強いまちづくりを進め、復興まちづくりの実施方針を検討しておくことで、被災後、速やかに復興まちづくりの目標や実施方針を決定することができる。

これにより、その後の住民意向や地域特性を踏まえた復興を円滑に進めることができ、より良い復興（ビルド・バック・ベター）を実現することができる。

【施策の方向性と事業計画】

（1）基礎データの事前整理、分析

整備済基礎データをもとに、まちの課題を分析し、不足するデータの追加や充実、継続的な更新など基礎データの更新・整備を図る。

【取組事項】	所管
基礎データの事前整理、分析及び更新	政策財務部・危機管理対策室・都市整備部・関係各部

（2）復興体制の事前検討

復興まちづくりに取り組む組織体制と、主体となる部署の検討を進める。

【取組事項】	所管
復興体制の事前検討	政策財務部・都市整備部・関係各部

(3) 復興手順の事前検討

復興まちづくりの実現に向けて、各段階で生じる必要な作業項目を把握した上で、手順を整理・検討する。

【取組事項】	所管
復興手順の事前検討	政策財務部・都市整備部・ 関係各部

(4) 復興計画の見直し

(1)～(3)をもとに、被災後の復興まちづくりの目標と実施方針を検討した事前復興計画を第6部災害復旧・復興計画に盛り込む。

【取組事項】	所管
復興計画の見直し	政策財務部・都市整備部・ 関係各部

第2節 市民・地域の防災力の向上（人づくり）

災害が発生した場合に、行政はもとより、市民・地域、事業所等が、迅速かつ的確な対策を講じることで、被害の軽減につながる。

そのためには、災害に強い都市（まちづくり）を支える人材の育成がきわめて重要であり、行政の職員や市民一人ひとりが平常時より「防災」をはじめとした危機管理に対する意識を高めていく必要がある。特に、市民の意識を啓発するための様々な情報提供や地域の防災リーダーやボランティア組織・NPO等を育成する取組が重要となる。

災害に関する情報提供のしくみづくりを進めるとともに、小中学校での発達段階に応じた総合防災教育の充実、生涯学習のカリキュラムや地域の様々なイベントに「防災」の視点を組み入れるなど、市民等の人材の育成を図っていく。

また、市民防災組織の活動の活性化や、事業所・商店街と地域が連携した防災体制の確立、実践的かつ体験型の訓練を通じて、市民・地域の防災力の向上に取り組む。

一方、災害発生後には、市民の生活支援や災害廃棄物の除去などに多くの人力が必要とされる。災害ボランティアの受入体制を整備するとともに、災害ボランティアの活動が十分機能するように、コーディネーターの育成に取り組む。

第1項 市民等の意識啓発と防災教育の推進

【現状と課題】

（1）行政職員の人材育成・活用

災害発生時には、平常時とは大きく異なる活動環境の中で、人命にも関わる対応に、迅速かつ的確に対処しなければならない。しかも、様々な機関・組織の活動を、効率的・効果的に機能させるための調整や、市民等に対して必要な情報を適時・的確に提供することが求められることを、東日本大震災を経験したことにより改めて認識した。

平素から防災をはじめとした「危機」に対する意識を常に持ち、事件・事故等の発生後に起こる様々な事態を想定するとともに、被害を最小限に止めるために日ごろからどのような取組を行うべきかなど、想像力、情報分析・判断力、コミュニケーション能力などを高めるための取組が必要といえる。

これまで、職員の防災対応力の向上を目指し総合防災訓練や図上防災訓練を実施し、参加する職員も年々増やし、訓練の内容も変更しているが、さらなる職員の参加や平成29（2017）年度に改定（令和4（2022）年度修正）した立川市業務継続計画（BCP）〈地震編〉に基づいた訓練などを重ねることが大切である。

また、防災担当職員をはじめ多くの職員を、より実践的な研修会に参加させるとともに、「危機管理」の視点から、防災対策を含めた危機管理に関する研修を実施し、行政全体としての組織的な防災対応能力、危機管理能力の向上に努めることが重要である。

このほか、長期的な視点で防災担当職員の人材育成に取り組み、防災担当の経験者が他の部署に配属されても訓練等に参加しやすい環境を整備することも必要となる。

（２）地域の防災リーダーやボランティア組織・NPO、企業等のリーダーの育成

地域における災害時の初動対応については、発災後の、消火、救助、救急、避難誘導、要配慮者避難支援、避難所運営等に関して、自治会を中心とした体制づくりが進んでおり、自治会や市民防災組織等による各種マニュアルの作成や防災訓練等が取り組まれている。しかし、自治会には多様な役割が求められているため、実効性や対応力の向上が課題となっている。また、自治会への加入率の低下や高齢化による担い手の不足が問題となっており、他団体等を取り込むなど共助の体制の強化が求められている。

災害による被害の軽減には、市民一人ひとりが日頃から、災害について考え、自らその家族や地域を守るために必要な防災に関する知識・対応能力を備えることが重要となる。また、阪神・淡路大震災以降、ボランティアやNPOが災害時に果たす役割はますます大きくなってきており、企業にも地域貢献の一環として、地域の防災対策への協力が求められている。

東日本大震災の経験により市民の防災意識は高まっており、人と人との関係づくりの重要性に対する再認識や、地域コミュニティの再生に対する期待が高まり、多様な取組が進められている。市は、さらに意識を高めるため、総合防災訓練や地域防災訓練での啓発活動のほか、広報やホームページでの情報提供、出前講座や学習館での講座の開催を積極的に行っている。

地域の防災リーダーを育成するため、市民防災組織に対して普通救命講習の開催や防災士資格取得の助成などを行っているが、ボランティア組織・NPO等のリーダーを育成するためのさらなる工夫が必要である。また、講座等の受講後、防災リーダーに活動の場を提供することや、災害時に弱い立場に置かれやすい女性や避難行動要支援者等の視点に立ち支援を行うことができる防災リーダーの育成が課題となっている。

自宅での備えに必要なことや地域での防災に関する取組など、防災に関する情報を提供するしくみづくりを進めるとともに、地域の防災リーダーやボランティア組織・NPO等のリーダーを育成するための研修会等の開催について、関係機関と連携して取り組む必要がある。

また、平常時においては、防災分野及び福祉分野は相互の関係性が強いことから、両方のテーマで地域づくりを推進していくことが効率的・効果的な取組につながるため、両分野の人材を拡充していく必要がある。

(3) 学校等における防災教育

東日本大震災により、防災教育の重要性が改めて認識された。災害等の「危機」「危険」への対応能力を身につけることは、「生きる力」を養うことにつながるものであり、学校教育における防災教育をさらに推進することが必要となる。

各学校では、毎月、避難訓練を行っているほか、月1回の防災安全教育を東京都からの副読本や補助教材等も用いて行っている。また平成21(2009)年度より自治会では、地域防災訓練を学校と合同で実施しているところもある。

児童館や学童保育所、保育園では定期的に、避難訓練を行っているものの、体験活動や防災教育については今後の課題となっている。

児童・生徒が学校等で防災に関する学習機会を持つことは、児童・生徒の家庭や地域における防災意識の向上につながる。また、幼少期から段階的に防災知識、災害対応能力を身に付けていくことで、地域の防災活動の継続化にもつながることから、特別活動や各種学校行事の中で、防災に関する学習の機会を設定していくことが重要といえる。

【施策の方向性と事業計画】

(1) 行政職員の人材育成・活用

総合防災訓練と図上防災訓練については、より実践的な内容を取り入れていくとともに、多くの職員が訓練実施者として参加できるよう、工夫・改善を行う。

危機管理意識の高揚と防災対応能力、危機管理能力の向上を図るため、防災研修の開催や救命講習の実施を行う。

【取組事項】	所管
総合防災訓練及び図上防災訓練の見直し	危機管理対策室
研修プログラムの作成	行政管理部
防災研修の開催	行政管理部・危機管理対策室
救命講習の実施	行政管理部

(2) 地域の防災リーダーやボランティア組織・NPO等のリーダーの育成

女性や要配慮者、外国人の視点等、様々な場面に対応できる多様な防災リーダーや防災ボランティアを育成するため、関係機関が連携し、出前講座や研修会等の開催、救命講習の実施、防災士の資格取得の助成を行う。また、広報やホームページ、防災ハンドブックを活用した情報提供を行う。

市内外の防災まちづくりや福祉関連のNPO団体等と自治会の連携を図り、地域の共助力の向上を図るため、団体間の交流会開催等の支援を行う。

避難所運営の担い手不足を解消するため、中学生や帰宅困難者等が地域防災力の向上に連携できるよう避難所運営体制等のしくみを検討する。

多様な福祉課題が地域に存在する中、災害時における避難支援等のあり方など防災にかかる課題や地域ニーズを的確に把握し、地域の協働解決力を高めるため、地域福祉コーディネーターによる地域防災力の向上に向けた活動の推進を図る。

地域福祉コーディネーター：地域の様々な団体(自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO等)の活動情報を収集し、地域住民の相談に応じて必要なサービス、機関等につなげるとともに、それら団体によるゆるやかなネットワークを構築し、そのネットワークを活用して制度の狭間にある地域生活課題等の解決にあたる。

【取組事項】	所管
関係機関の連携による出前講座や研修会の開催	危機管理対策室
救命講習の実施	危機管理対策室
防災士資格取得の助成	危機管理対策室
広報等による情報提供	市長公室・危機管理対策室
自治会とNPOとのマッチングイベント・交流会等の開催支援	危機管理対策室・関係各部
中学生や帰宅困難者と連携した避難所運営体制の検討	危機管理対策室
地域福祉コーディネーター等の支援	福祉部

(3) 学校等における防災教育

各小中学校で独自に取り組まれていた防災教育の内容について、全市的な取組により計画的・体系的に取り組んでいくため、防災教育の推進を強化する。

身の安全の確保について学ぶため、学校や保育園、児童館、学童保育所は、定期的な避難訓練を継続して実施する。また、防災館等を活用した体験訓練を実施する。

災害発生時に避難所となる小中学校の教職員と地域の団体が連携を図りながら、開設・運営に備えた体制を図っていくため、学校危機管理マニュアルを改訂し、日ごろから教職員の危機管理対応能力の向上を図る。

【取組事項】	所管
防災教育の推進強化	教育部
防災訓練・体験訓練の実施	子ども家庭部・教育部
学校危機管理マニュアルの改訂	教育部

第2項 市民防災組織等の充実

【現状と課題】

災害発生時には、自分のことは自分で守ることが基本となる。また、災害発生後の初期の段階では、近隣住民同士等による助けあいが重要となる。市民防災組織や地域のコミュニティによる「自助」「共助」の取組と、行政の「公助」が一体となることで、災害対策はさらに実効性のある取組が展開できる。

阪神・淡路大震災では、救出された35,000人のうち約8割の27,000人が家族や近隣者により救助されたといわれており、地域の防災力を高めるための市民防災組織の必要性が改めて認識された。

市民消火隊については、10隊が編成されているものの、地域的な偏りがあり、各町への配備を早急に進めていく必要がある。また、自主的な消火訓練を実施しているものの、合同での訓練は年1回と少なく、様々な機会を捉え、訓練活動を充実することも必要である。

市民防災組織への支援については、結成時の補助金のほか、腕章・メガホン・救急箱を交付し、さらに、市民消火隊を設置した組織には、可搬ポンプ・組立水槽を貸与している。また、年度ごとに運営費を助成し、各団体への支援を行っている。

※市民防災組織補助金

結成時	20,000 円/結成時
運営費	15,000 円＋世帯数×50 円/年
市民消火隊	24,000 円/年

平成22(2010)年度から、市民防災組織への支援のひとつとして一定以上の広さの公園等に倉庫を設置してきているが、要望が多く倉庫設置までに年数がかかることが課題となっている。資器材・備蓄品等の保管場所がないとの理由で、結成を見送る自治会も多い。

立川市消防団の退職団員を構成員とした組織である立川消友会は、立川市の防災対策に協力することを主要な目的に平成17(2005)年5月に結成されている。

重機を保有している会員が多数所属していることから、震災時の倒壊家屋からの救助活動等に高度な能力を発揮することが期待できる。

これまでの主な活動は、総合防災訓練や地域防災訓練への参加、所有する重機等の資器材を活用した消防救助機動部隊との合同訓練、消防署の研修受講等である。今後、震災時に保有する能力を生かした連携が必要である。

【施策の方向性と事業計画】

市民防災組織の結成を促進し、様々な研修会や説明会を継続的に実施する。また、市民防災組織の運営費の助成については、継続して実施していく。

研修会の開催や資器材・備蓄品等の保管方法について周知するため、媒体等による情報発信方法を工夫する。

退職消防団員組織（立川消友会）と災害支援協定を締結しており、立川市総合防災訓練への参加等、震災時に同組織が保有する機能を円滑に発揮できるよう連携を図る。

【取組事項】	所管
研修会及び説明会の実施	危機管理対策室
市民防災組織の運営費の助成	危機管理対策室
情報発信方法の工夫	危機管理対策室
退職消防団員組織（立川消友会）との連携	危機管理対策室

第3項 防災訓練の充実

【現状と課題】

市民や地域の防災力を高めるためには、学習や普及啓発活動のほか、実践的な訓練において、救助資器材や情報伝達機器の使用方法や保管場所等を確認するとともに、災害時に適切な行動が取れるような体制づくりを進めていかなければならない。

立川市では、総合防災訓練を年1回開催しており、参加団体は、防災関係機関、自治会等が中心で、参加人員は1,000人程度となっている。今後は自治会未加入者を含めたより多くの市民の参加が求められる。

平成24(2012)年度以降、それまでの1～2か所のメイン会場での開催に加え、市役所、メイン会場以外の一次避難所、健康会館、総合福祉センター、各会場周辺の地域（公園、空き地、住宅等）等でも同時開催するなど、規模を拡充した。訓練内容については、これまで行ってきた体験訓練（会場型防災訓練）から避難所の開設・運営訓練や、生活を営む市街地において模擬災害を想定し各自の判断で行動する発災対応型訓練等の実践的な訓練を行い、協定締結事業所や防災関連機関ブースによる展示をするなど、防災啓発にも重点を置く訓練に移行している。また、職員（緊急初動参集職員、生活支援班、避難所班、職員班等）対象の訓練（要配慮者対応訓練、情報伝達訓練等）や医療機関を対象とした緊急医療救護所運営訓練も実施している。

令和2(2020)年度からは、感染症対策を踏まえた避難所運営訓練を実施している。

自治会連合会各支部主催の地域防災訓練が年1回開催されており、参加者・参加団体は、地域（自治会、市民防災組織、事業所・商店街、各種団体、住民）、学校、保護者等で、参

加人員は、概ね 500～1,000 人程度であるが、地域により参加団体や参加人員に差がある。

自治会単位での、初期消火、避難所における受付、炊き出し、要配慮者の安否確認等の訓練に取り組んでいる自治会もある。しかし、企画に時間を要し、毎年様々な訓練メニューを実施することが自治会の負担になる、といった課題があり、効率的・効果的な訓練の実施と支援が求められている。

【施策の方向性と事業計画】

(1) 総合防災訓練の見直し

多くの市民や市職員が参加できるように、開催方法や訓練内容、周知の方法を工夫する。

市民の意識啓発を行うため、防災関係用品の展示など、引き続き事業所へ協力を要請する。

【取組事項】	所管
総合防災訓練の開催方法や訓練内容、周知方法の工夫	危機管理対策室
事業所への参加協力要請	危機管理対策室

(2) 地域の防災訓練の充実

多くの市民が訓練に参加する機会を確保するため、自治会連合会の各支部で実施している地域防災訓練や各自治会の防災訓練を支援する。

具体的には、可搬ポンプやスタンドパイプを活用した実践的な初期消火対策を指導し、市民防災組織等における初期消火体制の強化を推進する。また、消防署の指導により、市民防災組織に対しては、救出・救護にかかる啓発を推進する。

地域における防災訓練を取り組みやすくしていくため、訓練プログラムのパッケージ化等による企画・準備段階の負担の軽減化をできるように支援する。

効率的・効果的な防災訓練を実施するため、各防災NPOの協力や、企画公募型防災イベントの募集等の支援を行う。また、立川女性防火の会等の自主防災組織と連携し女性や要配慮者、外国人等多様な視点での訓練の支援をする。

多様な参加者の拡大を図るため、広報のあり方を工夫・改善する。

自治会単位の訓練を開催し充実させるため、地域の防災リーダーを育成する。

立川女性防火の会：

防火防災思想の普及や防災行動力の向上等を目的として、地域で活動する女性を会員とした自主防災組織である。女性の視点から風呂敷を活用した防災訓練指導や家具類の転倒・落下・移動防止対策等、防火防災意識の普及啓発活動を行う。

【取組事項】	所管
地域防災訓練や各自治会の防災訓練の支援	危機管理対策室
企画・準備段階の負担の軽減化への支援	危機管理対策室
効率的・効果的な防災訓練実施の支援	危機管理対策室
参加者の拡大に向けた広報の工夫・改善	危機管理対策室
地域防災リーダーの育成	危機管理対策室

第4項 地域と事業所・商店街が連携した防災体制の整備

【現状と課題】

立川市では、平日の昼間は市外から市内の事業所や学校に通勤、通学している人が多く昼間人口が夜間人口を上回っている。

平日の昼間の発災を考慮すると、事業所や商店街の地域の防災活動への協力に大きな期待が寄せられる。また、夜間や休日における発災時には、自治会・市民防災組織等が事業所等の防災活動を支援するなど、相互に協力しながら地域の防災対策に取り組むことが求められている。

市内に約7,500～8,000社ある事業所の防災対策は、特定用途あるいは一定規模以上の建物については消防計画を作成し、自衛消防隊の編成、避難誘導、自衛消防訓練等を実施しているが、中小規模の企業ではそうした取組は進んでいない。消防署は、それら事業所に対して、消防計画、事業所防災計画等の各計画の作成を指導している。

現在、市内には商店街が30団体あるが、平成23(2011)年に発生した東日本大震災を契機として、商店街が主体的に防災をテーマとしたイベントの開催や防災マップを作成する動きが出てきており、防災への関心が高まってきている。今後は事業の継続や地域の自治会等と連携した活動を行うことが課題となる。

災害時における立川市と事業所との連携については、現在、事業所と食料・物資等の応援協定を締結しているが、総合防災訓練への参加は一部の協定締結事業所に留まっている。また、民間施設による福祉避難所や一時滞在施設の確保も求められている。

アンケート結果などから、様々な事業所が、地域貢献の取組の一環として防災対策への協力も可能としており、新たな連携のしくみづくりが課題である。

事業所・商店街は、災害時に自らの被害を軽減するとともに、地域の防災対策に協力するため、建築物等の耐震化の推進、業務継続計画(BCP)の作成などに取り組む必要がある。

こうした地域住民や事業所による防災活動を活性化させるために、平成25(2013)年の災害対策基本法の改正において、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者(地区居住者

等)による地域コミュニティレベルでの防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域防災力を高めるために、地区居住者等による自発的な防災活動に関する計画制度である地区防災計画制度が創設されたことから、同制度を普及させ、計画に基づき防災活動を行う地区居住者等と行政が連携していくことが求められている。

商店街が主体となった取組内容

- ・南口防災フェアの開催（立川南口商店街振興組合による商店街イベント）
- ・地震対応マニュアルの発行（平成27（2015）年4月現在3地区（高松町地域、立川駅南口地域、羽衣地域）で発行済）

【施策の方向性と事業計画】

（1）事業所・商店街の取組

事業所・商店街における自助対策を推進するため、建築物等の耐震化を推進するように働きかけるとともに、オフィス家具や自動販売機の転倒防止、看板・壁面タイルの落下防止、ガラス、アスベストの飛散防止などの安全対策を要請する。

緊急時に適切な活動ができるよう、災害時における防災体制の整備を要請するとともに、平常時から防災訓練などを実施するよう働きかける。

業務継続計画（BCP）等の策定を推進するため、防災関係機関や商工会議所を通して制度の普及啓発に取り組む。

【取組事項】	所管
建物等の耐震化や設備等の安全対策の実施要請	危機管理対策室・産業まちづくり部
防災体制の整備及び防災訓練実施の要請	危機管理対策室
業務継続計画（BCP）の普及啓発	危機管理対策室・産業まちづくり部

（2）事業所・商店街と地域との協力体制の整備

防災事業の継続や地域の自治会等と連携した活動を行うため、商店街の防災組織づくりを推進する。

事業所が、災害時に避難所としての駐車場の提供や、救援救助のための重機等の提供など、地域の防災体制を支援するためのしくみづくりを進める。

地域の防災活動を活性化していくほか、防災活動に女性の視点を反映し、発生する多様なニーズを解決できる女性の防災人材の育成を行う。

市民の意識啓発を行うため、総合防災訓練や、地域が行う防災訓練等での防災用品の展示などに協力を要請する。

【取組事項】	所管
商店街の防災組織づくり	危機管理対策室・産業まちづくり部
地域との協力体制のしくみづくり	危機管理対策室・産業まちづくり部
防災訓練への協力要請	危機管理対策室

（3）事業所・商店街と市との災害時協力のしくみづくり

支援協定の拡大や、福祉避難所・一時滞在施設の確保のため、福祉施設事業者、宿泊業者、物流業者、食品製造業者、レンタル業者、葬祭業者などとの災害時支援協定を締結する。

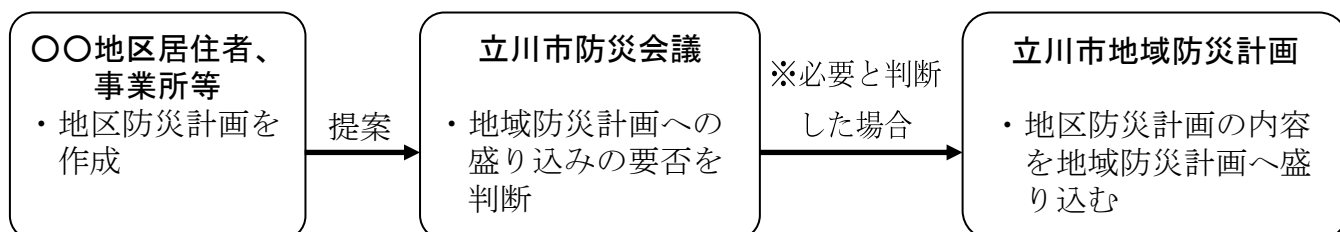
事業所が可能な範囲内で積極的に協力を申し出ることができる「防災協力事業所登録制度」については、事業所からの要望や事業所のメリット、登録後の費用対効果等を再検証するため、調査等を行った上での導入を進める。災害時における物資内容、量、運搬方法等を明確にするため、協定等の具体化を図り、物資調達マニュアルを作成する。

【取組事項】	所管
災害時支援協定の締結	危機管理対策室・関係各部
防災協力事業所登録制度に関する調査の実施	危機管理対策室・産業まちづくり部
物資調達マニュアル等の作成	危機管理対策室・産業まちづくり部

（4）地区防災計画

市内一定地区内の居住者及び事業所等が、地区の特性に応じた防災活動を共同して行うための「地区防災計画」を作成し、立川市地域防災計画に定めるよう提案された場合には、立川市防災会議で必要性を判断する。

必要があると判断された場合には、立川市地域防災計画に地区防災計画を定める。



第5項 災害ボランティアの受入体制の整備

【現状と課題】

災害時には、被災者の住宅内部の片付けや介護などの生活支援、災害廃棄物の排除などに多くの人力が必要とされる。阪神・淡路大震災や東日本大震災の際には、全国各地から多くの人々が支援活動に参加したが、コーディネートが十分に機能していなかったなどの課題が提起されている。市内及び全国から集まる災害ボランティアとの連携を図り、円滑に対応できるよう日常からしくみを整備する必要がある。

災害時にボランティアとの連携を図るため、災害ボランティアセンターを開設する。そのため、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を作成したが、今後は、災害時に多くのボランティアを受け入れる場合のコーディネーターやリーダーの育成にも取り組む必要がある。

東京都災害ボランティアセンターは、東京都生活文化局が東京ボランティア・市民活動センターと協働で設置し、災害ボランティアコーディネーターの派遣、区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援、資器材やボランティア等の区市町村間の需給調整等を通じて、区市町村災害ボランティアセンターを広域的立場から支援するとしている。

一方、災害時には、専門的な資格や技術を必要とするボランティアも必要となる。これら専門ボランティアを受け入れるための市内部の組織づくりも重要となる。

【施策の方向性と事業計画】

(1) 災害ボランティアセンターの開設・設置及び運営

災害時にボランティアを受け入れるための災害ボランティアセンターの開設について、情報を共有しながら取組を進めるため、立川市社会福祉協議会との連携を図る。

災害ボランティアセンターの設置場所、レイアウト、災害時の組織体制、被災者ニーズの収集方法、ボランティア受入体制等の対応方法をまとめた「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を実効性のあるものとするため、災害ボランティアセンターの設置訓練、運営訓練等を実施し、随時見直しを行う。また、災害ボランティアセンターの周知を行う。

災害時のボランティア及びボランティアコーディネーターの育成を進めるため、市民団体の特定非営利活動法人立川災害ボランティアネット等と連携して市民等を対象に、学習会や研修会等を実施する。

さらに、災害時にボランティア団体と連携して活動を行うため、社会福祉協議会と連携して交流会等を開催し、情報交換や活動調整、組織の活性化に取り組む。

【取組事項】	所管
災害ボランティアセンター開設・設置に向けた社会福祉協議会との連携	危機管理対策室・市民部
災害ボランティアセンター開設・運営マニュアルの更新	危機管理対策室・市民部
災害ボランティアセンターの周知	危機管理対策室・市民部
学習会や研修会等を実施	危機管理対策室・市民部
各ボランティア団体との交流会等の開催	危機管理対策室・市民部

(2) 専門ボランティアの受入

医師、看護師、応急危険度判定員など専門的な資格を必要とする専門ボランティアの受入やコーディネート等を実施するため、運営マニュアルを作成し、図上訓練などで実践の機会を確保する。また、広域的な対応が必要な場合には東京都、関係機関へ要請していく。

なお、被災建築物応急危険度判定については、被災建築物応急危険度判定連絡会の開催を通じて、市内に在住・在勤する被災建築物応急危険度判定員と協働し、判定活動の実施体制づくり及び判定技術の向上を目的とした訓練を行う。

被災建築物応急危険度判定

○ 被災建築物応急危険度判定制度の位置付け

災害発生後、被災建築物の安全性を確保する第一義的責任を有するのは、その建築物の所有者であるが、災害によって多くの建築物が被害を受けた場合、被災建築物の所有者、もしくは居住者が被災建築物の安全性を確保することは容易ではない。その結果、余震による倒壊等の危険がある被災建物が使用・放置され、多くの市民が二次災害の危険にさらされる可能性がある。

こうした危険を回避するため、災害後の緊急対策として、被災建築物応急危険度判定員の協力を得て、被災建築物の応急危険度判定を行うものとする。

※ 被災建築物応急危険度判定員とは

災害により被害を受けた建築物による二次災害を防止するために実施する、被災建築物応急危険度判定を行うものとして、行政職員または建築技術者で講習を修了した者をいう。

【取組事項】	所管
専門ボランティア受入体制の整備	危機管理対策室・市民部・関係各部
被災建築物応急危険度判定連絡会の開催	都市整備部
応急危険度判定にかかる訓練等の実施	都市整備部
被災宅地危険度判定にかかる訓練等の実施	都市整備部

第3節 市民・地域、事業所等との連携・協働（しくみづくり）

災害を未然に防ぐことは現在の科学水準では困難なことから、災害が発生しても被害を最小限にするため、市民・地域、事業所等、行政が連携・協働して取り組む様々なしくみづくりが必要となる。

特に、高齢者や障害者など要配慮者といわれる人々は、必要な情報を的確に把握し、安全な場所に避難するなどの行動を自ら取ることが困難とされており、こうした人々の情報の把握と支援するしくみづくりを進める。

このほか、要配慮者を含め、市民が避難生活を送ることを余儀なくされた場合の避難所の開設とその運営、避難所への誘導方法について、市民や地域と協働した新たな枠組みを構築するとともに、救援・救助用の資器材や備蓄食料等を保管する備蓄倉庫の配備の再構築と管理のしくみを整備する。

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災では、立川駅周辺に多くの滞留者が発生し、通勤や通学等で外出している市民で帰宅困難者となった者も多数いた。大規模地震等により鉄道等が運行を停止した場合の駅前滞留者、帰宅困難者に対して、被害状況や鉄道等の運行情報などを提供するほか、安全な場所への誘導や一時滞在施設での救援活動など帰宅困難者対策に事業所等と連携して取り組む。

第1項 避難行動要支援者等支援対策

【現状と課題】

平成25（2013）年6月の災害対策基本法の一部を改正する法律（平成25（2013）年法律第54号）の公布により、高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する者は「要配慮者」と定義された。そのうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図ることに特に支援を必要とする者を「避難行動要支援者」とし、その把握に努めること及び避難支援等を行うための基礎情報となる避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられた。さらに、

令和元（2019）年東日本台風等による災害を踏まえ、令和3（2021）年5月に同法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設され、計画作成の優先度が高いと市町村が判断するものについて、改正法施行後から概ね5年程度で計画を作成するように努める必要がある。

市内には、多数の要介護者、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（精神保健福祉手帳所持者）が居住しているが、災害時に「特に支援を必要とする方」に迅速な支援を行うため、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体と連携し、今後より一層避難行動要支援者の情報の把握、管理や支援のしくみづくりを進めていくことが必要となる。

市では平成27（2015）年度以降、既存の「災害時要援護者名簿」を引き継ぎ「避難行動要支援者名簿」を作成し、自治会等との協定に基づく安否確認等のしくみづくりを進めてきた。また、避難所においては、避難行動要支援者の避難生活を支援するため、二次避難所や福祉避難所の確保、一次避難所からの搬送の方法、福祉避難所等の支援体制の整備なども課題となっている。

【施策の方向性と事業計画】

（1）避難行動要支援者名簿の作成・提供

① 名簿の作成

災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき、避難行動要支援者について名簿を作成する。

避難行動要支援者の範囲について以下のとおりとする。

■避難行動要支援者の範囲

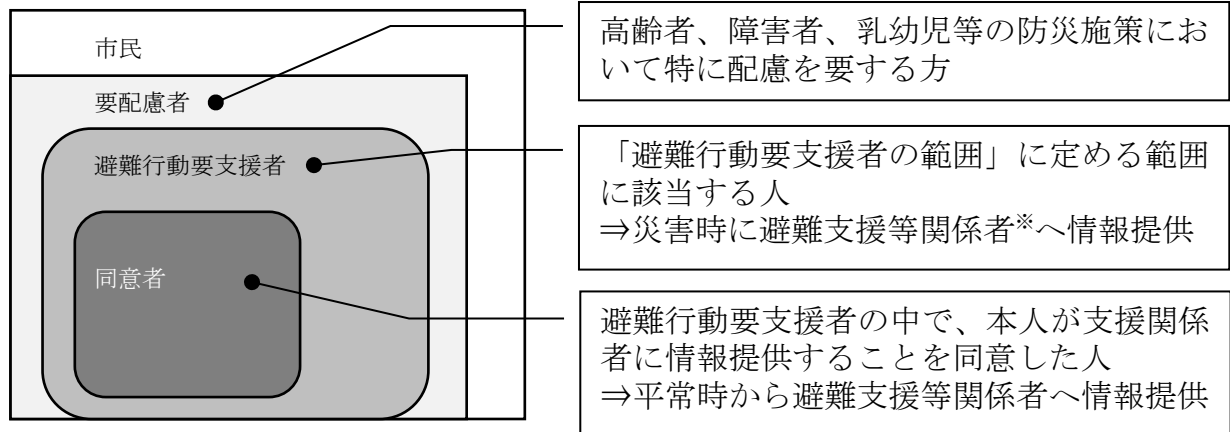
対象	要件
在宅医療	人工呼吸器を使用している者
要介護認定者	要介護3～5
身体障害者	下肢機能障害 1級、2級
	移動機能障害 1級、2級
	体幹機能障害 1級、2級
	視覚障害 1級、2級
	呼吸器機能障害 1級
知的障害者	愛の手帳 1度、2度
難病患者等	難病指定を受け、障害福祉サービスを受けている者
その他	その他災害時に自ら情報の収集及び避難行動を取ることが困難な者

※ ただし、入院患者及び施設入所者は除く。

② 名簿の更新・提供

名簿の更新は年1回とする。提供済の避難行動要支援者名簿と交換時に、最新の名簿を提供する。

■対象者の考え方



■名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- 福祉部・保健医療部で把握している要介護認定者、障害者等の情報のうち、前表に該当する者の情報を集約する。
- 難病患者にかかる情報等、市で把握していない情報については、東京都等に対して情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

※ 避難支援等関係者とは、以下の機関・団体に属する構成員をいう。

立川消防署、立川警察署、消防団、社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉相談センター、民生委員・児童委員、自治会、市民防災組織、福祉事業者等

【取組事項】	所管
避難行動要支援者名簿の作成・更新	福祉部
避難行動要支援者名簿の地域への提供	福祉部

(2) 避難支援等関係者による適正な情報管理

- ① 書面で必要最小限を配布（各団体及び機関へ名簿を1部ずつ配布）
- ② 複製及びパソコン等への取り込み禁止
- ③ 施錠可能な場所に保管
- ④ 使用範囲を限定（避難行動要支援者の支援活動の目的のみに使用可）
- ⑤ 提供範囲を担当地域・対象地域内に居住する者に限定
- ⑥ 守秘義務を法律等で規定されていない機関等に対する協定締結義務

紛失等による情報漏えい防止のため、名簿提供時に使用目的、使用後の返却等を説明し、承諾いただいた地域団体等に名簿受領書（承諾書）にサインの上、名簿を配布する。

【取組事項】	所管
説明会等における名簿情報の提供に際した情報漏えい防止対策の周知	福祉部

(3) 情報伝達手段の整備

要配慮者が避難行動を円滑に行うことができるようにする通知または警告の配慮については、以下のとおりとする。

- ① 適時適切な避難に関する情報の発令・伝達
- ② 多様な情報伝達手段の確立

具体的な「発令基準」、「伝達事項」については、避難情報に関するガイドライン（内閣府）に基づき、水害に対する避難情報の判断・伝達マニュアルを整備している。

【取組事項】	所管
水害に対する避難情報の判断・伝達マニュアルの更新	危機管理対策室・福祉部

(4) 乳幼児及び外国人等の対策

乳幼児については保護者が避難・救護を行い、支援が必要な場合は、事前に避難行動要支援者名簿等に登録する。

乳幼児・児童等が保育園・学校等にいる場合には施設管理者等が対応し、別途避難誘導マニュアルを作成する。

外国人については、NPO法人たちかわ多文化共生センターによる講習・意識啓発（訓練等）事業の実施や外国人の住民登録時に生活ハンドブックの配布による事前情報提供、「外国人のための日本語教室」と協力して防災講座を実施し、災害時における避難方法、避難行動、日頃からの備え等について周知を図る。

【取組事項】	所管
保育園・学校等の避難誘導マニュアルの作成	子ども家庭部・教育部
外国人への事前情報提供、防災講座の実施	危機管理対策室、市民部

(5) 個別避難計画の作成

災害対策基本法第49条の14第1項の規定に基づき、避難行動要支援者の氏名、連絡先や避難場所・避難路、避難支援等を必要とする事項、避難支援等実施者などを記入した個別避難計画を作成する。

その際、近年頻発する台風や大雨による風水害に対応するため、「土砂災害（特別）警戒

区域」及び「多摩川洪水浸水想定区域」に居住する対象者に対し、市内福祉事業者等の協力を得ながら、改正法施行後から概ね5年程度を目途に優先して作成する。

なお、個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法、避難支援等関係者による適正な情報管理等については、避難行動要支援者名簿の例による。

市民防災組織等は、自治会、民生委員・児童委員、見守りネットワーク、消防団、中学生、学校教諭等による災害時の「支援チーム」の組織化に取り組む。「避難行動要支援者避難支援マニュアル」により地域の支援体制を構築する。マニュアルについては、普及・啓発するとともに、支援者の拡充・拡大を図っていく。

【取組事項】	所管
個別避難計画作成	子ども家庭部・保健医療部・福祉部
避難行動要支援者支援制度・マニュアルの周知及び普及・啓発	子ども家庭部・保健医療部・福祉部
支援者の拡充・拡大	子ども家庭部・保健医療部・福祉部

(6) 風水害時における避難行動要支援者の移送

風水害時の早い段階における避難行動要支援者の移送体制の構築に向け、協定を締結しているタクシー事業者との連携強化に加え、支援協定の拡充を進める。

【取組事項】	所管
避難行動要支援者の移送体制構築	保健医療部・福祉部

(7) 消防署と連携した避難行動要支援者の安全確保

立川消防署住宅防火防災対策推進会議の結果を踏まえ、住まいの防火防災診断や防災訓練の実施、緊急通報システムを活用した協力体制づくり等、災害時における避難行動要支援者の安全確保に向けた取組を消防署と連携し推進する。

【取組事項】	所管
避難行動要支援者支援にかかる連携	危機管理対策室・保健医療部・福祉部

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の安全確保については以下のとおりとする。

- ① 避難支援等関係者は、災害発生時に個別避難計画等に基づく支援を実施するが、何らかの理由により支援が実施できないときは、市民防災組織等へ連絡するものとする。
- ② 避難支援等関係者は、避難行動要支援者が倒壊またはそのおそれのある家屋に取り残された場合など、市民防災組織等による支援が困難あるいは危険と判断される場合には、二次災害を避ける上でも無理な活動は行わず、公的機関への救助の要請を行う。
- ③ 災害時には、支援団体・支援者も被災者となることもあるため、仮に支援を受けることができなかつたとしても、支援団体・支援者を責めることはできない。支援団体・支援者は、要配慮者のため、地域のために善意で支援を行っていることの理解を求めていく。
- ④ 前①～③について、避難支援マニュアル、市ホームページ等に記載し周知を図っていく。

【取組事項】	所管
避難支援等関係者の安全確保に関する周知	危機管理対策室・子ども家庭部・保健医療部・福祉部

第2項 避難所の開設・運営

【現状と課題】

阪神・淡路大震災では、避難所の管理運営に、施設管理者や学校職員、地元の住民、ボランティアなどが携わった。しかし、震災当時、管理運営のためのマニュアルが未整備のため、手探りで運営しなければならなかつた避難所もあつたと報道されている。また、避難所における情報連絡体制が十分に機能せず、市町村、住民組織、支援ボランティア間の連携も不十分であつたことが教訓とされている。

東日本大震災では、津波被害により避難所が不足し、指定されていない施設へも避難者が集まり、救援物資等が行き届かず、特に要配慮者は、通常の避難所での生活がきわめて困難であつた。また、東日本大震災では、過去に日本で発生した災害と比較しても公衆衛生のニーズが顕在化したといわれている。阪神・淡路大震災のような急性期の緊急医療が必要とされた人は比較的少数であり、むしろ震災直後から様々な公衆衛生上の課題（避難所における衛生環境の維持管理、感染症対策、慢性疾患対策、栄養問題、医療・心理的・社会的支援全てを必要とする高齢者・障害者への対応等）が広範囲にわたって同時多発的に発生し、災害時の公衆衛生活動の重要性が改めて認識される機会となつた。

令和4（2022）年5月の東京都防災会議の被害想定では市内の最大避難者数は立川断層

帯での地震（M7.4）冬 18 時風速 8m/s の状況で 50,191 人※（避難所避難者 33,460 人※、避難所外避難者 16,730 人※）とされている。市は小中学校等 30 施設を一次避難所としているが、想定避難者数に対する収容人数に不足を来たすことから、二次避難所として地域学習館・学習等供用施設、学童保育所など 39 施設を指定している。さらに、要配慮者が避難する福祉避難所の開設も必要であり、福祉作業所・保育園等を指定している。ドリーム学園についても、福祉避難所として指定しているが、現状では乳幼児向け施設の側面が強い一方で、障害者対応への期待もあり、今後、令和 7（2025）年度の施設移転も見据えながら、福祉避難所の位置付けも検討していく。福祉避難所については、想定避難者数に対して、受入可能施設数が十分に確保されていないことから、新たな施設の指定が必要であり、事前に受入対象者を調整し、人的・物的体制の強化を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化する必要がある。また、避難所の相互利用について隣接自治体と協定を締結しているものの、連携利用の方策の具体化には至っていない。

避難所の運営については、平成 19（2007）年 3 月に「避難活動ガイドライン集」を作成し、順次、避難所運営マニュアルの作成を行っているが、避難所を運営するリーダーなど組織体制の整備や避難所運営マニュアルの内容に基づく実践訓練などが課題となっている。

また、市民が避難した場合に、現在は避難者カードを作成することになっているが、錯綜する避難者の情報を迅速に処理し、安否確認の問い合わせに的確に応えるとともに、物資の必要量の把握などにも役立てるため、避難所を拠点とした連絡体制の構築や防災情報総合管理システム等の導入も検討する必要がある。

避難所生活においては、生活環境が大きく変化するため、健康面・精神面のケアも求められることから、特に女性、高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した避難所運営マニュアルが必要となる。

福祉避難所については、指定福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入対象者となる要配慮者を調整して、人的・物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化することが課題である。令和元（2019）年東日本台風の影響を踏まえ、改定された「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（令和 3（2021）年 5 月）に準ずる必要がある。

また、災害対策基本法の改正により、避難所の環境整備を図るほか、避難所以外での場所に滞在する被災者への配慮が努力義務化された。在宅避難者等の拠点や車中泊避難を行うためのスペースの設置等の支援策を検討する必要がある。一方で、また、市職員の定数減少や市内居住者の減少、避難所機能の増加、風水害時における早期避難所開設により、対応人員の確保が課題となっている。

実際に、令和元（2019）年東日本台風の際には、立川市内で避難所を 25 か所開設するなど災害対応を実施したが、避難所を開設するための職員体制は非常に厳しいものであり、風水害時における職員体制及び早期避難所開設について検討を行った。

また、最近では、自宅でペットを飼育する人々も増えており、避難所に同行することが考えられる。しかし、避難所生活を送る上で、健康や衛生面からの問題もあり、一定のルー

ルづくりとともに獣医師会による支援も求められる。

さらに、新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえ、今後の新たな感染症の発生を想定し、まん延防止を図るため、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

※ 合計人数は四捨五入の関係上、一致しない。

■避難所の位置付け

東京都における名称	立川市における位置付け	
避難所	一次避難所 特定避難所	震度5強以上の地震が発生した場合に開設する場所
二次避難所 (福祉避難所)	二次避難所	一次避難所の受入状況をみて適宜開設する場所
	福祉避難所	一次避難所での生活が困難な方の利用を目的とした場所
避難場所	広域避難場所	大規模火災等、広域的な災害から市民の安全を確保することを目的とする場所
指定緊急避難場所・指定避難所		災害の種別ごと（延焼火災、洪水・がけ崩れ等）に指定する避難先

【施策の方向性と事業計画】

（1）避難所の指定

被害想定結果に基づき、地区別に一次、二次避難所及び特定避難所を指定する。一次避難所及び特定避難所は、震度5強以上の地震が発生した場合に開設する避難所とする。二次避難所については、一次避難所の避難者受入状況を踏まえて開設する施設とする。なお、避難者が避難所の収容定員を超える場合に備え、市内の高等学校や大学等との連携を図る。

要配慮者の避難所として、福祉避難所を指定する。障害者・要介護者用の福祉避難所については、必要となる設備や機能を考慮して、介護保険施設、有料老人ホーム、グループホーム、宿泊施設等と協定締結により指定の拡大を図る。乳幼児用の福祉避難所については、平常時の利用状況を踏まえて、公立だけでなく、私立保育園等との協定締結により、指定の拡大を図る。このほか、ホテル・旅館など民間施設との協定を締結し、要配慮者の避難所ニーズに対応する。

なお、福祉避難所については、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定（令和3（2021）年5月）により要配慮者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促進することが求められていることから、事前に施設と要配慮者のマッチング等の検討が必要である。

二次避難所については、障害者や高齢者等の優先的な受入対応を行えるよう、設備や機能の状況に応じて福祉避難所に準じる施設（準福祉避難所）として、位置付けの見直しを行う。関係団体や各種講座、広報手段等を活用して準福祉避難所の位置付けや受入対象者の周知を図る。

また、災害が広域的に広がった場合でも、生命だけは守るという目的で、広いスペースが確保できる広域避難場所（国営昭和記念公園、二中一帯、多摩川河川敷の3か所）を指定する。広域避難場所からの移動は、市の指示に従って行う。

なお、これらの避難所・避難場所は、災害の種別毎に避難先として指定する（「第3項【施策の方向性と事業計画】（1）指定緊急避難場所と指定避難所の指定」参照）。

【取組事項】	所管
二次避難所の位置付けの見直しと周知	危機管理対策室・関係各部
福祉避難所の拡大と事前調整	危機管理対策室・子ども家庭部・保健医療部・福祉部
民間施設や高等学校等との連携	危機管理対策室

今後、在宅避難や車中泊避難など多様な避難方法が選択されると予想され、これらの避難所外避難者に対する支援方を検討する。特に、車中泊やテント泊については、外気温の変化の影響を受けやすく、狭く横になれない場合エコノミークラス症候群等の健康被害の懸念があるほか、オープンスペースは様々な応急対策活動の拠点として活用されるため、市民の安全な避難について多方面から検討する。

（2）避難所の開設・運営体制の構築

避難所の開設は、一次避難所ごとに指定している緊急初動参集職員や避難所班、学校職員が対応することとし、別途、平日昼間と夜間・休日に区分した避難所開設マニュアルを活用する。避難所開設マニュアルについては、避難所開設訓練の実施により内容の実効性を検証し、必要に応じてマニュアルの見直しを行う。

避難所の運営については、避難所班、緊急初動参集職員、地域住民、市民防災組織、自治会、民生委員・児童委員、学校関係者等が連携・協働して行う。このため、関係者による「避難所運営組織」を設置し、運営のための組織体制の整備や定期的な連絡会などのしくみづくりを進める。また、協定に基づき特定非営利活動法人立川災害ボランティアネットとも連携し災害時の避難所運営等に取り組む。

なお、風水害時における避難所運営については、必要に応じて避難所班以外の班からも応援職員を指定し対応する。

運営にあたっては、一次避難所ごとに作成した避難所運営マニュアルを活用する。避難所運営マニュアルには、高齢者や障害者、女性や乳幼児世帯等の健康面・精神面のケア等に配慮した内容を示す。また、飼育動物の避難対策について、ペット用のえさや水、ケー

ジ等の備蓄を飼い主の責務として規定し、周知徹底を図る。

避難所運営マニュアルは、避難所開設・運営訓練の実施により内容の実効性を検証し、必要に応じて見直しを行う。このほか、運営組織や施設利用の変更に伴う定期的な更新を行う。

これら運営組織の整備や訓練実施、マニュアルの見直しにあたっては、避難所運営支援事業のフォローアップ等により行う。

福祉避難所については、災害時の運営体制を検討し、対象者のケアに配慮した福祉避難所運営マニュアルを作成する。

特に、福祉避難所での生活が真に必要な方が入所できるようにするため、対象者の受入基準の事前設定を行うとともに、人的・物的体制を図ることで、災害時の直接の避難等を促進する必要がある。一方で、一次避難所等において、市民、医療従事者、福祉関係者等と連携し、避難者を一次避難所、二次避難所、福祉避難所、医療機関等への振り分けを実施することを目標に、トリアージ方法や運用上の課題等について検討する。トリアージ後の搬送体制を構築するため、協定を締結している福祉車両所有事業者、タクシー事業者等との連携強化に加え、支援協定の拡充を進める。

二次避難所については、災害時の運営体制を検討し、位置付けの見直しにより準福祉避難所としての活用も踏まえた二次避難所運営マニュアルを作成する。

発災時に避難者の健康を維持するためには、避難所における衛生管理の徹底が重要となる。生活環境の悪化等に伴う傷病者等の増大を防ぐため、衛生面の管理を適切に行えるよう、衛生管理マニュアルの適宜、見直し・修正を行う。加えて、誤嚥性肺炎の予防を図るため、立川市災害歯科医療コーディネーターを中心に口腔ケアの取り組みを推進する。また、避難生活期における感染症に関する予防の充実とリスク低減を図るため、感染症対策関連の備蓄品を充実させるとともに、新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえ、今後の新たな感染症の発生を想定し、まん延防止を図るため、感染症患者（疑い含む。）が避難してきた場合、発生した場合の対策を推進する。

避難所となる施設の改修等にあわせ、要配慮者の利用を想定した車椅子利用者対応トイレの設置や洋式化を進める。さらに、育児・介助者同伴での利用や性別に関わらず利用できるトイレを確保するなど、避難所におけるトイレのバリアフリー化を引き続き推進する。

【取組事項】	所管
避難所開設・運営マニュアルの見直し	危機管理対策室・福祉部・教育部
避難所運営組織の整備（再編成）	危機管理対策室・福祉部・教育部
避難所開設・運営訓練の実施	危機管理対策室・福祉部・教育部
ペット飼い主の責務の規定と周知	危機管理対策室・環境資源循環部
福祉避難所入所対象者の選定基準（介護・福祉トリアージの方法）の検討	危機管理対策室・子ども家庭部・福祉部
災害時の搬送体制の整備	危機管理対策室・保健医療部・福祉部

【取組事項】	所管
避難所における衛生管理マニュアルの見直し・修正	危機管理対策室・福祉部・保健医療部・環境資源循環部
感染症対策関連備蓄品の充実	危機管理対策室・福祉部・保健医療部・環境資源循環部

（3）「避難所運営検討委員会」の開催と職員研修の実施

避難所を中心とした応急対応の複数の課題に対応し、災害時の効果的な運用を図るため、避難所の地域における拠点機能について検討する。検討にあたっては、避難所の運営体制や職員の役割分担等について包括的に検討するために、関係各課から構成される「避難所運営検討委員会」を開催する。

また、応急体制の実効性を高めるために、応急対応の役割分担にあわせた職員の研修を実施する。災害時の学校は、避難所以外に安否確認連絡所、避難所救護所、在宅避難者支援の拠点としても位置付けられていることから、緊急初動参集職員及び各所派遣職員に対する研修会等の実施により、各所の機能、役割、対応要領等の習得を図る。緊急初動参集職員や避難所班に対しては、避難所運営の体制やマニュアルに基づく避難所ルール等についての研修もあわせて実施する。

【「避難所運営検討委員会」での検討事項】

- ・災害時における避難所での対応事項に対する必要な人員数・役割の検証
- ・傷病者への対応など、専門的な対応の役割分担の整理
- ・避難所を中心とした在宅避難者を支援するしくみ（情報収集・発信内容、体制、在宅避難者への支援内容・方法、支援内容に応じた担当部署）の検討
- ・地域の拠点としての避難所の位置付けとその機能

【取組事項】	所管
「避難所運営検討委員会」の開催	危機管理対策室
緊急初動参集職員及び各所派遣職員に対する研修会等の開催	危機管理対策室

第3項 避難誘導體制の整備

【現状と課題】

阪神・淡路大震災では、自力で避難できない避難行動要支援者の避難誘導を、近所の声かけ、各自治会の見回りなどにより支援し、安全な場所へ誘導したといわれている。

発災時に避難所等まで避難する際、建物の倒壊等による避難路の安全確認や避難所の開設の状況などを事前に捉え、地域住民一丸で、一人では避難できない人を支えることも必要であり、そのためのルールづくりと集合場所の確保、避難所等までの誘導體制の整備が課題である。また、集合場所に集まり、住民の安否確認や、確認できない場合の救援・救助体制の整備、そのために必要な資器材の確保などのしくみづくりも重要な課題となる。

一方、水害等の際に住民が災害想定区域内にある避難所に避難した結果、逆に危険が生じた事例があった。避難場所のうち、一定期間滞在する避難所と区別し、安全性等の基準を満たす施設・場所を指定するしくみが創設されたことから、指定緊急避難場所を位置付けている。今後は、地震時の大規模火災や、河川の氾濫等から命を守る「避難場所」と、自宅が使えなくなったときに生活する「避難所」の違いについて、周知する必要がある。

現在、各避難所への誘導標識については、避難所指定校の幹線道路等に設置しているが、避難所までの道筋に不案内な人や、外国人などを適切に誘導するための誘導標識、指定緊急避難場所の案内標識の整備も検討する必要がある。

【施策の方向性と事業計画】


(1) 指定緊急避難場所と指定避難所の指定

災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所で土砂災害、洪水、津波、地震等の災害種別ごとに指定する（指定緊急避難場所）。

また、災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設である（指定避難所）。

○指定緊急避難場所 (国土地理院のウェブ地図上で公開)
災害の危険から**命を守るために緊急的に避難**をする場所
土砂災害、洪水、津波、地震等の**災害種別ごとに指定**

【指定緊急避難場所のイメージ】



対象とする災害に
対し、安全な構造で
ある堅牢な建築物

土砂災害に対する
指定緊急避難場所の例



対象とする災害の
危険が及ばない学
校のグラウンド・駐
車場等


地震、大規模な火事等に対する
指定緊急避難場所の例

○指定避難所
災害の危険があり避難した住民等が、災害の危険がなく
なるまで**必要な期間滞在**し、または災害により自宅へ戻
れなくなった住民等が**一時的に滞在**することを想定した
施設

【指定避難所のイメージ】



学校・体育館
等の施設



公民館等の
公共施設

指定緊急避難場所と指定避難所（国土地理院ホームページより）

※ 関連資料 「指定緊急避難場所・指定避難所一覧」参照

【取組事項】	所管
指定緊急避難場所・指定避難所の指定	危機管理対策室

（2）様々な避難行動の周知（在宅避難、縁故避難、分散避難）

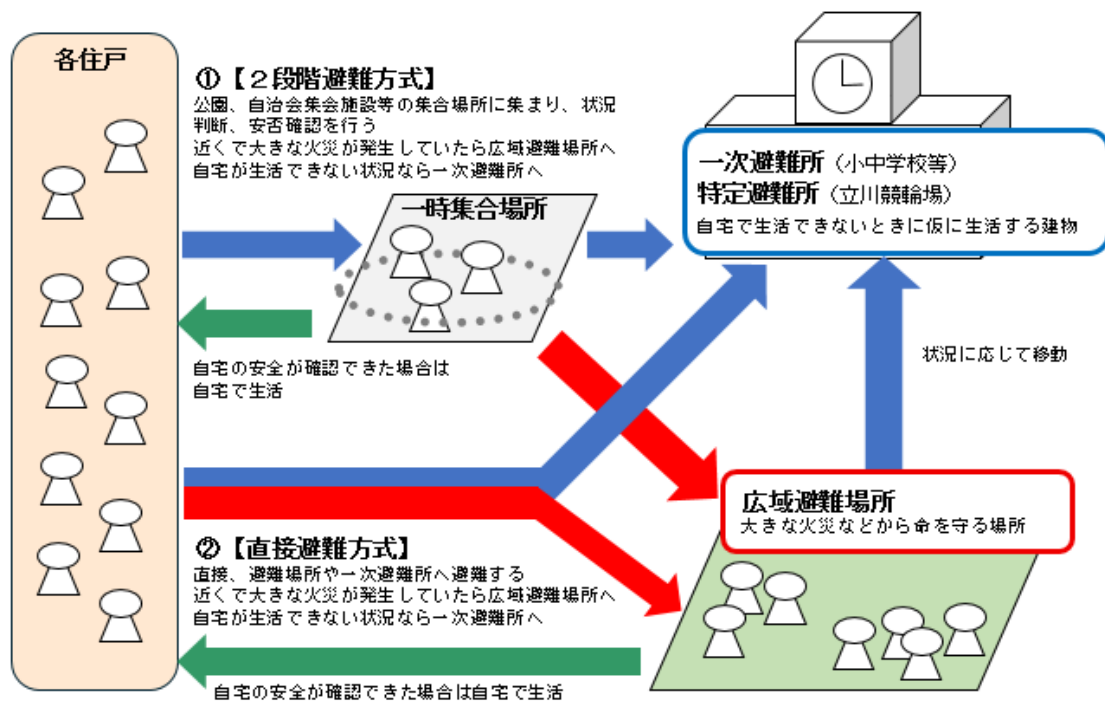
「避難」とは「難」を「避」けること、つまり安全を確保することであり、安全な場所にいる人は避難する必要がないこと、避難先は小中学校だけではなく、安全な場所にある親戚・知人宅に避難することも避難行動の一つであることについて周知するとともに、避難所以外への避難行動により分散避難が促進され、感染症対策にもつながることをあわせて周知していく。

【取組事項】	所管
避難行動に関する啓発、周知	危機管理対策室

(3) 避難誘導方法の確立と体制の整備（2段階避難方式）

発災後における地域住民の避難誘導は、原則、近隣の公園や自治会集会施設等に一時集合し、地域の安否確認を行った上で、必要に応じ適切な避難場所等へ地域毎に一定のまとまりをもって避難することを基本とし、ルールづくりとその周知を図る。

集合場所の指定にあたっては、既存の指定避難所の配置状況を踏まえて、市民防災組織や自治会、地域住民などで協議しながら集合しやすい場所を選定する。



避難イメージ図

災害時における避難誘導を的確に実施するため、市民防災組織や自治会、地域住民などにより避難誘導體制づくりを進めるとともに、リーダーの育成に取り組む。

こうした取組を進めるため、市が作成した避難活動ガイドライン集を活用し、2段階避難方式について、出前講座や避難行動要支援者支援説明会等で周知を行う。

【取組事項】	所管
避難方式の周知	危機管理対策室・関係各部

(4) 避難誘導標識の整備

防災マップや防災訓練などを通じて指定緊急避難場所、指定避難所の周知を図る。

避難誘導標識の設置にあたっては、誰にでもわかりやすい位置への設置や、絵文字（ピクトグラム）の活用などを工夫するとともに、近隣自治体や民間事業者との連携を図る。

【取組事項】	所管
防災マップの作成・配付	危機管理対策室
避難誘導標識の整備	危機管理対策室

第4項 食料・日用品・飲料水等の確保

【現状と課題】

災害時の食料、飲料水の確保は自助・共助を基本とし、市民・事業所は、災害時に備えて、日頃から食料、飲料水等を確保しておくとともに、行政は、自助・共助で対応できない市民の応急生活を支援するため、一定の食料、飲料水を確保することを基本とする。

令和4（2022）年に東京都が公表した被害想定では、市内の最大避難者数は立川断層帯での地震（M7.4）冬18時風速8m/sの状況で50,191人[※]（避難所避難者33,460人[※]、避難所外避難者16,730人[※]）に上る。市民の備蓄量の目安については、これまで3日以上と推奨してきたが、物流の断絶等を考慮すると発災後に市民全体が必要とする食料や物資を入手することは困難なため、7日分への強化が必要である。

市は、一次避難所の避難者用に食料や日用品の備蓄、救助用資器材の配備を行っている。また、災害時に食料、日用品、輸送車両の確保等を目的に、民間事業者等と災害時支援協定を締結し、流通備蓄品を確保しているが、東日本大震災時は、市内小売店から食料品やガソリンなどの燃料等が不足し混乱したため、協定内容の実効性確保を進めることが必要となる。

食料や日用品、救助用資器材の有効活用を図るには、備蓄品の過不足や各避難所のニーズを適切に把握・共有し、効果的に物資等の配備を調整できるようにする必要がある。このため、防災倉庫の保管効率を高めるため、備蓄品目の機能や効果におけるあり方を検討し、備蓄品の充実を図る。また、復旧時には、全国から支援物資が搬送されてくることから、これらの受入・輸送体制の整備が重要となる。

一方、現在、30か所の一次避難所に防災備蓄倉庫を設置しているものの、そのうち10か所については校舎内の空き教室等を利用して設置しており、避難所によっては2階以上の階層もある。災害時に救助用資器材などを適切に利用できるようにするため、校舎外への設置を進める必要がある。

また、飲料水については、浄水所等から供給されているが、東京都では耐震性の向上を図るため耐震継手管への敷設替えや、浄水所等の耐震補強工事、送配水管のネットワーク化等の事業を進めている。しかし、大地震の発生により配水管等に被害が生じ、市内に断水地域が発生することが予想される。

災害時の応急給水については、一次避難所にある給水タンクと備蓄品、市内4か所の給水拠点（柴崎給水所、立川栄町浄水所、立川砂川給水所、市立松中公園内応急給水槽）に

より行うほか、一次避難所に設置されている応急給水栓や消火栓の活用を図る。一次避難所の給水タンクについては、飲料用水道の直結化により、給水タンク（20t）の水の循環が困難になっていることから、大規模改修を行った一次避難所については、給水タンクを廃止または縮小し、ペットボトルでの備蓄に切り替えている。

このほか生活用水としては、農業者を含めた民間が所有する井戸水の提供について協定を締結し、44か所の農業用井戸（全て飲用不可）を確保している。また、子ども未来センターの災害対策用井戸も活用することができる。状況によっては、市内4か所の給水拠点施設（立川砂川給水所等）の使用も想定する。

また、令和6（2024）年4月に策定した「立川市受援計画」の中で外部からの物的応援を受け入れる市内の体制について整理しているが、災害時の円滑な運用に向けた市内調整等を進める必要がある。

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値と一致しない。

【施策の方向性と事業計画】

（1）食料・日用品等の確保

自らの生命は自ら守ることを基本的な考え方として、災害対策基本法にも記載があり、市民は日ごろから各家庭で、災害時の食料・身の回り品について備蓄を強く進める。1人概ね7日分の備蓄を確保する。また、食料の備蓄と同様に簡易トイレや携帯トイレの備蓄も重要である。さらに、夏季発災時における熱中症対策や冬季発災時における防寒対策など、あらゆる季節を想定した備蓄品を考えておく必要がある。

市民防災組織等は、共助の取組として食料等の共同備蓄に取り組む。

事業所は、大規模災害発生時に従業員や来客が帰宅困難な場合に備え、3日分の食料、飲料水、その他災害時に必要な物資を備蓄するように努める。

市は、家庭における非常持ち出し品、備蓄品のあり方や確保方法など、市民や事業所等に推奨する取組を広報や防災ハンドブックで周知を図る。また、災害時において、食料等の確保が困難な市民等に備え、以下のように必要量を確保する取組を進める。

- ① 公的備蓄としては、被害想定に基づき 33,460 人の食料について現行方式に加え、学校給食東共同調理場、学校給食西共同調理場や給食事業者等と連携し、食料の備蓄を進める。
- ② 流通在庫備蓄品について、民間事業者等と協定書の内容を確認し、実効性のある取組ができるよう体制の整備を図る。
- ③ ①②の取組を通じて3日目まで対応し、4日目以降については国や東京都などの広域支援により確保する。
- ④ 身の回り品については、持ち出せなかった場合や避難者が共通に使用するものなどに対応するため、必要な備蓄に取り組む。

⑤ 備蓄品の内容を見直し、要配慮者用の備蓄やアレルギーに対応した備蓄品等の種類の増加や質の向上を図る。

市民が日常服用している薬や使用している医療資器材等については、個人レベルの対応を原則とする。このため、お薬手帳を所持するよう周知を図る。

市は、避難所での生活がより良く過ごせるよう、災害用トイレ、間仕切りなどの備蓄品を確保する。

その一環として、流通事業者や資材レンタル事業者などと協定書を締結し、訓練参加等によりその実効性を確認する。

要配慮者などが地域住民等によって早期に救出活動されたことで多くの人命が救われた実践例もあることから、地域への救助用資器材の配備を推進する。

また、各家庭でも軽微な資器材について常備に努め、一方、行政は関係機関の協力を得て、市民等が手軽に利用できる救助用資器材の広報を行う。

瞬時に備蓄の実態が把握でき、迅速に配分できるシステムづくりを進めるとともに、ボランティアの活用を含めた保管・管理体制のあり方を確立する。

【取組事項】	所管
市民、事業所等に推奨する備蓄の取組の周知	危機管理対策室
備蓄品の種類や必要量の確保	危機管理対策室
市民へのお薬手帳所持の周知	保健医療部
事業所等との連携・協定締結、実効性の確認	危機管理対策室・産業まちづくり部
救助用資器材の備蓄推進・普及・啓発	危機管理対策室
備蓄管理システムの構築	行政管理部・危機管理対策室

(2) 飲料水等の確保

災害時における飲料水等の確保に関しても、発災後7日間は、市民が自ら飲料水を確保することを基本とし、市民は一人一日3リットル・概ね7日分の飲料水の確保に努める。

事業所は、大規模災害発生時に従業員が帰宅困難な場合に備え、3日分の飲料水を備蓄するよう努める。

市は、家庭や事業所における飲料水備蓄のあり方や確保方法など、市民や事業所等に推奨する取組を広報や防災ハンドブックで周知を図る。

災害時には、市内における断水情報の迅速な収集、東京都と連携した発災後2日目からの応急給水が行えるよう、応急給水マニュアルに基づき、人員や車両、資器材の整備を行う。また、防災訓練などを通じて、応急給水マニュアルの検証を行う。

飲料水として給水タンク等により約937t（約31万人分）を確保する。

このほか、災害対策用井戸、各学校のプールに各200～300t、防火水槽各20t～数百t等により生活用水を確保する。

なお、これらの活用は近隣の火災状況等を踏まえて活用を図るものとする。

保有水量（計画）	
避難所 29 か所の給水タンク	535.3 t
避難所のペットボトル備蓄	84 t
避難所以外 4 か所の給水タンク	215 t
避難所以外のペットボトル備蓄	103 t
	計 937.3 t

（一人3リットルとして約31万人分）

東京都と災害時における応急給水の円滑化を図るため水道連絡会等を通じ一層の連携の強化を図る。老朽化している避難所の給水タンクについて、必要な容量を検証した上で、計画的な更新を進める。

農業用井戸や民間で所有する井戸については、生活用水としての災害時利用に関する協定を結んでおり、井戸水汲み上げ用の非常用発電機を設置している井戸（17か所）もあることから、災害時の活用について具体化を図る。

【取組事項】	所管
家庭、事業所での飲料水の確保の広報	危機管理対策室
応急給水マニュアルに基づく訓練・検証	危機管理対策室・環境資源循環部
応急給水体制、資器材の整備	危機管理対策室・環境資源循環部
飲料水、生活水の確保	危機管理対策室・環境資源循環部
東京都との連携の強化	危機管理対策室・環境資源循環部
避難所給水タンクの再配備	危機管理対策室・教育部
農業用等井戸の災害時の活用の具体化	危機管理対策室・産業まちづくり部

（3）防災備蓄倉庫の再配置

一次避難所の防災備蓄倉庫については、災害時の利用効率、安全性等を考慮して、屋外等への設置を進めていく。現在も校舎内に設置している10か所については、学校の改修等にあわせて屋外等への再配置を実施していく。

一次避難所から一定以上の距離があり、かつ規模も一定以上の公園や公共施設等に、地域型防災備蓄倉庫を配備し、救助用資器材などの地域配備に取り組む。市全域で計10か所を既に整備済みである。管理方法は、共同備蓄品を含め、市と地域が協働で行うしくみづくりを進める。

【取組事項】	所管
一次避難所の防災備蓄倉庫の屋外等への再配置	危機管理対策室・教育部
地域型防災備蓄倉庫の配備	危機管理対策室
地域型防災備蓄倉庫の管理のしくみづくり	危機管理対策室

(4) 東京都多摩広域防災倉庫

平成29(2017)年6月から、東京都多摩広域防災倉庫(緑町3256番地の5)の一部活用が開始された。この倉庫は、東京都が旧立川政府倉庫を取得・整備したもので、立川市も一部の倉庫を使用できることから、災害対策用物資の備蓄倉庫として活用していく。

なお、東京都は、平時においては防災訓練や普及啓発活動等の実施場所として、発災時には全国からの支援物資の集約、輸送作業を行うなどの配送拠点、関係機関等の全国からの応援部隊の参集スペース等として活用する。

【取組事項】	所管
東京都多摩広域防災倉庫の活用	危機管理対策室

(5) 物資の受入・輸送体制の整備

国や東京都、さらには全国から寄せられた支援物資は、物資集配拠点で受入と仕分けを行い、各避難所等へ輸送されることから、物資の受入から輸送に至る手順等を示したマニュアルを作成する。国の手引き、東京都のガイドラインを参考に、民間の物流事業者等の施設・設備・ノウハウを効果的に活用し、物資集配拠点の開設・運営を行う。あわせて、輸送に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

また、避難所で必要とされる物資は刻々と変化するため、国の手引き、東京都のガイドライン等を参考にタイムラインに沿った調達品目について検討する。

【取組事項】	所管
民間事業者等を活用した災害時物資集配拠点の開設・運営	危機管理対策室・文化スポーツ部
タイムラインに沿った調達品目の検討	危機管理対策室・産業まちづくり部

(6) 受援体制の確保

令和6(2024)年4月に策定した「立川市受援計画」の中で、外部からの物的応援を受け入れる庁内の体制について整理している。災害時に円滑に運用するために、全庁的な研修等の実施により、実行性のある受援体制を構築する。

また、「東京都災害時受援応援計画」(令和5(2023)年11月改定)に基づき、東京都と連携し、防災人材育成や受援応援体制の整備など平時の取組促進を図る。

【取組事項】	所管
物的応援の受援体制確保のための研修等の実施	危機管理対策室・関係各部

第5項 帰宅困難者の安全確保

【現状と課題】

東日本大震災時は、市内の最大震度は4で建物倒壊などの大きな被害は発生しなかったものの、交通機関が運行停止したことにより多くの帰宅困難者が発生した。そのため市は、立川駅周辺の公共施設等を、順次、一時滞在施設として開設し、2,600人の帰宅困難者を受け入れたが、実際にはその数倍の帰宅困難者が発生していたと推定される。また、東京都の被害想定では、立川駅周辺で、所属場所（職場・学校）以外で被災して身近に留まる場所を持たない人（屋外滞留者）が11,450人発生すると予想されている。買い物や通勤・通学等で訪れた人々が、発災時に、一斉に帰宅行動を取った場合、立川駅周辺や路上に膨大な滞留者が発生し、しかも、鉄道施設からの避難者と重なった場合には、さらに混乱が大きくなり、多くのけが人等が発生するとともに、応急対策活動の妨げとなることが見込まれる。

市、消防、警察、関係機関等が初動体制を確立するまでには相当の時間を要し、避難者を的確に安全な場所に誘導することは困難と考えられる。

こうした駅周辺に滞留する人々を、安全な場所に避難誘導するための、情報伝達や避難誘導、避難後の飲料水等の供給などのしくみづくりを進めることや災害時の安否を確認できるシステムづくりに取り組むため平成23（2011）年度に立川駅前滞留者対策推進協議会を設置し、平成25（2013）年に対応計画を策定（令和2（2020）年3月に修正）し、訓練を行うなど対策を進めている。

東日本大震災の教訓から安全かつ迅速な避難誘導のため立川駅南北デッキ上に、防災カメラを平成26（2014）年度に設置した。

東京都帰宅困難者対策条例（平成25（2013）年4月1日施行）により、事業所は、従業員が一斉に帰宅することの抑制に努めるとともに、従業員の3日分の食料、飲料水、その他災害時における必要な物資を備蓄するように努めなければならないとされ、従業員を安全な避難場所に誘導するほか、家族を含めた安否確認等の体制を整備する取組も求められる。

混乱收拾後（安全確保後）に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、東京都は、全都立学校（島しょを除く。）を災害時帰宅支援ステーションに指定するとともに、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の事業所と協定を締結し、水道水やトイレの提供、情報の伝達等を行うこととしている。また、日本赤十字社東京都支部では、五日市街道の沿道に赤十字エイドステーションを開設することになっている。

これらの情報を、帰宅する人々に提供し、関係機関等との連携を図るためのしくみづくりを進める必要がある。

【施策の方向性と事業計画】

(1) 立川駅周辺に滞留する帰宅困難者の対策

駅周辺の帰宅困難者への情報伝達、避難誘導等のしくみづくりを進めるため、平成 23 (2011) 年 6 月に鉄道事業者や駅周辺の事業所と連携した立川駅前滞留者対策推進協議会を設置した。その後、2年間の協議を経て決定した対策について、事業所等へ周知を図るとともに一斉帰宅の抑制について従業員への周知を図る。

協議会では、利用客への避難方向指示・情報伝達、スピーカーや誘導サインなどを活用した帰宅困難者への情報伝達、一時滞在施設等への避難誘導體制の構築、食料・飲料水等の提供など帰宅困難者への支援体制を構築する。

そのために、曙一丁目公園及び女性総合センターに避難誘導用資器材を、子ども未来センター、立川競輪場、学校給食東共同調理場、学校給食西共同調理場、女性総合センター及び東京都多摩広域防災倉庫に帰宅困難者用食料を備蓄する。

鉄道等交通関連事業者からの被害情報や運休・復旧状況に関する情報を、立川駅周辺に設置されている大型ビジョンや駅前文字表示盤、ジェイコム東京やFMたちかわを活用するなど速やかに提供できる体制づくりを進めるとともに、避難者の安心のため、情報取得ができるよう、Wi-Fi環境を整備する。

停電時においても、帰宅困難者を一時滞在施設等へ適切に誘導できるよう災害時無停電照明装置(LED)を令和2(2020)年度に導入した。

帰宅困難者の一時滞在施設として、立川駅周辺の公共施設等を指定しているが、「原則、3日間の受入」との要件から、民間の指定施設の不足も予測されるため、「一晩の受入」を想定した「一晩滞在施設」の指定を含め、協定締結を図る。また、施設の利用者の安全を確保するため、利用者保護の計画を策定する。

上記の取組を推進するとともに、駅前対策推進協議会による帰宅困難者対策訓練や情報伝達訓練を実施していく。

なお、東京都は令和6(2024)年度末から、発災時の東京都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を迅速に把握し、帰宅困難者等に対して情報提供するための「帰宅困難者オペレーションシステム(キタコンDX)」を運用開始した。東京都と連携し、帰宅困難者にとって必要な情報が提供するとともに、円滑に一時滞在施設の案内・誘導等が行える体制を構築する。

さらに、帰宅困難者への対応として、現地本部、臨時案内所の設置・運営方法や一時滞在施設等の開設・運営に関するマニュアルを作成している。

立川駅南口東京都・立川市合同施設内「コトリンク」は、駅南口の好立地であることから、臨時案内所等を設置・運営するなど活用を図る。

【取組事項】	所管
立川駅前滞留者対策推進協議会の充実	危機管理対策室
一斉帰宅の抑制	危機管理対策室・産業まちづくり部
支援体制の整備	危機管理対策室
情報提供方法の確立	危機管理対策室
災害時無停電照明装置（LED）の導入	危機管理対策室・都市整備部
一時滞在施設等の確保	危機管理対策室・産業まちづくり部
民間施設利用者の保護	危機管理対策室・産業まちづくり部
帰宅困難者用食料の備蓄	危機管理対策室
帰宅困難者対策訓練の実施	危機管理対策室
帰宅困難者対策マニュアルの作成	危機管理対策室

（2）事業所・学校等が行う従業員等の安全確保

事業所や学校等は、従業員等の一時滞在に備え、必要な備蓄品を確保し、安全に帰宅できることが確認されるまでは、事業所や学校に従業員や生徒を留めるよう協力要請していく。また、火災が発生した場合は安全確保した上で初期消火を実施する必要があることから、訓練の実施を働きかける。

小中学校においては、児童・生徒の安全を確保するため、災害時には、周囲の安全が確認できるまでの間は学校に留め置き保護する。

【取組事項】	所管
事業所等の安全確保協力要請	危機管理対策室・産業まちづくり部
学校における児童・生徒等の安全確保	各小中学校

（3）帰宅困難者の安否確認

災害時に有効な通信手段（災害用伝言ダイヤルなど）について市民へ周知する。

発災後、市民や帰宅困難者の安否確認に役立てるため、一時滞在施設等への臨時公衆電話の設置について、関係機関と調整する。

さらに災害時における情報収集及び発信体制を検討し、整備していく。

【取組事項】	所管
通信手段の周知	危機管理対策室
臨時公衆電話の設置について調整	危機管理対策室
災害時における情報収集のための体制整備	危機管理対策室

(4) 徒歩帰宅者への支援

防災行政無線、防災情報メール、携帯電話会社の緊急速報メールなどを活用し、情報を提供する。

ジェイコム東京、FMたちかわを活用した情報提供のしくみづくりを進める。

災害時に、都心などから帰宅するため市内を通過する帰宅困難者に対し、休息や水分補給など支援ができるように立川市赤十字奉仕団がエイドステーションを設置する。

赤十字エイドステーションやガソリンスタンド、コンビニエンスストア等の帰宅支援ステーションについて市民に周知する。

事業所と協力して、10～15 km圏の帰宅支援マップを作成するとともに、発災時の配布方法等について、事業所等と連携する。

上記の取組を進めるとともに、長期間にわたり帰宅が困難な場合における、帰宅困難者の搬送手段を検討していく。

【取組事項】	所管
エイドステーションの設置	危機管理対策室・福祉部
エイドステーション等の広報	危機管理対策室・福祉部
帰宅支援マップの作成、配布	危機管理対策室・産業まちづくり部
情報提供方法の確立	市長公室・危機管理対策室
帰宅困難者の搬送手段の検討	危機管理対策室

第4節 危機管理体制の整備

市民の生命財産を守るとともに、安定した市民生活を取り戻すため、これまでに掲げた様々な取組に加え、行政には災害発生直後から復旧・復興期にかけて多くの課題に迅速かつ的確に対応する危機管理体制の整備が求められる。

災害が発生した場合、速やかに情報を収集、分析し、的確な対応を図る初動体制の整備や市民等に情報提供を行うしくみづくりを進める。

また、同時多発する災害に備え、消防力の強化や消防水利の確保に取り組むとともに、迅速な救護活動ができる体制を整備する。

一方、被災後の復旧・復興活動を円滑に実施するとともに、保健衛生の面から大量に発生するごみや災害廃棄物、し尿の処理体制を築き、また、不測の事態により死者が発生した場合の対応を図る。

市民・地域、行政は、自助・共助・公助の原則に基づき防災・減災の諸活動を行うが、関係機関と連携した取組を展開することで、その活動はより一層有効に機能することから、消防・警察等との連携をさらに強化するとともに、周辺自治体等や民間事業所との応援体制の整備を進める。

この他、地震、風水害の対策に加え、鉄道事故やテロ、異常気象などの対応に取り組む。

第1項 初動体制の整備と情報提供のしくみづくり

【現状と課題】

災害時の初動対応は多くの混乱が予想されるが、発災後速やかに初動体制を整えられるか否かで、その後の取組が大きく左右されるといわれている。東日本大震災では、被災自治体に対して多くの安否情報の照会がなされたが、回答に際して個人情報保護条例等による制限がかかる場合や、被災自治体による安否情報の収集に関しても同条例等による制限により必要な情報が円滑に入手できない場合等があった。被災者台帳の整備や住家被害調査の実施が遅れた結果、被災証明書の交付に長期間を要し、結果として被災者支援の実施そのものに遅れが生じたこともあり、漏れのない迅速かつ確実な被災者支援に課題が残っている。このような状況に対して市が適切に対応するには、職員一人ひとりの危機意識と対応能力の向上を図るとともに、組織的な体制の強化に取り組む必要がある。

また、熊本地震では、災害応急対策にかかる指揮統制を担うべき部門や職員が、発災直後から報道機関や関係団体、住民等からの問い合わせや来訪者等の対応に追われ、指揮統制機能の停滞を招いた点が指摘されており、明確な役割分担の重要性が改めて示された。

市域で震度4以上の地震が発生した場合には、危機管理体制として防災課、危機管理課、東京都三多摩地区消防団連絡協議会担当課、コンプライアンス推進課、いじめ監察課の全職員、都市整備部、環境資源循環部、福祉部、施設管理者、広報プロモーション課のあらかじめ指定した職員などが参集し、危機管理対策室を設置し、情報収集や警戒活動及び警備、被害の応急措置を実施する。

震度5強以上の地震が発生した場合には、初動体制として全職員が自主的に参集し、災害対策本部を設置し、震災配備体制に移行するまでの災害対応を実施する。

発災後72時間以降は、震災配備体制として二次被害の防止や本格的な応急活動を実施し、通常業務の再開にむけて復旧・復興を図る。

平成30(2018)年7月豪雨では、大雨特別警報が11府県に発表される記録的な大雨により、岡山県・広島県・愛媛県を中心に河川の氾濫、土砂災害等が多数発生し、死者・行方不明者が200人を超え、昭和58(1983)年8月豪雨の死者数(11人)を超える大惨事となった。この未曾有の豪雨災害を教訓とし避難対策の強化を検討するため、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された平成30(2018)年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループでは、目指す社会として、「住民が『自らの命は自らが守る』意識を持って自らの判断で避難行動を取り、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取組強化による防災意識の高い社会を構築する」必要性が示された。これを踏まえ、国及び地方公共団体は、「自らの命は自らが守る。」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導の避難対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図ることとされた。令和元(2019)年東日本台風では、1都12県309市区町村に大雨特別警報が発表され、国及び県管理河川において142か所が決壊する等、同時多発的かつ広範囲に甚大な被害が発生した。立川市においても、避難所を25か所開設するなど災害対応を実施したが、避難所を開設するための職員体制は非常に厳しいものであり、風水害時における職員体制及び早期避難所開設について検討を行った。

こうした基準や検討結果に基づく職員の配備体制を定期的に点検し、職員自らが認識するために、防災訓練や図上訓練を実施するとともに、職員との連絡方法等について、日ごろから確認するなど、危機管理体制の確立に取り組む必要がある。

災害が発生した場合、速やかに情報を収集し、市民に的確な情報を提供することにより、市民も行政も迅速な行動を起こすことが可能となり、被害の軽減につながる。

緊急時の情報は、テレビ・ラジオ等のほか、東京都との防災行政無線電話やFAX、東京都災害情報システム(DIS)、防災関係機関のホームページ、民間の気象情報提供機関等あらゆる手段により収集する。また、市内の被災状況については、参集職員から直接、被害情報を聴取するほか、避難所や各機関から防災行政無線や電話等で情報を収集することになっているが、錯綜する情報をどのように整理・活用するかなどをあらかじめ定める必要がある。令和2(2020)年度には、気象庁が発表する気象情報を見守りメール、Xで自動配信するしくみを構築し、令和4(2022)年度にはこのしくみにLINEを追加した。

このほか、被害状況を詳細に把握するための調査体制の整備や、各機関との連絡調整のための伝令体制の整備などが課題となっている。

また、被災者の支援に関しては、東日本大震災の教訓を受け改正された災害対策基本法により、以下の対応が記載されている。

- ① 都道府県知事または市町村長は、照会に応じて被災者の安否情報を回答でき、それに必要な限度において被災者の情報を目的外利用し、または他の地方公共団体に対し必要な情報の提供を求めることができることとする。
- ② り災証明書を遅滞なく交付することを市町村長の義務とするとともに、住家被害調査に従事する職員の育成等、り災証明書発行業務の実施体制の確保に平常時から努めることを市町村長の義務とする。
- ③ 被災者の情報を一元整理した被災者台帳の作成に必要な限度において、被災者の情報を目的外利用し、または他の地方公共団体に対し必要な情報の提供を求めることができることとする。

これらのことから、災害発生後、被災者にかかる各種情報を集約・整理し、漏れのない迅速かつ確実な被災者支援を図っていくために、被災者生活再建支援システムを導入したことに加え、立川消防署と「災害時におけるり災証明書発行に関する協定」を締結した。また、あわせて、安否情報の提供、り災証明書の交付、被災者台帳の作成等の事務を迅速かつ確実に実施できる体制を構築する必要がある。今後、研修等を通じて、職員の危機管理意識の向上と人材育成等を継続していく必要がある。

市民への情報提供については、市内 82 か所に設置している防災行政無線で放送するほか、市広報車による巡回、市ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）での配信などで行う。また、状況に応じて臨時広報を発行する。

一方、高齢者や障害者などの要配慮者、外国人への情報提供のあり方についても対応が求められている。

なお、市民等への情報提供については、報道機関に適宜、適切な情報を提供するなど、マスコミを通じた取組も欠かせない。記者会見の設定やプレス資料の作成方法は、災害時広報マニュアルにより実施する。

【施策の方向性と事業計画】

（1）災害対策本部の設置・運営

震度5強以上の地震の場合、災害対策本部を設置する。

震度5強以上の地震の場合、全職員は自主的に参集する。

災害対策本部員は市長応接室（災害対策本部室）に、本部連絡員は204会議室に参集する。

災害対策本部が十分な機能を果たすため、非常発電装置が緊急時に稼動するように定期的に点検する。

災害対策本部員、本部連絡員が詰める場合に備え、食料や飲料水、日用品などの確保を進める。

災害対策本部の設置・運営については、災害対策本部設置・運営マニュアルにより実施する。

【取組事項】	所管
災害対策本部設置のための体制の整備	危機管理対策室

（2）初動体制の確立

大地震発生直後から数日間（発災～72時間程度）の①情報収集 ②救援・救助 ③消火活動 ④医療救護 ⑤避難・誘導の対応を中心とした初動体制は、災害時初動対応マニュアルにより実施する。マニュアルは、訓練等により習熟を図り、必要に応じて見直しを行う。

また、災害時における業務の執行体制や、対応手順、業務継続に必要な資源の確保等を定め、適切に業務を執行するために、平成23（2011）年度に「業務継続計画」〈地震編〉を策定し、平成29（2017）年12月に改訂（令和4（2022）年5月修正）した。今後、適宜計画の見直しを行うとともに、各課は、その対応マニュアルを整備する。

職員への連絡通信方法については、平成23（2011）年度に導入した職員参集システムを活用する。

初動時の活動を円滑に行うため、様々な事象を想定した図上訓練に取り組む。その一環として、災害対策本部員・本部指揮所班員等を対象とした参集訓練を検討・実施する。また、風水害については、中央防災会議、東京都防災会議等の検討内容、防災基本計画、東京都地域防災計画修正等の動向を注視しながら災害時初動対応マニュアル等に反映していく。

【取組事項】	所管
災害時初動対応マニュアルの見直し	行政管理部・危機管理対策室
業務継続計画の見直し	危機管理対策室
業務継続計画に基づく各マニュアルの見直し	全ての部
職員の連絡通信方法の確立	危機管理対策室
初動体制確立のための各種図上訓練の実施	危機管理対策室

(3) 情報収集・伝達体制の整備

情報収集・伝達体制については、情報収集・伝達マニュアルにより実施する。マニュアルは、訓練等により習熟を図り、必要に応じて見直しを行う。

災害時に災害関連情報を関係機関と迅速に共有し、予防・応急活動を展開していくことが重要である。発災時に確実に機能する通信手段を確保するため、災害に強い情報伝達手段の活用や手段の多角化など情報通信体制の強化を図っていく必要がある。災害時の通信手段として、災害時優先電話や防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク（東京都からスターリンクが配置されている）、職員参集システム等を使用する。

防災行政無線は、市と警察署、消防署などの防災関係機関やライフライン関連企業等との情報共有化等に使用する。

避難所となる小中学校には、非常用公衆電話を備えるため、あらかじめ有線工事をし、対応を図る。

これらの通信機器を活用して、発災時の状況や被害情報などを適宜情報収集・情報提供するしくみづくりを進める。防災行政無線については、子局の新設、改修等により難聴地域の解消に取り組んでいる。また、情報発信機能の一元化について検討していく。

また、被災現地の情報を収集するために、通信が途絶している地域を含め職員を派遣する体制や情報通信手段を整備するとともに、消防団や市民防災組織などとの連携構築や、市民が避難時に把握した被害情報を、携帯メール、画像・動画メールなどを活用して収集するしくみづくりを進める。

これらを防災訓練等で情報収集・伝達方法に関する訓練として実施し、操作方法等を検証する。

その他、市民が自主的に情報を入手できるよう、NTT東日本等の災害時伝言ダイヤルなどを活用した安否確認方法等を周知する。

【取組事項】	所管
情報収集・伝達マニュアルに基づく訓練の実施・マニュアル見直し	市長公室・危機管理対策室
非常用公衆電話の配備	危機管理対策室・教育部・産業まちづくり部
衛星通信機器の管理・使用訓練の実施	危機管理対策室
情報収集・伝達方法に関するしくみづくり	市長公室・危機管理対策室
被災現地の情報収集のしくみづくり	危機管理対策室
安否確認方法の周知	危機管理対策室

① 通信インフラの被害予測

東京都立川市で震度5強以上の大地震が発生した場合、通信インフラは以下のような損傷を受ける可能性がある。

ア 固定電話：

損傷：電話回線の断絶や局舎の損傷による影響。

時間：数時間から数日間利用できなくなる可能性あり。

イ 携帯電話：

損傷：基地局の破損や通信回線の混雑、電力供給の停止。

時間：数時間から数日間、特に通信が集中する時間帯で利用困難になることあり。

ウ インターネット：

損傷：光ファイバーの切断や通信機器の故障。

時間：数時間から数日、復旧には時間がかかる可能性あり。

エ 電力供給：

損傷：停電により通信機器が機能しなくなる場合。

時間：停電の復旧状況に依存し、数時間から数日間影響を受ける可能性あり。

② 予想される状況

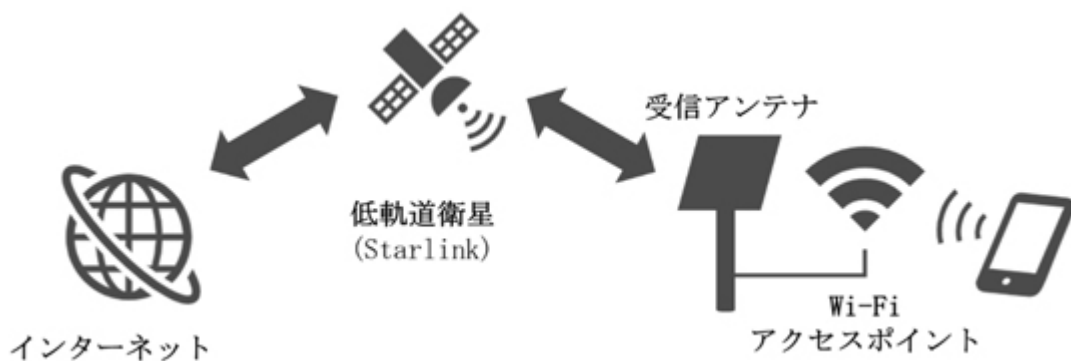
初期段階：地震直後は通信が集中し、特に携帯電話の利用が困難になることが予想される。これにより、安否確認や緊急連絡が難しくなる可能性がある。

中期段階：数時間後、固定電話や公衆電話が利用できる場合はあるが、インターネットや携帯電話の復旧には時間がかかる可能性がある。

長期的な影響：通信インフラの修復が進むまで、数日間是不安定な状況が続く可能性がある。

地域衛星通信：東京都のスターリンクのイメージ

令和5（2023）年に山間部や伊豆諸島運行の大型客船における衛星通信サービスの実証実験を実施した。その際の知見は令和6年能登半島地震において生かされた。



出典：東京都報道発表「山間部における衛星通信サービス実証試験開始について（令和5（2023）年9月15日）」

(4) 被災者生活再建支援業務にかかわる体制構築

立川市では、震災発生後、被災者にかかる各種情報を集約・整理し、漏れのない迅速かつ確実な被災者支援を図るため、被災者生活再建支援システムを平成30(2018)年4月に導入した。

り災証明書の発行、各種給付や減免等の管理を迅速かつ的確に行えるよう、被災者生活再建支援システム等を活用し、「人」「建物」「被害」の情報を集約した被災者台帳を震災後速やかに作成する体制を構築する必要がある。

そのため、家屋の被害状況の調査、被災者台帳の作成や安否情報の収集方法、り災証明書の発行等に関するマニュアルを活用するとともに、職員向けにシステムを使用したりり災証明書の発行訓練等により人材育成を行う。り災証明書の発行については、消防署と事前協議等を行い、発行にかかる連携体制を確立する。

【取組事項】	所管
り災証明書発行、住家被害認定調査にかかるマニュアル策定	危機管理対策室・保健医療部・市民部
訓練の拡充による意識の向上と人材育成	行政管理部・危機管理対策室・福祉部・市民部

(5) 広報体制の整備

市民への広報やマスコミ対応については、「災害時広報マニュアル」・「災害時マスコミ対応マニュアル」により実施する。マニュアルは、訓練等により習熟を図り、必要に応じて見直しを行う。

防災行政無線、ホームページ、防災情報メール、ソーシャルネットワークサービス(SNS)、ジェイコム東京、FMたちかわ等を活用する。

要配慮者は、災害情報を入手することが困難なことから、障害の特性に応じ、コミュニケーション支援ボードや目で聴くテレビなどの支援ツールを普及啓発し、利用促進を図る。また、外国人への情報提供にあたり、外国語表記による情報提供を検討していく。

【取組事項】	所管
「災害時広報マニュアル」・「災害時マスコミ対応マニュアル」に基づく訓練の実施・マニュアルの見直し	市長公室
要配慮者への情報提供方法の充実	危機管理対策室・子ども家庭部・保健医療部・福祉部

第2項 消防力の強化

【現状と課題】

(1) 常備消防

昭和23(1948)年の消防組織法の改正に伴い、自治体消防として市が消防事務を行うこととなり、立川市、昭和町、谷保村で立川地区消防組合を設置した。その後、消防力の有機的な活用と財政的課題などから昭和35(1960)年に東京消防庁へ事務委託(消防団事務、消防水利事務を除く。)を開始した。現在、多摩地区25市3町1村が消防事務を委託している。

立川消防署は立川市と国立市を管轄しており、立川市内に立川消防署本署、錦町出張所及び砂川出張所が、また、国立市内に国立出張所及び谷保出張所が配置されている。

また、多摩北部、東部の15消防署を統括する第八消防方面本部及び東京消防庁航空隊多摩航空センターが立川消防署と同じく、立川防災基地に立地している。第八消防方面本部には、地震災害はもとよりあらゆる特殊災害から早期に人命を救助するため、特殊な技能・能力を有する消防救助機動部隊(通称ハイパーレスキュー)が編成されており、高度救助資器材や救助用重機など20台を超える車両が配備されている。

東京消防庁航空隊では、江東航空センターと多摩航空センターで合計8機(大型機・中型機各4機)のヘリコプターを保有している。

(2) 消防団

① 消防団の配置と活動範囲、出動回数

現在、市内には10の分団を設置している。各分団は市内全域を分割した分団ごとの活動エリアを設定し、市内全域はもちろんのこと隣接市火災にも出動体制を整備しており、年間の火災出動回数は60回以上に及んでいる。

消防団員は、担当地域に火災が発生した場合に、24時間体制で出動している。消防団で使用する無線として、地域系防災行政無線を使用しており、通信が輻輳^{ふくそう}した場合の連絡体制の整備が課題となっている。

令和元(2019)年10月に機能別分団を設置し、震災時における避難所での応急救護活動等を任務として活動している。

② 消防団員の確保

消防団員は、非常勤特別職の地方公務員に位置付けられている。令和7(2025)年10月1日現在、基本団員159人、機能別分団員136人の体制で、ボランティアとして消防活動に従事している。近年、消防団員数は減少傾向にあり、また、令和7(2025)年4月1日現在、基本団員の平均年齢の上昇(平均年齢42.3歳)、被雇用化(58.3%)が進み、基本団員の確保が課題となっている。

なお、平成 29（2017）年度より「立川市学生消防団活動認証制度」を導入している。

③ 消防団の訓練・研修の充実

消防団員の消防活動技術の向上を図るため、ポンプ操法訓練や審査会を実施しているほか、立川消防署と連携し、災害現場を想定した「基本活動訓練」や「実践的教育訓練」を行い、技術習得に努めている。

また、消防活動に対する知識向上を図るため、基本団員を対象として団員安全管理教育を実施するとともに、東京都消防訓練所での消防団員研修に派遣している。機能別分団員については、各種救命講習を受講できる環境を整えていく。今後も、こうした訓練や研修の機会を確保し、消防団員の防災活動能力の向上を図る必要がある。

④ 消防装備の配備

ア 消防自動車等

現在、消防ポンプ車 10 台のほか、消防団本部指揮車 1 台、消防団本部活動車 1 台を備え、機動力の確保に努めている。消防ポンプ車は災害活動を目的としているため、常に使用できるよう適切な維持管理を行う。経年劣化による消防力の低下を防ぐため、購入後 15 年を超過した車両から順次更新していく。

イ 消防団詰所の適正管理

消防団の詰所は、市内に 10 か所設置しており、平成 23(2011)年度に、昭和 56(1981)年以前に建築した第一分団、第二分団の耐震改修を行い、その結果全ての詰所は耐震基準を満たすものとなった。

消防団詰所は災害時の活動拠点となる重要な施設であるため、常に使用可能な状態となるよう適切な維持管理を行う。

(3) 地域消防力

① 退職消防団員組織（立川消友会）

退職消防団員の組織として立川消友会が、立川市の防災対策に協力することを主要な目的に立川市消防団の退職団員を構成員として平成 17(2005)年 5 月に結成されている。

特徴として、重機を保有している会員が多数所属していることから、震災時の倒壊家屋からの救助活動等に高度な能力を発揮することが期待される。

これまでの主な活動は、総合防災訓練や地域防災訓練への参加、所有する重機等の資機材を活用した消防救助機動部隊との合同訓練、消防署の研修受講等を行っている。今後、保有する能力を生かした連携が必要である。

② 市民消火隊

大きな地震などで火災が同時に多数発生した場合に、初期消火ができるよう地域住民

による市民消防隊が10隊結成されている。市民消防隊は、日頃、地域の防災訓練に参加するほか、自主的に訓練を実施するなど、消火活動能力の向上に努めている。市は、市民消防隊に対して可搬ポンプや作業服などを貸与しているほか、毎年度24,000円の運営補助を行っている。

③ 事業所の自衛消防隊

自衛消防隊は、消防法により一定規模を有する事業所において設置が義務付けられており、主な活動は、火災、地震その他災害が発生した場合の情報収集、通報連絡、初期消火、避難誘導、消防隊への情報提供などとなっている。

災害発生時、地域住民や関係組織等と連携した消火活動や救護活動等を行う必要がある。

【施策の方向性と事業計画】

(1) 常備消防の充実

多摩地区25市3町1村で構成する東京都三多摩地区消防運営協議会では、1市1署の設置を要望するなど、常備消防の充実を求めており、引き続き強力に東京都へ要請する。

【取組事項】	所管
常備消防にかかる要請	危機管理対策室

(2) 消防団の充実、強化

① 消防団への連絡体制の整備

災害発生時の消防団員への連絡を迅速かつ的確に行うため、職員参集システム等を活用し、団員の安否確認と参集の可否を把握するとともに、災害情報の伝達を行う。

② 消防団員の確保への課題整理

青年層等を始めとした団員の入団促進等に取り組むとともに、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境を整備し、消防団に参加しやすい環境をつくり、団員の確保に努める。

③ 消防団の訓練・研修の充実と処遇の改善

立川消防署及び東京都消防訓練所と連携し、必要な資格の取得など団員の消防活動技術の向上と団員自らの安全を確保するための訓練や研修機会の確保と内容の充実を図る。また、処遇の改善に向けた検討を行う。

④ 消防装備の配備

ア 消防自動車等

消防ポンプ車を常に使用できるよう適切な維持管理を行う。経年劣化による消防力の低下を防ぐため、購入後15年を超過した車両から順次更新していく。あわせて資機材の充実を図る。

イ 消防団詰所の適正管理

消防団詰所は災害時の活動拠点となる重要な施設であるため、常に使用可能な状態となるよう適切な維持管理を行う。

【取組事項】	所管
連絡手段の整備	危機管理対策室
消防団員の確保	危機管理対策室
訓練や研修の実施・内容の充実と処遇の改善	危機管理対策室
消防装備の配備	危機管理対策室

(3) 地域消防力との連携

① 退職消防団員組織（立川消友会）

退職消防団員の組織である立川消友会と災害支援協定を締結しており、立川市総合防災訓練への参加等、震災時に同組織が保有する機能を震災時に円滑に発揮できるよう連携を図る。

② 市民消火隊の結成

現在、市民消火隊の配置は町別の単位では8の町となっていることから、少なくとも泉町・緑町を除く全ての町ごとへの配置を進める。

商店街等における市民消火隊の結成を促進する。

③ 事業所の自衛消防隊

事業所の自衛消防隊は、事業所内の災害対策が完了後、地域と連携し消火活動、救出・救助活動等を実施する。

【取組事項】	所管
退職消防団員組織（立川消友会）との連携	危機管理対策室
市民消火隊の結成	危機管理対策室
商店街等の市民消火隊の結成促進	危機管理対策室・産業まちづくり部
事業所自衛消防隊の地域への協力	危機管理対策室・産業まちづくり部

第3項 消防水利の確保

【現状と課題】

(1) 消火栓の整備

消火栓については、配水管の布設替え時にあわせて適切な設置位置を検討し、改善しているほか、配水管の新設時に、既設消火栓位置との調整を図り、必要に応じて新規に設置している。

消火栓を含む消防水利の基準は、防火対象物から120m（一部100m）以内となっており、以下に示すメッシュ単位で、設置状況を把握、管理している。

なお、水道施設を利用した消火栓を震災時にも活用するためには、配水管の耐震化を早急に進める必要がある。

〔用語の定義〕

メッシュ＝250m×250mのグリッド状に市域を分割した1区域で市内は全474メッシュとなる。

充足メッシュ（平常時）＝全ての消防水利から半径120m（100m）でそのメッシュをカバーできる。

充足メッシュ（震災時）＝消火栓を除く水利で必要水量を確保できる。

除外メッシュ＝建物が1軒もないことにより必要性の観点から対象外と見なすメッシュ

当面整備を要しないメッシュ＝現在は、建物がないが将来的に開発等が見込まれるメッシュ

（例 工場跡地等）

(2) 耐震性防火貯水槽（防火水槽）の整備

大規模な地震が発生した場合、同時に多数の火災が発生し、大きく燃え広がる可能性がある。また、地震の影響で消火栓の配管が壊れ、消火栓が使用できなくなることが予想されることから、地震時に有効な消防水利として、防火水槽を公共施設用地内に設置している。

(3) その他の消防水利

消防水利として、消火栓・防火水槽のほか、各学校のプール、河川、池、井戸等の活用も可能で、玉川上水の各橋付近12か所と多摩川の日野橋・立日橋付近を自然水利として指定している。

【施策の方向性と事業計画】

(1) 消火栓の整備

市境の不足地域を含む未充足地域への消火栓の整備を、隣接市や関係機関と調整して進めていくとともに、枠標示の徹底など設置場所の明確化に取り組む。

【取組事項】	所管
消火栓の整備	危機管理対策室・東京都水道局
消火栓の設置場所の明確化	危機管理対策室・東京都水道局

(2) 防火水槽の整備

国庫補助制度の活用を図り、市境の不足地域については、隣接市と連携して整備する。

また、新規開発地区については、「宅地開発等まちづくり指導要綱」に基づき、防火水槽の設置を事業所へ指導する。

【取組事項】	所管
防火水槽の整備	危機管理対策室
開発に際し事業所への防火水槽設置の指導	危機管理対策室

(3) 河川等自然水利の活用

玉川上水や多摩川からの消防水利の確保を可能とするため、消防ポンプ車の寄り付き、地盤面からの落差、取水部分の水深など基準適合に向けた整備に努める。

【取組事項】	所管
河川等自然水利の確保	危機管理対策室

第4項 医療・救護体制の整備

【現状と課題】

(1) 医療救護体制の整備

① 活動拠点等の位置付け状況

災害発生時の医療救護体制にかかる各拠点については、医療救護対策本部を立川市子育て支援・保健センターに設置し、緊急医療救護所を指定病院前に開設する。次いで避難所救護所を市内中学校（9校）に開設する。災害時における円滑な医療救護活動や災害対策本部との迅速な情報共有への影響が懸念される場合は、医療救護対策本部を市庁舎に設置する。

② 医療救護体制について

東京都では、発災直後から超急性期（災害発生後72時間まで）においては、患者は医療機関に集中するとの想定から、災害拠点病院及び災害拠点連携病院の近接地等に緊急医療救護所を設置し、病院がない地域を中心に、一次避難所に避難所救護所を設置して、トリアージ[※]や応急処置等を行う体制としている。また、急性期（災害発生後72時間～1週間程度）以降は、一次避難所に加えて二次避難所（福祉避難所）などに避難所救護所を設置するものとしている。

一方、立川市における災害時の医療救護体制については、超急性期に緊急医療救護所を設置し、立川市医師会、立川市歯科医師会、立川市薬剤師会及び柔道整復師会と連携して、医療従事者を派遣する。

災害時の医療救護体制については、市、立川市医師会、立川市歯科医師会、立川市薬剤師会及び柔道整復師会で連携し、継続的に見直しを行う。

③ 医療救護体制の地域的な偏在について

緊急医療救護所の設置場所は、立川駅周辺地域に集中しているため、市の北部（五日市街道沿線）や南部（多摩川沿い）における医療救護体制の地域的な偏在の解消が課題となっている。市は立川市医師会、立川市歯科医師会、立川市薬剤師会と緊密に連携し、課題の解消について検討する。

※ トリアージ

トリアージとは、災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう。

【災害拠点病院等】

指定区分	説明
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う病院 (基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として東京都が指定する病院)
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院 (救急告示を受けた病院等で東京都が指定する病院)
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、市地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)

【医療救護所等】

指定区分	説明
緊急医療救護所	市が、超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
避難所救護所	市が、避難所内に設置する救護所
医療救護活動拠点	市が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換するために設置する拠点

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

フェーズ区分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入が少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

また、東京都においては、初動医療体制の確立にあたり、各種の災害医療コーディネーターを位置付け、これにより、立川市では市の災害医療コーディネーターを任命した。市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるよう、情報伝達をスムーズに行える体制の整備が必要である。なお、災害医療コーディネーターの区分は、以下のとおりである。

【災害医療コーディネーター】

名 称	説 明
東京都災害医療コーディネーター	東京都全域の医療救護活動を統括・調整するため、東京都に対して医学的な助言を行う、東京都が指定するコーディネーター
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するために東京都が指定するコーディネーター
立川市災害医療コーディネーター	市内の医療救護活動を統括・調整するため、市に対して医学的な助言を行う、市が指定するコーディネーター

(2) 医薬品・医療資器材の確保と供給

緊急医療救護所で使用する医薬品・医療資器材については、緊急医療救護所設置病院もしくは立川市の備蓄庫に備蓄する。

発災後に医薬品が不足した場合は、市が設置する災害薬事センターから災害薬事コーディネーターが市薬剤師会や薬局等に供給を要請する。不足が解消しない場合には、東京都に都備蓄分の供出を要請する。さらなる不足が生じるときは、卸販売業者に医薬品等を発注する。卸販売業者での調達不可能的場合は、東京都に調達要請をする。

(3) 医療施設の基盤整備

東京都の地域防災計画において、医療機関の耐震性確保及び病床の確保を行うこととなっている。

(4) 救急・救命のための人材育成

大規模な災害の場合、被災現場に救急車両等が到達し、救援・救助・救護活動を展開するのに相当の時間を要する場合もある。地域の市民防災組織や事業所の従業員、行政の職員等が早期に救援等の活動を行うことで、大切な人命を救出することも可能となる。

市は、年2回、市民防災組織を対象とした普通救命講習会を行っている。

消防署の指導により、市民等に自動体外式除細動器（AED）の使用方法や、小中高校生には発達段階にあわせた救命講習を実施している。また、応急手当の普及促進のため、消防団員や災害時支援ボランティアと協働した応急救護訓練を推進している。

立川市赤十字奉仕団では、定期的に団員を対象に応急手当や自動体外式除細動器（AED）の研修を行っている。今後は、市民防災組織や事業所、行政が率先して、人命救助等にあたれる人材の育成に取り組む必要がある。

【施策の方向性と事業計画】

(1) 医療救護体制の整備

災害時に設置する医療救護対策本部については、立川市子育て支援・保健センターに設置することを位置付けているが、災害対策本部との連絡体制への影響等を考慮し、場合によっては市庁舎へ設置することも可能とする。

災害時において限られた医療資源を有効に活用し、傷病者に対して確実に医療提供できるように、医療機関の役割分担の明確化を図る。

大地震等の災害が発生し、多数の傷病者が発生したときは、市内医療関係者の協力のもと被災者の迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、災害拠点病院・災害拠点連携病院さらには災害医療支援病院と連携した緊急医療救護所、避難所救護所の設置体制の構築を進める。また、各医療救護所から負傷者を搬送できるよう、搬送体制の構築を図る。

発災後72時間以内の医療・救護体制の円滑化を図るため、フェーズ区分に応じた初動医療救護マニュアルの見直しを随時行う。また、その後の被災者等の健康管理については、こころのケア等を考慮し被災者等の健康管理マニュアルの見直しを行う。

災害時における初動の医療体制の確立を図るため、市災害医療コーディネーターを任命し、緊急医療救護所への医師の派遣等、平常時より医療救護における体制を構築する。また、災害時に立川市医師会・立川市歯科医師会・立川市薬剤師会、医療機関等と連絡が取れるよう情報連絡体制の整備を図る。さらに、医療・救護体制を機能させるため、総合防災訓練等において、医療・救護訓練を実施する。

避難所における医療対策については、避難生活の長期化による感染症等の発生、まん延防止に向けて防疫用資器材を備蓄及び調達・配布計画を作成する。また、災害時におけるペット等への対応に備え、東京都、関係団体等と連携した動物愛護体制の整備を図る。

【取組事項】	所管
医療救護対策本部設置場所の再検討	危機管理対策室・保健医療部
緊急医療救護所の設置体制の構築	危機管理対策室・保健医療部
緊急医療救護所からの搬送体制の構築	危機管理対策室・保健医療部
初動医療救護マニュアル・健康管理マニュアルの随時見直し	保健医療部
立川市医師会、立川市歯科医師会、立川市薬剤師会、医療機関等との災害時情報連絡体制の整備	危機管理対策室・保健医療部
総合防災訓練等による医療・救護訓練の実施	危機管理対策室・保健医療部
防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画の作成	危機管理対策室・保健医療部
東京都、関係団体等と連携した動物愛護体制の整備	危機管理対策室・環境資源循環部

(2) 医薬品・医療資器材の確保

医師会及び薬剤師会と連携して、市災害薬事コーディネーターの任命、災害薬事センターの設置場所、本部長や運営方法、納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議し、運営マニュアルを作成する。

なお、市災害薬事コーディネーターは、市災害医療コーディネーターと緊密な連携を確保し、医薬品等の適正管理・配置に努める。

さらに市民には、常時使用している医薬品や医療資器材の備蓄及びお薬手帳の所持を周知する。

【取組事項】	所管
緊急医療救護所の診療内容・医薬品の備蓄等見直し	保健医療部
災害薬事コーディネーターの設置	保健医療部
災害薬事センターの設置	保健医療部
災害薬事センターの運営マニュアルの作成	保健医療部
医薬品等の調達に関する薬剤師会及び卸売販売業者との協議、協定締結	危機管理対策室・保健医療部
常時使用している医薬品や医療資器材の備蓄及びお薬手帳所持の周知徹底	危機管理対策室・保健医療部

(3) 病院の基盤整備

病院に対して、災害時でも医療業務が継続できるように体制整備の取組を要請するとともに、災害時のベッド確保の対応について協議を進める。

また、災害時の病院機能を確保するため、建築物の耐震化を確認する。

【取組事項】	所管
災害時のベッド確保に関する協議	保健医療部
施設の耐震化の要請	危機管理対策室

(4) 救急・救命のための人材育成

消防機関と連携し、市民防災組織や事業所従業員、市職員、学校教職員を対象とした救急・救命のための講習会を実施し、救命技能の習得を推進する。

【取組事項】	所管
普通救命講習の実施	危機管理対策室・教育部・行政管理部

(5) 通信手段の確保

災害時に災害関連情報を関係機関と迅速に共有し、医療救護活動等を展開していくことが重要である。発災時に確実に機能する通信手段を確保するため、災害に強い情報伝達手段の活用や手段の多角化など情報通信体制の強化を図っていく必要がある。

① 通信インフラの被害予測

東京都立川市で震度5強以上の大地震が発生した場合、通信インフラは以下のような損傷を受ける可能性がある。

ア 固定電話：

損傷：電話回線の断絶や局舎の損傷による影響。

時間：数時間から数日間利用できなくなる可能性あり。

イ 携帯電話：

損傷：基地局の破損や通信回線の混雑、電力供給の停止。

時間：数時間から数日間、特に通信が集中する時間帯で利用困難になることあり。

ウ インターネット：

損傷：光ファイバーの切断や通信機器の故障。

時間：数時間から数日、復旧には時間がかかる可能性あり。

エ 電力供給：

損傷：停電により通信機器が機能しなくなる場合。

時間：停電の復旧状況に依存し、数時間から数日間影響を受ける可能性あり。

② 予想される状況

初期段階：地震直後は通信が集中し、特に携帯電話の利用が困難になることが予想される。これにより、安否確認や緊急連絡が難しくなる可能性がある。

中期段階：数時間後、固定電話や公衆電話が利用できる場合はあるが、インターネットや携帯電話の復旧には時間がかかる可能性がある。

長期的な影響：通信インフラの修復が進むまで、数日間は不安定な状況が続く可能性がある。

③ 通信インフラの確保

地上の通信が困難な状況となる可能性を考慮し、緊急連絡手段として「衛星ブロードバンドインターネット」の活用を事前に検討する必要がある。

ア 通信インフラの独立性：

地震によって地上の通信インフラが損傷した場合でも、衛星を利用することでインターネット接続が可能となり、情報の収集や発信を行うことができる。

イ 迅速な情報共有：

衛星ブロードバンドインターネットを利用することで、災害時であっても災害対策本部や関係機関との連絡が途絶えることなく迅速に行え、適切な対応が可能になる。

ウ 遠隔地との連携：

衛星ブロードバンドインターネットを利用することで、国や東京都・他自治体の災害対策本部と連携する際にも高速なデータ通信が可能となり、情報をリアルタイムでのやり取りすることができる。

エ 避難所などへの通信手段：

市内避難所や主要拠点での通信手段として活用でき、住民への情報提供や安否確認が容易になる。

オ 導入の考慮点

機材の設置と管理：衛星通信機器の設置、運用、保守のための体制を整える必要がある。

訓練と運用：職員が衛星インターネットを迅速に利用できるよう、適切な訓練を行う必要がある。

第5項 災害廃棄物の処理

【現状と課題】

(1) ごみ・災害廃棄物処理

ごみ処理は、クリーンセンター「たちむにい」と総合リサイクルセンターで、市職員と委託職員が行い、また、家庭ごみの収集作業は民間委託で実施しており（ごみ収集車 98 台、粗大ごみ収集車 2 台）、事業系ごみの収集作業は許可業者が実施している。

災害時にはごみや災害廃棄物が大量に発生することが予想されるため、収集体制の確立や仮置場の確保が課題となる。

※ 災害廃棄物

災害により建築物等が全壊、焼失することにより発生する躯体残骸物（木材及びコンクリートがら、焼却灰等）をいう。

(2) し尿処理の現状

し尿処理は、平時は湖南衛生組合で行っている。

下水道は、地震に伴い人孔と本管の接合部で被害が発生する可能性がある。

また、地震に伴う水道の断水により、一般家庭等での水洗トイレの使用ができなくなる

可能性がある。

このため、簡易トイレや携帯トイレの備蓄を市民に周知・啓発するとともに、避難所等への仮設トイレ及び簡易トイレやマンホールトイレの整備や水道の断水に備えたトイレ用水の確保が課題となる。

内閣府の避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成28（2016）年4月（令和6（2024）年12月改定））では、避難者50人あたり1基の災害用トイレを確保することが望ましいとしており、立川市では、最大33,460人の避難所避難者数が想定されているため、避難所の災害用トイレは669基必要となる。

現在までに、旧錦児童館等に仮設トイレ及び簡易トイレ203基を備蓄しているのに加え、平成26（2014）年度から28（2016）年度にかけて一次避難所となる小中学校（旧多摩川小学校、旧若葉小学校を含む。）30か所にマンホールトイレを設置し、100人あたり1基の整備を行った。それでも不足する分については、簡易トイレ、携帯トイレの備蓄や、資器材レンタル業者との協定、広域支援により調達する必要がある。

災害時に避難所等から発生するし尿の水再生センターへの搬入については、東京都下水道局流域下水道本部と平成23（2011）年7月1日に覚書を締結しているが、収集運搬を行う車両の確保が課題となっている。

※ 災害用トイレの必要設置数

市町村は、スフィア基準に沿って

- ・災害発生当初は、避難者50人あたり1基
- ・その後、避難が長期化する場合には、20人あたり1基
- ・女性用と男性用トイレの比率 3：1
- ・トイレの平均的な使用回数は、1日5回

として、備蓄や災害用トイレの確保計画を作成すること。

（「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」内閣府）

【施策の方向性と事業計画】

（1）ごみ・災害廃棄物処理

災害時の災害廃棄物等を迅速に処理するため、事前に、幹線道路と近接した場所に仮置場の候補地の選定を進めるとともに、国・東京都の未利用地や公園等の確保を関係機関と調整する。また、災害廃棄物等処理計画・マニュアルを整備し、処理体制や民間事業所との協力体制の確立、職員の訓練を行う。さらに、日頃から市民へ災害発生時の排出抑制に理解を得られるよう周知する。

【取組事項】	所管
ごみの分別と排出抑制の要請	環境資源循環部
ごみ収集体制の整備	環境資源循環部
仮置場の確保	危機管理対策室・環境資源循環部
災害廃棄物等処理計画・マニュアルの作成	危機管理対策室・環境資源循環部

(2) し尿処理

旧錦児童館等に仮設トイレ及び簡易トイレ 203 基を備蓄しているが、平成 26 (2014) 年度から 28 (2016) 年度にかけて一次避難所となる小中学校 (旧多摩川小学校、旧若葉小学校を含む。) 30 か所に下記のとおりマンホールトイレを設置し、100 人あたり 1 基となるように整備を行った。

なお、災害用トイレの確保数として推奨される 50 人あたり 1 基の災害用トイレを確保するために、資器材レンタル業者との災害時支援協定の締結や、簡易トイレ等の備蓄を進める。また、市民に対し、簡易トイレや携帯トイレの備蓄の必要性を周知・啓発する。

A 必要災害用トイレ (50 人あたり 1 基の場合)	669 基
B 既備蓄仮設トイレ及び簡易トイレ	203 基
C マンホールトイレ (平成 26 (2014) ~28 (2016) 年度設置)	
小学校 (旧多摩川小学校、旧若葉小学校を含む。)	8 基×21 校=168 基
中学校	10 基× 9 校= 90 基
合 計	258 基
不足災害用トイレ (A- (B+C))	208 基

【取組事項】	所管
仮設トイレ、バキューム車確保のための協定締結	危機管理対策室、環境資源循環部
簡易トイレ・携帯トイレの備蓄の周知・啓発	危機管理対策室

第6項 遺体の収容・安置・埋火葬

【現状と課題】

(1) 遺体の安置

遺体収容所は、令和2（2020）年8月に災害時における遺体の収容、安置等について締結した協定に基づき、葬祭業者の施設・設備の活用を基本とする。ただし、葬祭事業者の施設・設備が使用できなかった場合は、泉・柴崎体育館のどちらかを指定する。

(2) 埋火葬

火葬場については、立川聖苑を使用することになるが、立川・昭島・国立との共同施設であり、他市の被災者の状況や施設の損傷の状況によっては広域的な対応も必要となる。

参考：東京都被害想定による立川断層帯地震における立川・昭島・国立の3市合計最大想定
死者数 約 427 人

(3) 遺体埋火葬の許可

災害時における遺体の埋火葬許可について、事務マニュアルに基づく実施体制を強化する必要がある。

【施策の方向性と事業計画】

(1) 遺体の収容・安置・埋火葬体制の整備

遺体収容所の設置場所については、葬祭事業者の施設・設備の活用を基本として指定する。ただし、葬祭事業者の施設・設備が使用できなかった場合は、泉・柴崎体育館のどちらかを指定する。指定にあたっては、次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。

- ① 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- ② 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取り扱いに関する事項
- ③ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項

行方不明者の搜索、遺体の搬送（車両の提供）や遺体収容所での資材（棺、ドライアイス等）の確保についても、葬祭事業者との協定に基づき、具体的なマニュアルを整備する。また、民間の斎場との協定を締結する。

立川聖苑での火葬が集中することを想定し、あらかじめ関係自治体で調整方法を協議するほか、広域的な対応についてのマニュアルを作成する。

【取組事項】	所管
民間事業者との協定締結	危機管理対策室・福祉部
関係自治体との調整方法の協議	危機管理対策室・福祉部
遺体の収容、安置等に関するマニュアルの整備	福祉部
広域火葬に関するマニュアルの作成	危機管理対策室・福祉部

(2) 遺体埋火葬の許可

災害時における埋火葬許可発行マニュアルに基づき、実務の習熟を図る。

【取組事項】	所管
埋火葬許可発行マニュアルに基づく実務研修の実施	福祉部・市民部

第7項 消防・警察等との連携

【現状と課題】

(1) 消防・警察等との連携

消防署と警察署には、災害時の情報伝達手段を確保するため立川市地域系デジタル防災行政無線を設置しているが、他の部署や機関との無線とも共用になっていることから輻輳する可能性がある。市と消防署、警察署を結ぶ専用回線の接続について検討する必要がある。

大規模災害が発生した場合、必要に応じて各機関から市の災害対策本部に連絡要員が派遣され、情報の共有を図ることになっている。また、災害時には、消防署と消防団が連携した消火活動を行うため、消防団から消防署へ要員を派遣することになっている。いずれも、実戦を想定した訓練等の機会を確保することが課題となっている。

また、各機関から災害対策本部に派遣された要員が待機できるスペースを、災害対策本部に隣接している会議室に確保し、情報の共有化を図る。

(2) 自衛隊への派遣要請

自衛隊への派遣要請については、市長は自衛隊による応急措置が必要と認めるとき、災害対策基本法第68条の2に基づき都知事に対して自衛隊の派遣を要請する。自衛隊の派遣については、通信途絶により都知事への派遣要請が不能の場合、市長が直接自衛隊へ災害状況を通知できるほか、大規模な災害が発生したと認められる場合には、自衛隊の自主的な判断で派遣される。

【施策の方向性と事業計画】

(1) 消防・警察等との連携

災害時に関係各機関が円滑な相互連携を図れるよう連絡手段の確保及び対応マニュアルの作成を行う。

消防署・警察署をはじめとした関係機関が参加した図上訓練を実施する。

【取組事項】	所管
消防・警察との連絡手段の確保	危機管理対策室
関係機関との連携に関する対応マニュアルの作成	危機管理対策室
図上訓練の実施	危機管理対策室

(2) 自衛隊への派遣要請

自衛隊への派遣要請を円滑に進めるため、日常的に連絡体制を確立し、的確に対応できるように連携を図る。

【取組事項】	所管
連絡体制の確立	危機管理対策室

第8項 応援協力体制の整備

【現状と課題】

(1) 他の自治体等との相互応援協定の現状

姉妹都市である長野県大町市をはじめ、さいたま市、甲州街道サミット参加市（11市）、愛知県幸田町と救援物資の提供や被災者の受入等の協定を締結しているが、連絡体制を確保しているものの、具体的な取組には至っていない。

また、近隣市とは避難所の相互利用にとどまっており、他の分野への拡大について検討する必要がある。

(2) 民間団体との協定

食料・日用品の供給をはじめ車両・人員の提供、情報提供、燃料の優先供給、医療救護活動の協力などについて、協定を締結^{*}している。今後は、被災情報の提供方法や具体的な支援活動についてマニュアル化するとともに、訓練を通じて災害時の実効性を高めておく必要がある。このほか、協定の締結までは至らないが、各団体が可能な範囲で支援活動に協力する新たなしくみについて検討する必要がある。

※ 関連資料「災害時支援協定」参照

（3）応援受入施設の現状

他の自治体などからの派遣職員の受入については、クリーンセンター「たちむにい」、立川競輪場、立川拘置所としているが、密集する周辺地域の状況などを考慮すると、新たな施設について検討する必要がある。

（4）指定管理者等との協力

避難所、帰宅困難者一時滞在施設等の災害時に拠点となる市施設には、指定管理者等により管理運営されている施設が数多くある。災害時に市職員と協力して有効な災害対応ができるよう、令和3（2021）年度からは委託内容に災害対応について盛り込むことから、協力体制を具体的に構築し、訓練の実施等検討する必要がある。

（5）受援体制

令和6（2024）年4月に策定した「立川市受援計画」の中で、外部からの人的応援を受け入れる体制について整理しているが、災害時に円滑に運用に向けた、各班及び庁内での調整等を進める必要がある。

【施策の方向性と事業計画】

（1）他の自治体との応援体制

現在協定を締結している各自治体との連携を実効性のあるものとするため、定期的に情報交換や支援及び受入訓練を実施する。

また、現在協定を締結している自治体との地理的状況を勘案して、新たな他自治体との協定締結を推進することで、広域的な受入体制を整備する。

近隣自治体との相互支援については、広域連携サミット9市防災担当者会議の開催等を通じて、新たな連携のあり方を構築する。

【取組事項】	所管
支援自治体との調整会議、訓練実施	危機管理対策室
新たな支援協定の締結	危機管理対策室
広域連携サミット参加市との連携	危機管理対策室

（2）民間団体との災害時協定の推進

現在、協定を締結している団体との協定内容を実効性のあるものにするため、連絡先を明確にするとともに対応マニュアルを整備し、図上訓練を実施する。

行政の防災活動対応能力を補完するため、新たにバイク愛好団体、無線愛好団体、福祉施設関係、給食事業所、食品流通事業所、葬祭事業所、タクシー協会、災害ボランティア団体等との支援協定の拡充を進める。

【取組事項】	所管
対応マニュアルの作成	危機管理対策室・関係各部
図上訓練の実施	危機管理対策室
支援協定の拡充	危機管理対策室・関係各部

(3) 応援受入体制の整備

① 派遣職員受入施設の確保

クリーンセンター「たちむにい」、立川競輪場、立川拘置所を派遣職員の受入施設として位置付けているが、受援計画にあわせ、新たな受入施設を確保する必要性がある。

② 必要資機材等の事前整理

派遣職員が支援活動を行うために必要な資機材等をあらかじめ整理し、整備または調達方法の検討を行う。

③ 支援ニーズの把握方法の検討

庁内の支援ニーズを迅速かつ的確に把握するため、派遣職員を要請する際の手順を具体化する。

派遣職員の受入対応や派遣職員の要請手順等について、具体的なマニュアルの整備を図り、図上訓練等で実践する。

【取組事項】	所管
派遣職員受入施設の確保	危機管理対策室・環境資源循環部・公営競技事業部
対応マニュアルの作成	行政管理部・危機管理対策室・環境資源循環部・公営競技事業部

(4) 指定管理者等との協力

指定管理者等により管理運営されている災害時拠点となる市施設に対し、協力を要請するとともに、災害対応について明記した委託契約を行い、具体的な活動について協議する。

【取組事項】	所管
指定管理者への協力要請	関係各部
災害対応を明記した委託契約、活動内容の協議	関係各部

(5) 受援計画

令和6（2024）年4月に策定した「立川市受援計画」の中で、外部からの人的応援を受け入れる体制について整理している。災害時に円滑に運用するために、各班の体制の具体化や、全庁的な研修や訓練を通じたシミュレーション等により、実行性のある受援体制を構築する。

また、「東京都災害時受援応援計画」（令和5（2023）年11月改定）との整合を図り、東京都と連携し、役割分担や対応手順の明確化、平時の取組促進を図る。

【取組事項】	所管
各班の受援体制の具体化	危機管理対策室・関係各部
人的応援の受援体制確保のための研修・訓練の実施	危機管理対策室・関係各部

第9項 大規模な事件・事故等や異常気象への対策

【現状と課題】

(1) 市内の大規模な事件・事故等への対策

駅周辺には多くの買い物客や通行人がおり、鉄道事故やテロ等の事件・事故が発生した場合には、相当の混乱が予想され、多くの負傷者も見込まれる。また、市内には危険物貯蔵施設が200か所（令和7（2025）年1月1日現在）あり、東京消防庁の指導のもとに適正な管理が行われているが、事故等が発生した場合には大きな被害も想定される。

市内に大規模な事件・事故等が発生した場合に備え、消防・警察・医療機関と行政が連携して対応を図るための危機管理のあり方が課題となる。

(2) 異常気象への対策

近年、全国各地で竜巻や突風、大量の降雪などこれまでに経験したことのない事象が発生している。また、富士山噴火に伴う降灰など、こうしたことへの対応を的確に行うためのマニュアルを整備しておく必要がある。

【施策の方向性と事業計画】

(1) 市内の大規模な事件・事故等への対策

災害時、関係各機関が円滑な相互連携を図れるよう対応マニュアルを作成する。
消防署・警察署をはじめとした関係機関が参加した図上訓練を実施する。

【取組事項】	所管
対応マニュアルの作成	危機管理対策室
図上訓練の実施	危機管理対策室

(2) 異常気象への対策

全国の事例を精査し、適切な対応マニュアルの策定に取り組む。

【取組事項】	所管
対応マニュアルの作成	危機管理対策室

第5章 計画の推進のために

防災・減災計画は、市民・地域、事業所等、行政が連携・協働して、日ごろからの備えと発災時の初動活動を迅速かつ円滑に行うことにより、被害を最小限に軽減させるための計画である。

そのためには、これまでに述べてきた基本的な考え方や自助・共助・公助を基本とした役割分担を基に、第4章で掲げた様々な課題について、どのように施策を実行し、どこまで進展しているかを、市民一人ひとりが常に認識するとともに、市民との連携・協働の観点から検証していかなければならない。

そのため、立川市は、

- 1 市民防災組織をはじめ地域の様々な団体と協働で、地域ごとの運営体制の整備に取り組むとともに、防犯、子育て、福祉などの様々な分野の施策とも連携した取組を通じて、地域コミュニティの活性化に取り組む。
- 2 地域防災計画を具体的に実行するためのアクションプランを作成し、関係部署は計画的な防災対策を進めていく。
- 3 減災・防災計画に掲げた様々な取組の進捗状況を定期的に広報等で公表するとともに、市民自ら取組状況を検証する「市民による地域防災計画推進チーム」（仮称）の設置を働きかける。
- 4 上記を踏まえ、自助・共助・公助を基本とした役割分担に基づき、市民・地域、事業所、行政の責務を明らかにするとともに、相互に連携・協働を図りながら推進していくため、災害対策の基本的な事項を規定した「防災対策基本条例」（仮称）の制定に取り組む。

